

# 第四次金山町振興計画

## 基本構想 基本計画（後期）

平成 27 年 12 月

福島県金山町



# 金山町民憲章

(昭和 60 年 3 月 30 日金山町告示第 5 号)

- 一 自然を愛し、美しい町をつくりましょう
- 一 健康で、生きがいのある町をつくりましょう
- 一 教養を高め、文化の町をつくりましょう
- 一 親切をつくし、豊かな町をつくりましょう
- 一 決まりを守り、明るい町をつくりましょう

# 第四次金山町振興計画

基本構想（平成23年度～平成32年度）

基本計画（後期）（平成28年度～平成32年度）

## 目次

### 第四次金山町振興計画

はじめに .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の構成 .....	2

### 第1編 基本構想

第1章 基本目標 .....	3
1 基本構想の期間 .....	3
2 まちづくりの課題 .....	3
3 基本目標 .....	8
(1) まちづくりの考え方 .....	8
(2) まちづくりの基本目標（町のあるべき将来像） .....	11
第2章 計画を実現するための指針 .....	12
1 過疎に対応した安全・安心・快適な生活環境づくり .....	12
2 学校教育・生涯学習による人づくりの推進 .....	13
3 地域資源とITを活用した魅力ある仕事づくり .....	14
4 広域的な連携により支えあう地域づくり .....	16
5 「支えあい」の精神の醸成と相互扶助の推進 .....	17

### 第2編 基本計画（後期）

第1章 過疎に対応した生活環境づくり	
第1節 生活環境の整備	
1 簡易水道 .....	18
2 生活排水 .....	19
3 環境衛生 .....	20

4	公 営 住 宅	23
5	消 防 ・ 救 急	24
6	防 災	26
第2節 交通通信体系の整備		
1	道 路	28
2	交 通	31
3	通 信	34
4	情 報 化	36
第3節 福祉の向上と健康長寿		
1	地 域 福 祉	37
2	高 齢 者 の 福 祉	39
3	児 童 の 福 祉	41
4	障 が い 者 の 福 祉	43
5	ひ と り 親 家 庭 の 福 祉	45
6	健 康 づ く り	46
7	医 療 の 確 保	47
第2章 郷土を担う心豊かな人づくり		
第1節 地域一体型ふるさと教育の推進		
1	幼 児 教 育	49
2	義 務 教 育	50
3	高 等 学 校 教 育 等	53
第2節 生きがいを育む生涯学習		
1	生 涯 学 習	55
2	生 涯 ス ポ ー ツ	57
第3節 次世代につなぐ伝統文化		
1	地 域 文 化 の 振 興 等	60
第3章 地域特性を生かした仕事づくり		
第1節 第一次産業の振興と六次化推進		
1	農 業	63
2	林 業	67
3	内 水 面 漁 業	70

第2節 商工業の振興と雇用促進	
1 商工業と雇用創出	72
2 観 光	75
第3節 定住促進と若者応援	
1 定 住 促 進	80

#### 第4章 広域的な連携による地域づくり

第1節 交流促進	
1 交 流 促 進	83
第2節 広域連携の強化	
1 広 域 連 携	85

#### 第5章 住民と町職員の意識改革

第1節 支えあいの精神による地域づくり	
1 住民参加の町づくり	87
2 集 落 の 整 備	88
第2節 公有財産の適正管理	
1 公有財産の適正管理	90

### 町のあゆみと現在のすがた

1 町 の 現 状	92
2 資 料	99

# 第四次金山町振興計画

# 第四次金山町振興計画

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本町では、昭和 48 年に「山村を拓く福祉社会の町づくり」をテーマとした「第一次金山町振興計画基本構想」を策定、昭和 63 年には「子供の集う町」を永遠のテーマとした「第二次金山町振興計画基本構想」を策定し、平成 3 年には「第二次金山町振興計画基本構想（改定）」を策定してきました。平成 13 年に策定した「第三次金山町振興計画基本構想」でも「子供の集う町」にさらに磨きをかけるための計画を推進してきました。

この間にも、出生数の減少、若者の流出などによる人口の減少、超高齢社会の進行等の現象は止まることはありませんでした。

「第二次金山町振興計画基本構想」では、「子供の集う町」を実現するために、地域の全ての資源を活用し自らの努力によって町を振興発展させることによって、外部条件の有効活用を図ろうという考え方を示し、更に「第二次金山町振興計画（改定）」からは、①シルバーユートピアの建設、②ふるさと産業コンビナートづくり、③若者定住促進運動、④自然教育村の推進、⑤妖精の里の演出、⑥ふるさとリゾートの形成という 6 項目を重点施策に掲げて社会基盤の整備と住民福祉の向上に努めてきましたが、若年者比率の減少を止めるには至りませんでした。平成 13 年に策定した「第三次金山町振興計画基本構想」においても、この考え方を継承してきましたが、止まることを知らない超高齢社会、地域の後継者となるべき若者の流出、そして超少子社会による人口減少に歯止めをかけることは出来ませんでした。

国全体を見ると、一人の女性が一生のうちに産む子供の数を示す合計特殊出生率は若干の上昇傾向にあるものの、国際的な比較では依然として下位に属しており、21 世紀は国の人口そのものが年々減少する時代を迎えています。政令指定都市等の大都市、県内では郡山都市圏以外の地域では今後数十年内の人口の増加は見込めず、超少子化・超高齢化は国全体の問題として大きくクローズアップされています。

また、「サブプライム」問題に端を発する 2008 年の「リーマンショック」以降、日本経済も大きな打撃を受け、国内では中小企業を中心に「貸しはがし」や倒産、派遣労働者に対する「派遣切り」などが横行し、大量の失業者を出す事態となりました。国が打ち出した緊急経済対策も地方への波及は極僅かで、地域の経済は一向に上向き兆しは感じられません。円高ドル安傾向が続き、相も変わらない株価の下落傾向、中国をはじめとした新興国の台頭は、今後も日本経済に上昇気流をもたらす気配すら感じさせません。

新たな計画では、過去数十年、町が実現できなかった諸課題を見つめなおし、歴史的な趨勢（すうせい）を今一度理解して、町の生き方の原点をしっかりと見極めた将来の姿を創造し、町の現状と歴史的な背景を踏まえ、「支えあいの町 **かねやま**」をテーマとして、かつての主産業であった農林漁業を基本とした産業の育成と子供から高齢者までが支えあいの心を持ち、みんなで将来の町の担い手に歴史をつないでいくことをねらいとしています。

## 2 計画の性格

この計画は、平成 23 年度から 10 年間の長期的な展望のもとに、「まちづくり懇談会」での住民の意向の把握、金山町振興計画審議会で第三次計画の検証と第四次計画の素案づくりから十分に時間をかけて審議を行い、すべてが手づくりで策定された計画として、金山町の将来の姿を創造し、目標の実現のための方策を示したもので、次のような性格を持っています。

- ① 町政運営の基本指針として、町政の果たすべき役割を明らかにし、町政の各分野における施策の整合性と実効性を確保する。
- ② 町民や民間団体に対しては、目標に対する理解と認識を深めていただくとともに、町民一人ひとりの自主的、積極的なまちづくりへの参加を期待する。
- ③ 国・県に対しては、町として国・県に期待する施策の概要を明らかにし、国・県の積極的な対応を強く要望する。

なお、本計画の推進過程で、社会・経済情勢の大幅な変化や、国・県の新たな施策への対応に関しては、本町の主体性を確保しながら、適時な対応を行います。

## 3 計画の期間

この計画は、平成 23 年度（西暦 2011 年）を初年度とし、平成 32 年（西暦 2020 年）を目標年次とする 10 年計画です。

## 4 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 段階の計画から構成されています。

### 【基本構想】

本町の現状や課題、これからの時代認識を踏まえ、平成 32 年（西暦 2020 年）における町のすがたや、まちづくりの目標、施策の指針を示しています。

### 【基本計画】

基本構想の施策の指針に基づき、各分野ごとに現状と課題、施策の方向、重点事業などを示しています。

基本構想の期間である 10 年を前期と後期に分け、前期計画期間は平成 23 年度から平成 27 年度まで、後期計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までのそれぞれ 5 年間とします。

### 【実施計画】

基本計画に掲げられた施策を、社会経済条件、緊急度、財政上の制約などを踏まえて具体的に実現していくため、計画期間を 3 年とし毎年度ローリングにより見直しを行いながら策定します。

# 第1編 基本構想

# 第1編 基本構想

## 第1章 基本目標

越後山脈の山懐に位置する「金山町」は、尾瀬を源流とする只見川や神秘的な沼沢湖、広大なブナの原生林など豊かな水と緑に囲まれ、山里にはこれまでの歴史を受け継いできた人たちの生きてきた証がいまなお深く刻み込まれています。先人の営みが色濃く残る奥会津の地で現代を生き抜く私たちは、ふるさとの歴史的な背景を理解しながら、現代を生き抜くための諸問題の解決に邁進し、次代を担う子供たちへ希望の持てる未来をつなぐため、総力を結集して、安全、安心で暮らしやすく、子供から高齢者までのすべての人が、町に誇りを持つことができる地域を実現するため、着実に計画を進めていかなければなりません。

昭和30年に4村が合併し、昭和33年に町制を施行してから50年余りが経過しましたが、これまでも第一次金山町振興計画から第三次まで、私たちは進む超高齢社会や若者定住、産業の創出、福祉などのあらゆる分野においての計画を策定し、時代に即した施策を進めてきましたが、過疎にともなう人口減少に歯止めをかけることはできませんでした。

「灯台下暗し」という言葉が示すとおり、私たちはこれまで他の町や村のことを羨み、金山町が持ち合わせていた可能性や将来性、潜在能力を見失ってしまっていたのかもしれない。これからの時代は、これまでの町の歩みをしっかりと理解し、自分たちが何であるのか、金山町はどんなところなのかをしっかりと見極め、新たな未来へ向かって町のありべき姿を創造していくこととします。

### 1. 基本構想の期間

平成23年を基本構想の初年度とし、平成32年（西暦2020年）を目標とします。

### 2. まちづくりの課題

金山町は、昭和48年に策定した第一次金山町振興計画基本構想では「山村を拓く福祉社会のまちづくり」を、昭和63年に策定した第二次金山町振興計画基本構想では「子供の集う町」をつくることを、平成3年には第二次金山町振興計画基本構想を改定して交流型社会を築くことを、平成13年に策定した第三次金山町振興計画基本構想でも「子供の集う町」にさらに磨きをかけるための施策を進めてきました。

この結果、スポーツ・文化、観光、消防・防災、道路、高度情報化をはじめとした社会生活基盤の整備や超高齢社会に対応した福祉などの基盤については、ある程度の成果が見られていますが、町の担い手となる若者の定住については、町でもあらゆる施策を進めてきましたが、「求める職業がない」「給与水準が低い」「結婚したくてもできない」「都市と比べて生活が不便」などの理由から若者の流出には歯止めがかからず、現状で

は特効薬も見つかっていません。

第四次金山町振興計画の策定にあたり、あらためて現在の町の姿を確かめ、直面する課題を理解し、これからの私たちの生き方を考えていくこととします。

### **(1) 超少子・超高齢社会及び過疎の進行**

金山町としての最大の課題は、若年層の大幅な減少にともなって町を支える働く世代が減っているため、アンバランスな人口構成となっていることです。

本町の人口動向は、生まれてくる子供の数よりも亡くなる人の数が多いことや、町から出ていく人の数が町に入ってくる人の数より多いことにより人口が減少し、これと同時に世帯数の減少もかつてないほどに急速に進んでいます。今後、最も人口が多い後期高齢者世代の人口減少が進むことにより、過疎に拍車がかかることは避けられません。

平成 17 年に行われた国勢調査の人口は 2,834 人、年少者比率（0～14 歳）は 7.0%、若年者比率（14～29 歳）は 6.2%と極端に低く、逆に高齢者比率（65 歳以上）は 51.8%と極端に高くなっていて、平成 22 年 4 月 1 日現在の福島県現住人口調査によると、本町の世帯数は 1,162 世帯、人口は 2,468 人（男 1,154 人、女 1,314 人）、高齢者比率は 55.6%となっており、人口は町の財政運営にも大きな影響を及ぼすことから平成 22 年 10 月 1 日を基準日とする国勢調査の結果が注目されていましたが、人口は 2,462 人という速報値が出ているところです。

若年者比率の低下が進んでいる状況は、将来のまちづくりのための計画を実施していく上で大きな障害となることが心配されるため、町の担い手となる若者たちにとっても生活しやすい環境づくりを進めなければなりません。

### **(2) 新たな地域産業の創出と仕事づくりの推進**

本町の産業は、若者の減少による労働力の低下が要因の一つとなっており、これまで雇用を確保してきた第 2 次産業については、賃金の安い海外への生産拠点の移転や経済不況等による工業の衰退、公共事業の削減による建設業の雇用も減少が進んでいます。特別養護老人ホームの増床による新規雇用が見込まれるなどの明るい兆しもありますが、新たな産業を育成しない限り住民要求を満たした雇用を創出することは難しい状況です。潜在的な地域資源や特産品を生かした新たな産業づくりの息吹も感じられるため、産業づくりを進めようとするやる気ある人たちを支援し、第 1 次産業を基盤とし第 2 次、第 3 次が連携した 6 次産業化を推進しながら、幅広い産業の振興により仕事づくりを推進します。

### **(3) 「支えあい」の精神の醸成による相互扶助の推進**

全国に先んじて進む超高齢社会は、歴史をつないできた家が途絶えてしまうばかりでなく、過疎が進むことにより集落機能の維持さえも困難な状況をもたらし、町全体のあらゆる機能を停滞させてしまうことが心配されています。全国的な傾向として、都市を中心に地域のつながりが薄れつつある時代にあって、日常生活のあらゆる場面において住民たちが支えあいながら地域社会を維持していくことが必要です。ここであらためて「結い」という相互扶助の精神を発展させながら支えあいの輪を広げていくことによっ

て、いくつになってもいきいきと生活することができる地域づくりを進めていきます。

#### **(4) 超少子社会に対応した教育の推進と地域文化の保存・継承**

町内における出生数の減少が続いているため、町内の小中学校における児童・生徒数の減少に歯止めがかからない状況にあり、教育環境に大きな影響を及ぼしています。

また、地域の伝統文化や文化財等については、保存・継承が課題となっています。

#### **(5) 安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの推進**

上下水道や足元道路の整備、雪国特有の冬季間の除雪、医療や福祉、救急体制の整備など、住民が安心して生活を送ることができるように、幅広い生活基盤の整備を進めることが求められています。具体的には、上水道の未普及の解消や集落の実情に応じた下水道整備、緊急時に対応した集落内道路の整備、冬季間の負担軽減のための除雪・融雪対策、診療所の充実のための新たな医療機器導入や救急時の受入体制整備、特別養護老人ホーム増床、ヘリポートの設置などの対策が必要です。また、住民の健康維持増進を図るための保健師による保健活動の継続や高度情報化社会に対応したITの活用などを進め、新たな時代に対応した安心、安全、快適なまちづくりを推進します。

#### **(6) 高度情報化社会に対応した新たな生活スタイルの推進**

高度情報化社会を迎えた現在、本町においても全ての世帯に光ファイバー網が敷設されたことにより、大都市と比較しても遜色のない情報伝達手段を確保することができました。しかし、若年者層と高齢者層ではITの利用に大きな差が生まれてくることが予想されており、今後はIT時代に対応した新たな生活スタイルとITとは無縁の従来の生活スタイルの2極化が進むことが予想されます。新たに整備された光ファイバー網をあらゆる分野に活用し、実際にパソコンに触れる機会のない高齢者世代にとっても、日常生活の中での何らかの形で利用が図られるような体制を整備していかなければなりません。

#### **(7) 住民と町職員の協働と役割を明確化したまちづくりの推進**

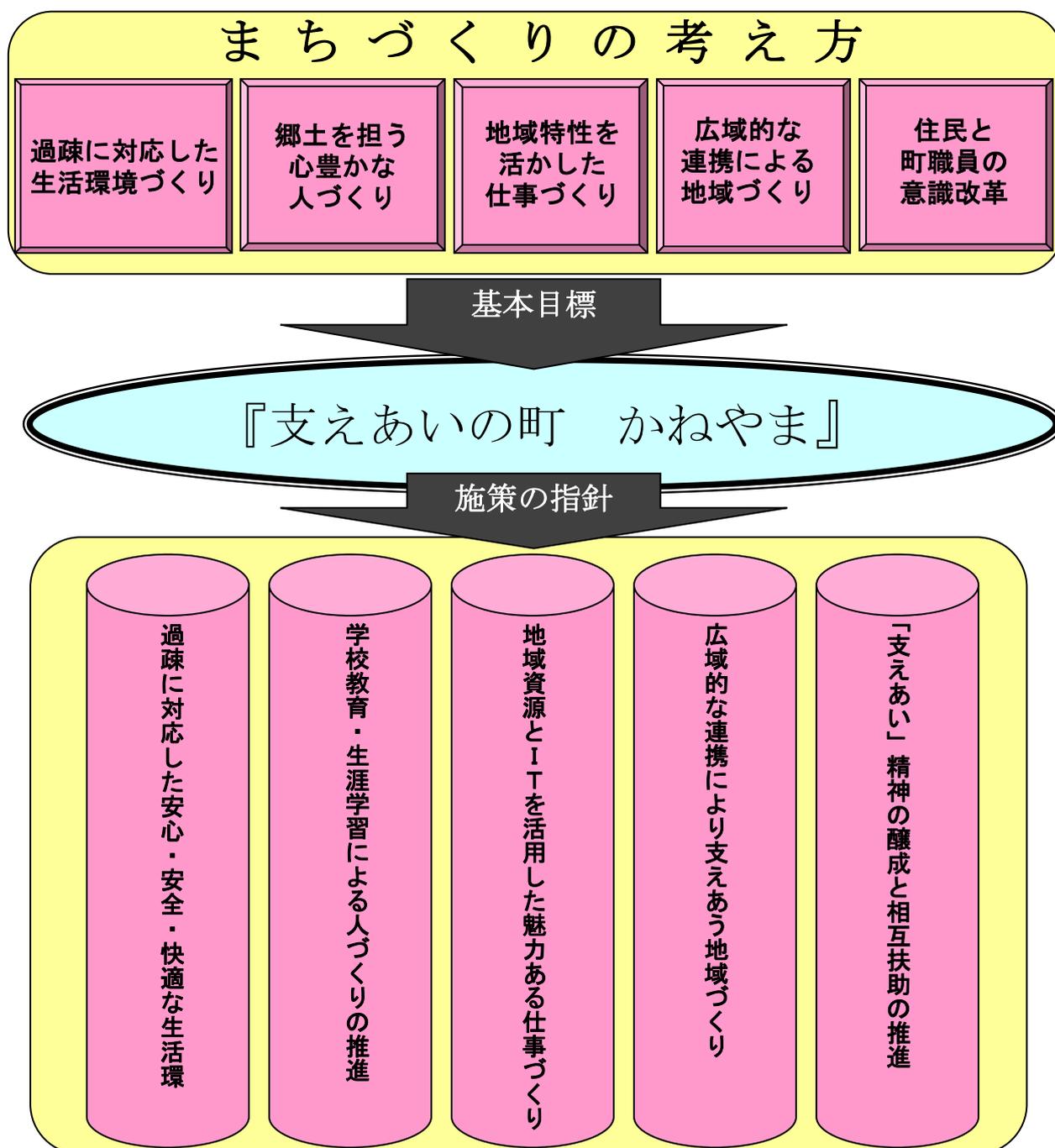
これまで、本町のまちづくりは行政主導で行ってきたものが大半を占めていましたが、これからの10年間のまちづくりは、これまでの反省を生かしながら住民と町職員が一緒になってまちづくりを考え、よりよいアイデアを出し合いながら、新たな施策の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

これまでの計画にもあった「職員地区担当制」による集落づくりや、「まちづくり懇談会」における住民意向の把握などが停滞気味であったことの反省を踏まえながら、新たな10年においてはこれらを再構築して定着をはかり、住民と町職員の話し合いを行い情報の共有化を図るとともに、現状の把握や集落ごとに潜在する諸課題についての共通認識を持つとともに、住民と町職員が担う役割を明確化することによって、新たな仕組みでより良いまちづくりが展開できるように進めていきます。

## (8) 広域化する住民活動に対応したまちづくりの推進

本町と他の地域を結ぶ国道は、バイパス化やトンネル化などの整備が進み、移動時間が大幅に短縮されたことによって、住民のあらゆる活動は広域化が進んでいます。会津若松地方広域市町村圏整備組合、只見川電源流域振興協議会、奥会津五町村活性化協議会、只見川ライン観光協会など、あらゆる分野において直面する課題に対して各構成市町村との連携を強化しながら新たな時代のまちづくりを進める必要があります。

また、新たに教育分野については、近隣町村においても超少子社会が急速に進行していることから、これからはより良い教育環境づくりを推進するため、将来に向けて連携した議論を検討しなければなりません。



## まちづくりの課題

- 超少子・超高齢社会及び過疎の進行
- 新たな地域産業の創出と仕事づくりの推進
- 「支えあい」の精神の醸成による相互扶助の推進
- 超少子社会に対応した教育の推進と地域文化の保存・継承
- 安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの推進
- 高度情報化社会に対応した新たな生活スタイルの推進
- 住民と町職員の協働と役割を明確化したまちづくりの推進
- 広域化する住民活動に対応したまちづくりの推進

## まちづくりの考え方

- ① 過疎に対応した生活環境づくり
  - イ 支えあいによる暮らしやすい生活環境づくり
  - ロ 人々の能力を最大限に生かした支えあいのまちづくり
  - ハ 地域の良さを支えあいながら守り育てるまちづくり
- ② 郷土を担う心豊かな人づくり
- ③ 地域特性を活かした仕事づくり
  - イ 若者定住を促進する時代に合った仕事づくり
  - ロ 第1次産業を基盤とした6次産業化の推進による仕事づくり
  - ハ 田舎暮らし志向の高まりに対応した新たな仕事づくり
  - ニ 既存企業の活性化と新規分野進出の支援による仕事づくり
- ④ 広域的な連携による地域づくり
- ⑤ 住民と町職員の意識改革

## 計画を実現するための指針

- ① 過疎に対応した安心・安全・快適な生活環境づくり
- ② 学校教育・生涯学習による人づくりの推進
- ③ 地域資源とITを活用した魅力ある仕事づくり
  - イ 地域資源を活用した農林水産業等の振興
  - ロ ITの活用と広域的な連携による雇用機会の確保
  - ハ 消費者ニーズへの対応と地域内流通システムの確立
- ④ 広域的な連携により支えあう地域づくり
- ⑤ 「支えあい」の精神の醸成と相互扶助の推進

### 3. 基本目標

#### (1) まちづくりの考え方

町の現状を確かめ、地域に存在する数々の諸課題を整理していくと、10年後に理想とする将来の町の姿が見えてきます。

新たに策定した第四次金山町振興計画では、町の現状や数々の課題、新たな10年の認識を踏まえながら、「まちづくりの考え方」として次の5つを、これからの10年のまちづくりの柱として計画を推進していきます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 過疎に対応した生活環境づくり</li><li>② 郷土を担う心豊かな人づくり</li><li>③ 地域特性を活かした仕事づくり</li><li>④ 広域的な連携による地域づくり</li><li>⑤ 住民と町職員の意識改革</li></ul> |
|--|

#### ① 過疎に対応した生活環境づくり

##### イ 支えあいによる暮らしやすい生活環境づくり

私たち町に住むすべての人が安全に、安心して毎日の生活を営むには、上下水道、医療、福祉、衛生、消防・防災、交通、道路など、あらゆる分野において不安のない快適な生活環境をつくることが求められています。これらの生活環境の整備にあたっては、町が整備を進めることが必要であるため、限られた財源を有効に活用しながら、過疎に対応した生活環境づくりを進めることが必要です。また、町が生活環境を整えるばかりでなく、これらの機能を補完するための地域住民の支えあいの意識を高めることにより、より一層の安心感が得られる大きな要素となるため、人と人をつなぐ支えあいの精神の醸成にも積極的に取り組みます。

##### ロ 人々の能力を最大限に生かした支えあいのまちづくり

超少子・超高齢社会を迎えた本町において、過疎が進み人々が持つあらゆる能力を補い合うことは困難な状況にあり、町が抱える諸問題の解決に向けて、子供から高齢者までのすべて人々が、相互に支えあいの心を持ったまちづくりに取り組んでいきます。

##### ハ 地域の良さを支えあいながら守り育てるまちづくり

これまでの町の歩みをしっかりと理解し、受け継がれてきた地域の文化を守り育てていくためには、人々の支えあいの心が大切です。日々の暮らしに根ざした地域の良さを再認識し、地域に誇りを持って生活することにより、暮らしやすいまちづくりを進めます。

## ② 郷土を担う心豊かな人づくり

本町にとって最も重要となるまちづくりの課題の一つに、人づくりをテーマとした施策の推進があげられます。幼児教育、義務教育、高等学校教育等、社会教育、社会体育、地域文化の振興等といった各分野において、心豊かな人づくりを進めます。

具体的には、幼児教育における情操教育、小・中学校においては、超少子社会の進行に伴う少人数教育や複式学級など、児童生徒の減少による弊害が課題でありますが、小規模校の良さを最大限に生かしながら、郷土を愛する心豊かな子どもたちの育成と教育課程に基づいた基礎、基本をしっかりと学ぶことのできる環境の整備に努めます。

高等学校教育等については、川口高等学校が地域に欠かせない教育機関としての認識を深めるとともに、近隣町村と連携した生徒の確保及び支援を行います。

また、社会教育、社会体育、地域文化の振興等については、「生涯一学習」を展開しながら、学びたい人が、学びたい時に、学ぶことができる環境づくりに努めます。

## ③ 地域特性を活かした仕事づくり

### イ 若者定住を促進する時代に合った仕事づくり

超少子社会による年少・若年者人口の減少によって、本町の人口構成はアンバランスな状態が今後も続いていくものと考えられます。あらゆる結婚対策や子育て支援などにより定住を進めようとしても、生活の基盤となる収入を得るための仕事が確保できなければ、若者たちの定住は進みません。

町内においては、光ファイバー網の整備や携帯電話不感地域の解消が進んだことにより、都市と比較しても遜色のない高度情報化基盤が整っており、距離的・時間的な制約、情報伝達の容易性・即時性などに有効であるため、これらを活用した産業づくりに努めます。

また、若者が求める職業は多岐にわたり、本町のみで確保することはとても難しい状況にあります。広域道路である国道252号、冬季通行止めが解消された国道400号、県道布沢横田線の整備促進による通年通行の確保など、通勤時間の短縮と通勤圏の拡大を進め、広域的な連携を図りながら仕事の確保に努めます。

### ロ 第1次産業を基盤とした6次産業化の推進による仕事づくり

これまでの雇用の中心であった建設業や大きな雇用を確保することが可能な製造業などの新たな工場誘致による雇用機会の確保ばかりではなく、新たな発想で産業振興を考えていかなければなりません。かつて本町で生活を営んでいた家庭の多くは、農業と林業を組み合わせ生活が営んできました。農林業からの産業構造の転換により「百姓をやっても食ってはいけない」という時代背景の中で、農業や林業を生業としていくことはできないということが、私たちの心には幼少期から深く刷り込まれてしまい、米を作ること、木を切ること、魚を獲ることなどを仕事にするという考え方はなくなってしまいました。

これからの時代は、地域に潜在する地域資源を活用し農林水産業を柱とした第1

次産業の基盤を再生しながら、町内で加工や販売、消費、そして観光などの分野へすそ野を広げ、第2次、第3次、最終的には6次産業化を推進し、流通過程における付加価値を生産者や消費者が恩恵を受けることができるように、生産－加工－販売－消費－サービス－観光が連携した支えあいの産業の育成に努めます。

#### ハ 田舎暮らし志向の高まりに対応した新たな仕事づくり

団塊の世代の大量退職や若者の田舎暮らし志向の高まりを契機として、生活スタイルの変化や価値観の多様化などもあいまって、農山漁村の魅力を再発見する「ふるさと回帰」の考え方が高まりを見せています。

今後は、民間と行政、そして受け入れ先となる集落の役割を明確にし、I J Uターンを希望する人々の負担を軽減させるための支援を行う新たな仕組みづくりを進め、これらが新たな仕事として定着するように検討を進めます。

### 二 既存企業の活性化と新規分野進出の支援による仕事づくり

本町における事業所数は減少傾向が続いており、大きな雇用を抱えていた建設業も公共事業の大幅な削減などにより、本来の業務だけでは従業員を継続して雇用することは困難な状況にあります。しかし、このまま建設業の衰退が続けば、町内における第2次産業の受け皿がなくなり、さらなる産業の空洞化が懸念されます。今後は、既存の企業が本来の業務において雇用を維持できるような対策を検討します。また、新規分野への参入等にあたっては、本町として可能な支援について積極的に取り組みます。

#### ④ 広域的な連携による地域づくり

通勤、通学、買い物、通院、娯楽、行楽など日常生活における行動圏は、マイカーの普及や国道の改良整備が進んだことなどにより大きな広がりを見せており、これまでのように町内のことのみを考えた施策を推進するだけでは、多様化する地域住民の要求に対応することは難しくなっています。これからは、近隣町村をはじめとした連携を強化するとともに、奥会津地方の各町村や会津地方全体の市町村とのつながりにも配慮して、より広域的な視点で対応を検討する必要があります。

幸いにして本町は、会津若松地方広域市町村圏整備組合、両沼町村会、只見川ライン観光協会などの奥会津山里体験推進協議会といった既存の組織によるつながりがあるため、これらの連携を継続・強化するとともに、新たに設立した奥会津五町村活性化協議会と只見川電源流域振興協議会が共同歩調をとって実施する奥会津地域の産業育成、人材の発掘などの大きな地域づくりのための事業についても積極的に参画しながら、広域化する住民行動に対応した施策の推進に努めます。

#### ⑤ 住民と町職員の意識改革

私たちは、どんなことでも「役場がやってくれる」と思っていないでしょうか。これまで、ちょっとしたことでも「役場に連絡をしたら対応してくれた」と経験をした人もいれば、反対にちょっとしたことなのに「役場に連絡しても何の対応もしてく

れなかった」という経験をした人もいます。これまで町は、住民と町職員の本来あるべき役割を明確にしてきませんでした。今後は、住民ができることは住民自らが、行政がやるべきことは町職員がしっかりと取り組むことを明確にし、「職員地区担当制」や「まちづくり懇談会」を通じての情報共有を図るとともに、集落支援員や緑のふるさと協力隊などと連携をしながら、住民と町職員の意識改革と人づくりを進め、ともに支えあいながらいつまでも元気にいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

## (2) まちづくりの基本目標（町のあるべき将来像）

### 支えあいの町 かねやま

私たちが「10年後にこんな町になっていたらいいな」と想像した時に、人それぞれにイメージする町の姿は、千差万別ではないでしょうか。私たちは、それぞれの経験や価値観の違いなどによって、日常生活においては、それぞれが自らの判断と責任において行動しています。

しかし、金山町の10年後を考えた時に、すべての人たちが目指す方向性を一致させて舵を切り、目標の達成に向かって進んでいかなければなりません。

これまで何度となく策定された計画において、はたして、私たちは同じ目標に向かって歩みを進めたことがあったのでしょうか。本町が4村の合併によって金山村が誕生してから50余年が過ぎ、いつの時代においても「町が衰退していってしまう」、「町が消滅する」、「人がいなくなってしまう」というような声は聞かれました。しかし、本当に一つの町がなくなってしまうとは考えず、「町がなくなることはない」、「なんとかなる」という安易な考えがあったのではないのでしょうか。また、平成の大合併の広域的な検討をした時点では、「大きな町の世話になるしかない」、「単独では生きてはいけない」、「合併するしかない」という消極的な考えを持ったのではないのでしょうか。

私たちは、これまでの「なんとかなる」という考えを転換させ「集落がなくなる」、「町がなくなる」という危機感を持ちながら、ふるさとを将来にわたり守り続けていくために、水と緑に恵まれた豊かな環境の恩恵を受けながら、第1次産業である農林水産業のしっかりとした基盤をつくり、第2次、第3次と連携した6次産業化による仕事づくりを積極的に推進し、過疎と超少子・超高齢社会に対応した「支えあい」の心をすべての人々が持ち、目標とする10年後の町のあるべき姿である「支えあいの町 かねやま」を達成するため、同じ目標に向かって努力をしていくことを誓い合ひましょう。

## 第2章 計画を実現するための指針

私たちは、本町が抱えている諸問題について、どんなことがあるのか一定程度の理解をしていると思います。例えば、「子供が生まれない」、「高齢者が多い」、「亡くなる人が増えている」、「空き家が増えている」、「田畑が荒れてきた」、「山の手入れがされなくなった」、「働く場所がない」、「夜になると暗くて怖い」など、数え上げたらきりがありません。すべては「過疎」に起因しているといえます。町が抱える諸問題の解決にあたっては、まちづくりの目標を達成するために、各々の立場で自らの役割を理解するとともに、他の立場の役割との関連をしっかりと把握しながら「計画」し「実行」していくことが重要です。

そして、私たちは、住民と町職員が一緒になって計画について話し合い、それぞれの役割分担を明確にし、本当の意味での危機意識を感じながら目標達成に向かわなければなりません。

ここでは、「まちづくりの課題」を整理して見えてきた「まちづくりの考え方」と「まちづくりの基本目標（町のあるべき将来像）」を実現するための施策の指針を掲げます。

### 指針の概念＝支えあい

私たちは、自分のことですら自分だけでは解決できず、誰かの手を借りて解決することがたくさんあると思います。中には「人の手は借りたくない」と解決すべき問題をそのまま放置しておくこともあると思います。「子供や若者の数が少なくなり、お年寄りが増えて集落の普請や伝統行事もできなくなった」「年をとって自分一人では身の周りのことができなくなった」など、みんなで支えあわなければ解決できない問題は日常的に沢山あると思います。自分ができないことは誰かに助けてもらう、誰かができないことは自分が助けてあげる、そんな支えあいが今最も求められていることではないでしょうか。

「結い」という言葉は、若い人たちは「聞いたことがない」といった馴染みのない言葉であり、中高年の人たちでさえ「最近では聞かなくなった」と答える人が多くいると思います。「結い」とは、主に小さな集落などの共同作業のことで、一人でやるには多くの費用と期間、そして労力が必要な田植え、稲刈り、屋根の葺き替え等の作業を、集落の住民総出で助け合い、協力し合う相互扶助の精神で成り立つものです。

かつての日本の田舎では一般的でしたが、金山町でも農作業の機械化、トタン屋根の普及などにより薄れてしまいました。

しかし、本町の現状を考えた時に、「結い」を発展させた「支えあい」の精神は、あらゆる問題を解決するために、私たちをつないでくれるのではないのでしょうか。

### 1 過疎に対応した安全・安心・快適な生活環境づくり

山村地域に住む私たちは、所得水準の向上や生活環境の改善によって全国民が営んでいる豊かな生活を享受できるようになりました。

しかし、今なお、下水道整備など社会資本の整備の遅れが目立ち、都市部との生活環境水準にかい離があります。冬季間の雪対策も永遠の課題です。地域住民が快適で、安

安心して生活できる環境整備を重点的に実施するとともに、ここに住むわたしたちが暮らしやすい町は、訪れる人にとっても安心で、安全で、快適に過ごすことのできる町になるでしょう。

主な施策としては

- 水道未普及地区の解消と地区で運営する水道施設のあり方に関する検討
- 地区の実情に合った下水道事業の推進
- リサイクル教育の推進と超高齢社会に対応したごみ収集体制の整備
- 将来の住宅需要を見据え生活水準の向上に対応した町営住宅の整備
- 広大な森林の保全と公共的機能の維持及び観光や教育分野における活用促進
- 初期消火体制の整備と緊急時に対応した施設の充実
- 冬季間も安心して暮らせる克雪対策の推進
- 住民生活に密着し観光にも対応した乗合タクシーなど2次交通の確保
- 老朽化した公共施設の修繕等についての迅速な対応
- 緊急時に対応した集落内足元道路の整備
- 光ファイバー網を活用した高度情報化の推進と医療福祉の向上
- 超高齢社会に対応した生きがいつくりと支えあいの推進
- 若者定住と田舎暮らしニーズに対応した受け皿づくり
- 自然教育村の経験を生かした新たな交流事業の展開
- 「妖精」をイメージするまちづくり
- 人々が癒しを求める「里」の創造

## 2 学校教育・生涯学習による人づくりの推進

超少子社会の進行により大きく子育て環境が変化する中で、家庭、学校、地域が連携を図りながら教育環境の整備を推進することにより、豊かな心を持った人づくりを進めます。

成人の教育については、社会教育及び社会体育を通じた人づくりを推進し、超高齢社会の中でも活力ある元気な町づくりが推進されるように努めます。

地域の伝統文化や文化財については、保存・継承のために後継者づくりを推進します。

主な施策としては

- 家庭における教育力の向上
- 地域における子育て支援の推進
- 児童・生徒数の減少に応じた教育環境のあり方の検討
- 県立川口高等学校の維持存続と教育環境の整備
- 公民館活動の充実と施設の維持修繕
- 各種団体の自主的活動の助長
- 地域総合型スポーツクラブの設立とスポーツの振興
- 地域文化の保存と継承
- 文化財保護対策の推進

### 3 地域資源とITを活用した魅力ある仕事づくり

#### (1) 地域資源を活用した農林水産業等の振興

本町の農林業は、かつては地域を支えてきた基幹産業でしたが、日本の社会経済情勢の変化もあって、生産基盤が弱体化し、活力が失われています。

このため、本町では、地域の特性を活かし、生産－加工－販売－消費－サービス－観光といった産業の複合化を目指してきましたが、基本的には引き続きこの考え方を発展させながら、地域特産品のブランド化を一層推進するなど、新時代に即応した農林水産業等の振興を図ります。

主な施策としては

- 複合産業の確立と農産物のブランド化
- 森林を生かした産業の創出と林産物の産地化
- 内水面漁業漁獲量の安定確保
- コミュニティビジネスへの取り組み
- 各種組合の組織機能の強化

#### (2) ITの活用と広域的な連携による雇用機会の確保

バブル崩壊後、長引く不況や生産拠点の海外移転などにより町内企業は相次いで閉鎖や倒産に追い込まれました。また、国の財政悪化にともなう公共事業の大幅な削減は、建設業を主な産業としていた本町にとって大きな打撃となりました。本町は、工場を誘致する上で必要とされる「IT」「工業用水」「労働力」などといった条件を満たしていない状況の中では、新たな企業誘致は難しい状況にあり雇用環境の改善は極めて難しい状況です。

その一方で、ダムの流れ木などを有機肥料や燃料にするベンチャー企業、天然炭酸水を商品化する企業、新たに地域の特産品を商品化した企業組合や団体などが出ており、これらの振興を促進するとともに、ベンチャー企業、テレワーク※、コミュニティビジネス等による新事業創出による地域経済の活性化、雇用の創出、コミュニティの再生等を検討していきます。

また、定年と公的年金支給開始年齢との間に開きがあることなどから、高齢期の多様な働き方の一方策として、人材センターの利用を促進させることにより、雇用の確保を図ります。

若年者の雇用については、光ファイバー網の整備などにより都市部と比較しても遜色のないIT基盤が整い、距離的・時間的な制約、情報伝達の容易性・即時性などに有効であるため、これらを活用した産業づくりに努めます。若者が求める職業は多岐にわたり雇用の確保は難しい状況にありますが、広域的な道路整備や通年通行の確保などにより通勤時間の短縮と通勤圏の拡大などを進め、広域的な連携を図りながら雇用の拡大に努めます。

※テレワーク＝通信を利用して職場以外の場所で働く労働形態のこと。

主な施策としては

- 新たな企業誘致のための支援制度の検討
- 企業組合や地域づくり団体などへの支援の充実
- ベンチャー企業、テレワーク、コミュニティビジネスなどの新事業創出
- 地域経済の活性化、雇用の創出、コミュニティの再生
- 人材センターの利用促進
- 光ファイバー網を活用した仕事づくりの推進
- 多様化する若者の職業選択に対応した雇用の確保
- 道路整備や通年通行の確保による通勤圏の拡大
- 広域的な雇用拡大の推進

### **(3) 消費者ニーズへの対応と地域内流通システムの確立**

本町の小売業は、都市部に見られる商店街など、商業が集積している地域が少なく、小売店の経営規模も小さいため、経営基盤も弱い状況にあります。また、会津管内にも消費者ニーズを満たした大規模商業施設の出店が進んだことから、町外への消費の流出も止まるところを知りません。さらには、高速道路の休日特別割引（上限1,000円）などの影響もあり、住民の経済行動圏がより遠くの都市へと拡大しています。このため、町内においては、売り上げの減少、来店客数の減少など、小売業全体の存亡にも関わる危機的状況に直面しています。

このまま町外への消費の流出が続けば、生活基盤の一翼を担う小売業の廃業や縮小がさらに進み、最終的には町民の利便性の低下に大きく影響してきます。こうした課題解決と小売業の活性化を図るため、消費者が地元の商店に目を向けるような、いわゆる雰囲気づくりを中心とした事業展開を図ります。

交通手段を持たない高齢者などにとって、集落内の商店の閉鎖は日常生活に大きな影響をもたらすことから、地域住民の協同で集落内商店を運営している先進事例を参考にするとともに、経営者と地域住民、商工会、町などが連携しながら新たな商業のあり方の検討を進めます。

主な施策としては

- 生産－加工－販売－消費－サービス－観光との協業化による販売体制の確立
- 6次産業化に連動した地域内農産物の地域内流通（地産地消）システムの構築
- 他の産業と連携した消費者にとって魅力ある新商品開発
- 店構えの改善や陳列方法、接客力の向上など消費者の要求への対応
- サービスや商品など高齢化に対応した店づくりと事業展開などの推進
- インターネットを活用した幅広い消費者への販売の促進
- 妖精の里商品券などの継続及びより利用しやすい商品券の発行の検討
- 集落内小規模商店の地域コミュニティによる設立及び運営支援
- 町内小売業の後継者対策の推進と新たな出店に対する支援
- 若者のニーズに対応したフランチャイズ方式の店舗展開の検討

## 4 広域的な連携により支えあう地域づくり

本町が加入している広域的な行政組織としては「会津若松地方広域市町村圏」「両沼町村会」「只見川電源流域振興協議会」「只見川ライン観光協会」「奥会津五町村活性化協議会」などがあります。

特に、尾瀬を源流とする伊南川、只見川流域7町村で構成する「只見川電源流域振興協議会」、只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村の5町村で構成する「奥会津五町村活性化協議会」は、それぞれ圏域共通の課題や悩みを広域的に解決し、地域の振興を図ることを狙いに組織されています。只見川電源流域振興協議会の「新編 歳時記の郷・奥会津」第3期対策は、平成22年度から向こう10年間を事業期間とし、「奥会津振興センター」を立ち上げ、奥会津の人材育成と地域学の確立のための「奥会津大学」、地域産業の確立のため「奥会津振興公社」の設立を目指すもので、本町も積極的に参画し事業展開を図ります。特に平成22年度からは、只見川流域の5町村（只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村）から職員を1名ずつ派遣し、県より派遣された1名の職員とともに「奥会津振興センター」を運営しています。

また、国・県道等の整備や企業誘致については、広域的な取り組みが効果的であることから、通勤圏にある関係市町村と連携をとりながら重点事項として取り組みます。

広域的な生活圏を考えると、他の町村と接する本町の境界の集落は、町の端という捉え方ではなく、他の町村と隣接する集落と新しい生活圏＝境の生活圏をつくって、境の文化、境の産業をつくることを試みます。

この考え方は古くて新しい考え方でもあります。他の町村と接する金山町の境界の集落は、古くから結婚やまつりなどによって、日常的な往来が盛んに行われてきました。近年においても福島県サポート事業を受けて実施する三更地区の「霧幻峡プロジェクト」と三島町早戸地区との地域づくりの連携した取り組み、山入地区芸能発表会での只見町布沢・坂田地区などとの相互交流、県道布沢横田線「松坂峠」の通年通行の確保とトンネル化に向けた取り組み、ブナの原生林（癒しの森）の活用など、多面的な連携が見られていますので、さらに一歩進んだ交流のあり方を地域住民とともに検討していきます。

主な施策としては

- 「新編 歳時記の郷・奥会津」第3期事業の推進
- 国・県道等のう回路の整備への働きかけ
- 広域道路としての国道252号の整備促進の働きかけ
- 国道289号「八十里越」の通行不能区間の早期開通の働きかけ
- 冬季間でも安心して通行できる国道400号船鼻峠の改築促進の働きかけ
- 県道布沢横田線の通年通行の確保と将来のトンネル事業化の働きかけ
- 県道小栗山宮下線の冬季通行止め期間の短縮と安全対策施設整備の働きかけ
- 高度情報化社会に対応した広域的な光ファイバー網の利活用の検討
- 雇用機会の創出と雇用環境整備の推進
- 県立川口高校の他市町村からの生徒募集
- 近隣町村と隣接する集落同士の「境の生活圏」における生活全般にわたる連携の検討

## ■只見川ライン 5 町村及び伊南川流域町村と連携した観光交流事業の推進

### 5 「支えあい」の精神の醸成と相互扶助の推進

私たちはこれまで、町（役場）への依存体質に気づかずに過ごし、今でもその体質は残っているのではないのでしょうか。また町（役場）も時代の移り変わりによって変化する住民ニーズや地域の動きを把握しようとせず、何でもかんでも役場が主導し、どこまで町がやるべきなのかをはっきりさせないままにまちづくりを進めてきたのではないのでしょうか。

これまで町は、このような行政を続け、住民と町職員の本来あるべき役割を明確にはしてきませんでした。これからは、この反省を踏まえ、住民ができることは住民自らが、行政が対応すべきことは町職員が行うということを明確にすることが重要です。町は多くの職員がいた時代と同じことをこれからも担うことが困難であることをしっかりと住民に示し、目標の実現にはすべての住民が同じ目標に向かって努力をすることが必要であることを理解してもらわなくてはなりません。この目標の実現のためにも住民と町職員が情報を共有し、「職員地区担当制」の再構築や、「まちづくり懇談会」に磨きをかけることなど、住民と町職員がともに支えあいながらまちづくりを進めていきます。

また、この「支えあい」の精神は、奥会津地域に住む私たちは、昔から「結い」という言葉で表してきました。若者の中には「結い」という言葉すら知らない人もいると思うし、中高年の人たちでも「最近では聞かなくなった」という方も多いと思います。しかし、今こそ、私たちは原点に回帰し、「結い」を発展させ「支えあい」を基調とした町づくりを推進します。

主な施策としては

- 幼少期から「ふるさとを誇りに思う教育」と心を育む「心の教育」の推進
- 「子供は地域の宝」との共通認識を持ち、地域の支え合いによる子育て支援
- 地域住民と共に集落づくりを行う「職員地区担当制」の再構築
- 住民と行政が情報を共有するための「まちづくり懇談会」の継続と活性化
- 地域住民（グループ）の自主的・主体的な地域づくりの取り組みに対する支援
- 住民の立場に立ったタイムリーで分かりやすい情報公開
- 自然な笑顔とあいさつと真摯な対応のできる職員の育成と資質の向上
- 町職員の政策形成能力の向上と意識改革のための研修制度の導入
- 住民自らが地域課題を解決するための意識改革の推進

## 第2編 基本計画(後期)

# 第1章 過疎に対応した生活環境づくり

## 第1節 生活環境の整備

### 1. 簡易水道

#### (1) 現状と課題

本町の水道は、昭和29年に川口地区に給水を開始して以来、各地区・集落単位に水源を求めて施設を整備してきました。

平成26年度水道統計によると、給水人口は2,198人、普及率は97.2%となっています。

平成22年度から平成27年度においては、通常簡易水道施設の修繕のほか、橋立及び土倉地区の飲水施設の配水管布設替えや川口統合簡水の水源確保に取り組みました。今後は沼沢簡水や大栗山簡水などの既存施設の長寿命化に取り組みます。

また、水道未普及地区については、下水道整備などの新たな生活環境の変化には十分な対応ができない状況にあります。

水道未普及地区や地区で水道管理を行っている地区に関しては、地区または個人で飲料水に関する管理を行っているため、今後、過疎の進行・高齢化などにより、管理に関する負担が多くなることが予想されます。

既存の施設についても老朽化等による改良工事への対応などの課題があるため、財政状況を見極めながら計画的かつ効率的な整備を検討しなければなりません。

専門的知識を有した職員が少なく限定されているため、水道施設の故障などの有事の際の対応に課題があります。

金山町水道施設設置状況（平成26年度）

区 分	施設数	給水施設能力(m <sup>3</sup> )	給水人口(人)	普及率(%)
簡 易 水 道	町 営	6	1,409	1,964
	地区管理	0	0	0
	小 計	6	1,409	1,964
飲料水供給施設	町 営	7	120	129
	地区管理	2	77	105
	小 計	9	197	234
合 計	15	1,607	2,198	97.2
未 普 及 地 区	5	24 戸	63 人	

資料：水道統計

(注) 1. 未普及地区の5地区は、坂井、湯ノ上、高倉、三更、舟場（水沼）

2. 水道統計では飲料水供給施設は供給人口50人以上であるため、地区管理2となって

いるが、本表では給水人口 50 人未満を含めている。

## (2) 施策の方向

本町の水道未普及地区については、安全・安心で、安定した水の利用や合併処理浄化槽などの下水道の普及促進のために安定した水道の確保が必要となっています。

各集落にある既存施設の老朽化や新たな水源の確保、生活水準の向上による水需要の変化に対応した施設の改良や改善が求められていることから、財源の状況を見極めながら、安全・安心で、安定した水道の供給を計画的に進めます。

水道未普及地区や地区管理の飲料水供給施設については、過疎の進行により将来的に管理・運営が困難となる状況も考慮しながら、地区の要望を踏まえ引き続き検討していきます。

施設状況が一目でわかるように、水道施設台帳の電子化に取り組む検討を行います。

## (3) 実施事業等

- 簡易水道施設の改良整備
- 水需要に対応した水資源の確保と施設の改善
- 地区の組合が管理・運営する飲料水供給施設のあり方や水道未普及地区解消の方策に関する検討
- 水道台帳の電子化の検討

## (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
水質基準不適合率 (%)	0 (平成 26 年度)	0 (平成 31 年度)
水道普及率 (%)	97.2 (平成 26 年度)	98.0 (平成 31 年度)
事故・故障件数 (回)	0 (平成 26 年度)	0 (平成 31 年度)

## 2. 生活排水

### (1) 現状と課題

下水処理の推進は水環境保全が大きな目的で、排水が各家庭などから未処理のまま集落内の水路や河川に放流されることは、豊かな水をはじめとする貴重な自然環境の汚染が心配されます。河川環境を守るには只見川や野尻川流域の町村との連携が重要です。

平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は、農業集落排水事業 (田沢地区)、戸別合併処理浄化槽事業 (田沢地区・川口地区以外の地区)、特定環境保全公共下水道事業 (川口地区) を合わせて約 48%と、平成 21 年度末の 30%に比べれば大幅に上昇しました。しか

しながら、未だ半数以上の世帯で下水処理が行われていない状況です。

農業集落排水事業については、平成 14 年度に田沢地区において供用が開始され、平成 27 年 4 月現在で 22 戸のうち 20 戸が加入しています。

戸別合併処理浄化槽事業については、平成 14 年度から浄化槽市町村整備推進事業を実施し、順次地区ごとに設置を進め、平成 26 年度末までに 365 基の設置を完了しています。平成 29 年度末までには町内全地区を一巡する予定です。

特定環境保全公共下水道事業については、川口地区の一部を対象に平成 25 年度に供用開始しました。平成 26 年度末現在で 31 戸が加入していますが今後も加入推進を図ります。

個人設置の浄化槽は個人管理が原則ですので、管理意識が薄いと浄化槽の機能を発揮しないことも考えられます。

未加入世帯が多く普及率がなかなか向上しない原因としては、高齢者世帯が多く加入金や家屋の改修費用などの負担が大きいこと、将来に対する不安が考えられます。

生活排水処理施設の施設整備がある程度終了すれば、今後は老朽化により修繕経費がかかってくるのが予想されます。人口減少や施設の老朽化を見据えた財政運営を早期に検討する必要があります。

## (2) 施策の方向

戸別合併処理浄化槽事業の整備については、まもなく町内すべての地区において実施されますが、未加入世帯も多く残ります。水環境をきれいにするという原点に立ち返り、引き続き設置を促進するため、地区の実情に応じた整備手法を進めます。また、一巡後の今後の希望者にも対応できる体制を整えます。

特定環境保全公共下水道事業については、加入率を向上させるとともに、維持管理の効率化によるコスト削減に努めます。

加入率の向上対策については、未加入世帯の現状を把握して検討を行い、加入の促進を図ります。また、個人設置の浄化槽の町管理への移管（寄付）等も検討して行きます。

人口減少や施設の老朽化を考慮し、将来の財政運営を見据えた維持管理計画の策定に努めます。

## (3) 実施事業等

- 合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理）の早急な整備（大塩地区等）
- 特定環境保全公共下水道事業対象地区の加入促進
- 町全体の公共施設の下水処理
- 個人設置・管理浄化槽のあり方の検討
- 加入促進・加入率向上対策
- 維持管理計画策定と一般会計繰入を抑制した財政シミュレーションの実施

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
水洗化率 (%) ※	48.0 (平成26年度)	56.0 (平成31年度)
下水道加入率 (%)	36.0 (平成26年度)	58.0 (平成31年度)

※ 単独処理浄化槽 (し尿のみを処理する浄化槽) は含まない。

## 3. 環 境 衛 生

### (1) 現 状 と 課 題

#### ア 環境教育

自然環境は金山町の大きな魅力の一つです。この自然環境を大切な財産として後世につなぐことは私たちの使命であります。あわせて、環境衛生については、今後も適切に対応していかなければなりません。

豊かな自然環境を守り、きれいな町づくりを推進するためには、住民の「リサイクル」に対する意識を高める必要があります。本町においては、分別収集など一定の啓蒙活動の成果が表れてはいるものの、町内のいたる所で処理に困った家庭ごみなどの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

リサイクルに関する各種教室などでの啓蒙活動、保健推進員による分別収集の指導、その他の学習機会がありますが、リサイクルに関する理解が住民レベルに広がっている状況にはありません。

#### イ ごみ処理

近年の生活環境の変化にともない、「ごみ」は多様化、大型化しており、本町では「混ぜればごみ、分ければ資源」をスローガンに、ごみの分別による排出、減量化、再資源化などに努めていますが、冬季閉鎖する収集所では、高齢者等のごみ出しに支障をきたしています。

ごみ収集は、民間委託によりごみ収集車1台で週5日巡回収集し、会津若松地方広域市町村圏整備組合で焼却及び埋め立て処分をしていますが、今後も、収集、運搬、処理を効率的に行うために、より良い収集、処理体制が求められています。

広域的な課題として、焼却施設の老朽化や次の埋め立て地の候補地、また、過去に実施していた三島町外二町一ヶ村衛生処理組合の最終処分場におけるダイオキシンの問題等が残されています。

家庭でのごみの自家焼却は基本的に禁止されていますが、いまだに散見されるため周知活動の強化が必要です。

#### ウ し尿処理

下水処理施設の整備が進むにつれて、し尿処理は年々減少していますが、高齢者等を中心に全世帯が下水処理施設へ転換することは難しい状況にあります。

し尿処理事業については、現在は、会津若松地方広域市町村圏整備組合へ運搬して最終処分が行われています。また、収集については、民間委託が進み、本町でも業者による収集が行われています。

近年は料金が非常に高騰しており、下水処理に移行できない世帯には、高齢者世帯が多い状況です。

#### エ その他の環境衛生

本町の最寄りの火葬場は、会津西部斎苑（会津坂下町）であり、会津西部斎苑運営連絡協議会に加盟し、毎年度使用頻度に応じた負担金を支払い運営しています。加盟町村は本町のほか会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・昭和村の6町村です。協議会の設立は平成2年1月10日です。今後は施設の老朽化に伴い建替えも含めた改修の検討がされています。

## (2) 施策の方向

#### ア 環境教育

環境を守る観点からごみ＝資源と考え、子供からお年寄りまでのすべての年齢層において、男女を問わずリサイクルと環境に関する学習機会のあり方を検討し、再資源化と町の貴重な自然環境を守るため対策を進めます。不法投棄への対応は、啓蒙活動をはじめ監視体制を強化するとともに、河川、道路、集落内を中心とした住民参加のクリーン作戦等を行い、不法投棄に対する住民意識の高揚に努めます。

#### イ ごみ処理

ごみの減量化と分別収集については、これまでも一定程度の成果があるため、今後も継続した対応を進めます。また、指定のごみ袋の使用の徹底や資源回収（リサイクル）を促進するとともに、事業系ごみの適正な処理を指導します。

住民生活に即した収集、運搬、処理については、効率的な民間委託による収集と広域的な処理体制を維持しますが、冬季間の収集所の閉鎖は高齢者等に不便を来している状況があるため、新たな収集のあり方についての検討を進めます。

焼却施設や埋め立て地等の広域的な問題は、事務組合を組織して実施していますので、今後も連携を強化して課題解決にあたっていきます。

家庭でのごみの自家焼却は、今後も周知活動を強化し、町内から根絶させます。

#### ウ し尿処理

民間業者への委託の方法によるし尿処理を継続し、効率的に事業を推進します。

また、し尿処理施設の維持管理等については、広域的に対応するのが効率的であるため、今後も会津若松地方広域市町村圏整備組合による処理を継続させます。

今後も高齢者世帯等の全てが下水処理施設へ転換することは難しく、し尿処理事業の廃止はできないと考えられますが、減少する対象世帯においては料金の高騰が課題となっていますので対策を講じます。

#### エ その他

会津西部斎苑の運営のほか、食品等の放射性物質検査・河川水質検査等引き続き実施していきます。

### (3) 実施事業等

- 環境とリサイクルを推進するための学習機会の提供
- 広域的なごみ処理と民間委託によるごみ収集体制の継続
- 指定のごみ袋の使用徹底とごみ減量化の促進
- 冬季間の収集車運行体制の改善と適正規模のごみ収集ステーションの設置
- 家庭でのごみの自家焼却の根絶
- 広域的なし尿処理と民間委託によるし尿収集体制の継続
- し尿処理料金の軽減措置の継続と高騰に対する対策検討
- 会津西部斎苑の運営

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
ごみ排出量 (t/年)	608 (平成26年度)	497 (平成31年度)
ごみ排出量 (g/日/人)	738 (平成26年度)	604 (平成31年度)
不法投棄の通報件数 (件)	3 (平成26年度)	0 (平成31年度)

## 4. 公営住宅

### (1) 現状と課題

本町の公営住宅は、下記のような状況です。平成25年度に中川定住促進住宅(単身用)と平成26年度に川口定住促進住宅(世帯用)、平成27年度に上横田定住促進住宅を整備しました。今後は需要を見定めながら公営住宅政策を進めていきます。

(町営住宅の現状)

地区	区分	種別	戸数	延床面積 1戸あたり	設置場所	建築 年度
上横田	公営	一戸建 木造平屋建	6戸	85m <sup>2</sup>	横田字浜子 1455	H2-3
上横田	定住促進	集合 木造2階建	4戸	52m <sup>2</sup>	横田字浜子 1458	H9
中川	定住促進	集合 RC造3階建	6戸	64m <sup>2</sup> 4戸 44m <sup>2</sup> 2戸	中川字上居平 964-9	H6
中川	定住促進	集合 木造2階建	6戸	30m <sup>2</sup>	中川字沖根原 1229-1	H25
川口	定住促進	長屋タイプ 木造2階建	2戸	71m <sup>2</sup>	川口字上ノ在池 1146-1	S52
川口	定住促進	集合 RC3階建	6戸	65m <sup>2</sup>	川口字上馬場 706-3	H26
上横田	定住促進	集合 木造2階建	2戸	49m <sup>2</sup>	横田字浜子 1458	H27
計			32戸			

## (2) 施策の方向

公営住宅は、若者の定住、町内雇用の拡大に伴う住宅需要の推移などを考慮しながら計画的に整備を進めます。

建築してから年数が経過している既存の施設は、経年劣化が著しく大規模修繕も必要な時期となっているため、計画的な維持修繕に努めます。

## (3) 実施事業等

- 住宅需要に応じた新たな町営住宅の整備の検討
- 既存施設の維持・修繕

## (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
町営住宅戸数 (戸)	30 (平成26年度)	40 (平成31年度)
町営住宅入居率 (%)	86.6 (平成26年度)	95.0 (平成31年度)

# 5. 消防・救急

## (1) 現状と課題

### ア 消防

本町の消防力は、昭和48年に会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部による会津坂下消防署金山出張所が設置され、消防署員による消防・救急体制は整っていますが、出張所の配置人数が限られていることから、火災発生時については、消防団と連携しー

体となった活動が必要となります。

しかし、消防団（定員は基本団員 200 人・機能別団員 100 人、実員は基本団員 177 人・機能別団員 95 人（平成 27 年 4 月 1 日現在））は、中高年齢化（基本団員の平均年齢 48.4 歳）の傾向が強まっており、基本団員の新規入団が少ないため、団員が確保できない地区が出てきています。このため、平成 25 年度に、基本団員の補完的な役割を担う機能別団員（通称 O B 隊）の制度をつくり、居住地区限定で消防団活動を行っています。この制度は過疎高齢化の進む本町にとって有効的な組織形態です。

消防活動に欠かせない消防設備については、計画的に整備を図っており、引き続き消防団の体制や確保の状況に配慮しながら、消防力や機動力が適切に保たれるよう設備整備を行う必要があります。

本町の防災告知設備は、災害発生時の情報伝達及び消防団の出動指令に有効な手段となっています。平成 22 年度に光ファイバー網を活用した新たな施設へと更新を図り、全戸に有線方式の受信端末を設置しました。また、これまで屋外子局がなかった地区への新たな無線放送設備の設置を行い、有線及び無線を併用した防災情報の提供が可能となっています。

### 消 防 施 設 整 備 状 況

施 設 名		数 量
自 動 車 ポ ン プ		2 台
積 載 車		13 台
可 搬 動 力 ポ ン プ		42 台
ホ ー ス 乾 燥 塔（火 の 見 櫓）		28 基
防 火 水 槽	4 0 t 級	86 基
	2 0 t 級	11 基

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

### イ 救 急

本町の救急体制については、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部による救急体制を確保しており、救急時には中川地区に設置されている会津坂下消防署金山出張所からの出動態勢となっています。

救急時においては、救急患者に対応可能な指定病院が本町にはないことから、会津若松市、会津坂下町、三島町まで患者を搬送している状況です。

高齢社会が進んでいる本町では、特に後期高齢者数が多い人口構成となっているため、年々救急車の出動件数が増え続けています。また、重症者、重病者の救急搬送については、救急車のほか、ドクターヘリなどの対応がありますが、町内のヘリポートは中川グラウンドの一箇所のみ指定になっています。今後は、中川グラウンド以外のヘリ

ポートの確保が課題となっています。

## (2) 施策の方向

### ア 消 防

防火意識の高揚を図るため、特に高齢者世帯を対象とした防火啓発を行います。

初期消火にあたっては、消防団のほか、機能別団員や婦人消防クラブ員や地域住民との連携による初期消火体制の強化を図ります。

また、計画的に消防設備の整備を図り、初期消火能力の向上や通信連絡体制の強化に努めるとともに、消防団員の確保と広域消防体制の充実を図ります。

### イ 救 急

高齢社会を迎えた本町にとって、救急救命体制の確保が重要となっており、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部による救急体制の維持を図ります。

また、自動体外式除細動器（AED）の設置や救命救急の講習会など救急時の初期対応の充実に努めます。

## (3) 実施事業等

- 消防設備の充実強化
- 消防施設・設備の定期的な点検の実施
- 初期消火能力の向上
- 通信連絡網の強化
- 広域消防体制の継続と充実・強化
- 心肺蘇生法講習会などによる救急活動の推進

## (4) 数値目標（KPI）・行動指標

項目（単位）	現状数値（年度）	目標数値（年度）
消防団員数（人）	278（平成26年度）	300（平成31年度）
機能別団員数（人）	95（平成26年度）	100（平成31年度）
救命救急講習会（回）	1（平成26年度）	2（平成31年度）

# 6. 防 災

## (1) 現状と課題

本町は、越後山脈を代表する急峻で複雑な地形が特徴的で大小河川の洪水と沼沢火山に代表される火山噴出物による土砂災害が懸念されます。

町を南北に二分して流れる只見川は多くの河川からの土砂の流入が激しく、只見川のダム湖に堆積した土砂は年々その量を増やしています。ダムを管理する東北電力㈱や電源開発㈱においては、堆積した土砂の浚渫作業を実施しており、只見川の河床の上昇を抑えるための対策をとっていますが、今後も増え続ける土砂に対しては、浚渫作業の強化が必要です。

また、北東部に位置する沼沢湖（カルデラ湖）周辺は火山噴出物（シラス）の堆積物で形成されているため、地震や降雨に弱く、山地崩壊・河岸流出・河床洗掘や地滑り、雪崩などが頻発しています。

近年では、平成 16 年の新潟県中越地震や平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害など大規模災害が発生しております。また、ゲリラ豪雨や豪雪など地区住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

## (2) 施策の方向

小集落が散在する本町において、災害は地区住民の生活に多大な影響を及ぼすため、以前から県営治山事業や国有林野内治山事業を実施してきましたが、本町のように広大・急峻かつ複雑な地形の災害を防止するには、特に中小河川や溪流への防災施設の設置が求められています。

治山治水事業については、災害を未然に防止する観点から計画的かつ積極的に推進し、住民生活の安全を確保するため、国・県に対する要望活動を強化するとともに、自然環境や河川の生態系に配慮した自然工法を重視した施設の整備を検討します。また、保安林事業を積極的に活用しながら、山林の持つ機能を発揮できるように、保水・洪水緩和機能を高める森林の保全・造成に努めます。

本町に 4 つある発電用ダムについては、流木やごみなどの河川浮遊物の増加、建設後半世紀が経過しているダム湖への堆積物による悪臭などの環境悪化など、環境面及び災害防止への対応が求められており、設置者である電源開発㈱及び東北電力㈱に対して継続的かつ計画的な浚渫や河川浮遊物の除去等の対策を引き続き実施するよう働きかけを行い、災害を未然に防ぐための対応に努めます。

平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害により只見川圏域河川整備計画が策定されました。今後は、早期に対策工事が着工され、流域の安全・安心が確保されるように住民と一体となり推進していきます。

ハザードマップの作成については検討を進めます。

防災訓練を定期的実施し、訓練内容もより実際の災害を想定したものに変更していきます。また、地域の自主的な防災訓練の実施や防災計画の策定も推奨し、自主防災意識の高揚につなげます。

防災用備蓄倉庫による防災備品等の管理を行い有事の際に備えます。あわせて、各地区に配置している防災備品、各家庭に常備している防災時避難袋も定期的に確認を行い災

害時に備えることを勧めていきます。

町では現在ラジオ難聴解消事業に取り組んでいます。平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害での情報伝達手段が途絶した教訓から、通常時の情報発信のみでなく、有事の際はこの設備を利用し、防災情報、避難情報等緊急時の情報伝達手段として活用します。

### (3) 実施事業等

- 治山・治水事業の実施
- 只見川圏域河川整備計画における河川工事の有効的な実施に対する要望・協力
- 地域防災計画と危機管理の徹底
- 質が高く地域住民が主体となった定期的な防災訓練の実施
- 防災用備蓄倉庫防災備品の内容の充実
- 家庭用防災時避難袋の定期点検の周知
- ラジオ設備の緊急時の情報伝達手段としての活用

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
防災訓練開催回数 (回)	1 (平成 26 年度)	3 (平成 31 年度)
防災備蓄倉庫整備棟数 (棟)	1 (平成 26 年度)	3 (平成 31 年度)
只見川河川土砂浚渫量 (t)	1 4 0, 0 0 0 (平成 26 年度)	1 9 0, 0 0 0 (平成 31 年度)

## 第 2 節 交通通信体系の整備

### 1. 道 路

#### (1) 現状と課題

##### ア 国・県道

本町には、国道が 252 号と 400 号の 2 路線、県道が小栗山宮下線、布沢横田線の 2 路線が走っており、一般国道 2 路線は、地域と中心都市や高速道路網を結ぶ極めて重要な幹線道路であり、日常生活・産業経済・文化の伸展に大きな役割を果たしています。平成 23 年新潟・福島豪雨災害の影響もあって、国道 252 号二本木橋、滝トンネルで改良が終了しました。現在は国道 252 号本名・橋立間が着手され、その整備は進められています。国道に対する改良等の要望は絶えない状況で、いまだ課題が山積しています。

す。

県道は、小栗山宮下線、布沢横田線ともに狭隘、屈曲、急勾配や冬季通行止めとなる区間があるため、地域間交流を妨げる要因となっています。

## イ 町 道

本町は、293.97 k m<sup>2</sup>という広大な面積の中に 30 の地区が散在しており、各集落間を結ぶ町道は延長が 140.8km と長く、改良率 48.4%、舗装率 51.6%と低くなっています。が、主要な道路の改良は、ほぼ完了し 2 次改良を行っています。

ただ、越後山脈を代表とする本町の地形は、起伏が激しく、只見川、滝沢川、野尻川、山入川、霧来沢など大小多くの河川が流れ、橋や雪崩、落石防止のための安全対策など構造物の整備が必要なため、道路整備や日常の維持管理のコストが極めて高くなる傾向にあります。

道路は、日常生活を支える機能のほか、産業、経済の振興と地域間交流に不可欠であり、福祉や救急医療、消防、防災、離れて暮らす家族との交流などを支える重要なものです。

本町は、全国有数の豪雪地帯であるため、積雪により通行止めになることや幅員が狭くなることにより交通に支障が生じるため、この解消を図ることが重要な課題です。

## 道 路 整 備 状 況

単位：km、%

区分	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
一 般 国 道	2	37.7	36.9	97.9	37.7	100.0
一 般 県 道	2	23.1	13.6	58.9	23.1	100.0
町 道	196	140.8	68.1	48.4	72.7	51.6
うち 1 級	3	12.5	12.4	99.2	12.5	100.0
うち 2 級	12	22.4	17.9	79.9	18.5	82.6
うちその他	181	106.0	37.9	35.8	41.7	39.3
合 計	200	201.6	118.6	58.8	133.5	66.2

資料：国県道現況調査、金山町道路現況台帳（平成 27 年 3 月 31 日現在）

## (2) 施策の方向

### ア 国・県道

国道 252 号は、より安全でより快適な通行を可能とするための整備を関係機関に要望するとともに、川口地内と会津坂下 I C 間については、県が指定する広域道路ということもあり重点的に整備することを求めています。具体的には、水沼・中川間、本名・橋立間、越川・横田間の改良、国道 400 号は、昭和村・南会津町間舟鼻峠の改良促進、川口・小栗山間の狭幅員区間の改良、坂井地内の急勾配の解消などの推進を働きかけま

す。

県道小栗山宮下線は、重要な観光資源であるスキー場や沼沢湖に通じる幹線道路であると同時に国道 252 号の代替え道路でもあることから、急勾配やヘアピンカーブの解消、冬季通行止め期間の短縮など、県道布沢横田線は、本町と只見町明和地区を結ぶ幹線道路で、国道 252 号の代替道路でもあることから、松坂峠など未改良部分の改良と冬季通行止め期間の短縮、通年通行に向けた松坂峠のトンネル化について要望を強化します。

また、大規模災害時における長期の通行不能は、地域住民の利便性や地域経済へも大きな影響を及ぼすことから、常時通行が可能な代替路線の整備を関係機関に働きかけます。

今後は、地域間交流や観光拠点へのアクセスとして広域的な観点から、特に隣接町村との連携を図りながら、効率的かつ総合的な広域交通網の整備を推進します。あわせて、国・県道における細部の状況は町レベルでしかわからないため町単独の要望活動も強化します。

## イ 町 道

町道については、各集落間の連絡や国・県道へのアクセスは向上しています。今後は、県代行で整備される中川大栗山線の改良が早期に完了するよう関係機関への働きかけを強化します。また、狭幅員区間の改良、橋梁の整備、安全対策施設などを含め、歩行者にも配慮した整備を進めます。

集落内の足元道路は、家屋の設置状況や地形的に難しい箇所での整備が遅れており、冬季間を中心に乗合タクシーや緊急車両などの乗り入れを可能とする計画的な整備を進めます。

既存の町道については、橋梁の長寿命化や安全対策施設の整備などにより、より安全・安心な道路の整備を推進していきます。

## (3) 実施事業等

- 広域道路である国道 252 号の道路整備への働きかけ
- 首都圏に直結する国道 400 号の改良促進の働きかけ
- 県道小栗山宮下線の改良促進と冬季通行止めの期間の短縮の働きかけ
- 県道布沢横田線の冬季通行止め期間の短縮と松坂峠トンネル化の働きかけ
- 災害時に対応した国・県道の代替路線の確保の働きかけ
- 沿線町村と連携を図る要望活動と町単独の要望活動の両面での強化
- 県代行で実施される中川大栗山線の早期開通への働きかけ
- 集落間の道路・橋梁等の整備と長寿命化への対応
- 緊急時にも対応した集落内足元道路の整備

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
町道の改良率 (%)	48.4 (平成26年度)	50.0 (平成31年度)
町道の舗装率 (%)	51.6 (平成26年度)	53.0 (平成31年度)

## 2. 交 通

### (1) 現 状 と 課 題

#### ア 交通機関

J R只見線と会津バス、町内の国県道や主要な町道に沿って町営バスを運行していますが、平成21年からは町内全域をエリアとする乗合タクシーの運行をしています。

J R只見線、会津バス(川口～大芦間)はともに各市町村間をつなぐ重要な交通機関としての役割があります。町では、町営バス、乗合タクシーの運行のほか小中学生の通学のためのスクールバスを運行しています。また、県立宮下病院は独自に送迎バスを運行しています。急速な人口減と交通手段の多様化が進む中で、日常的な交通機関の利用者は年々減少しており、利用者が分散し乗降客数は伸びていない状況です。

J R只見線は、平成23年新潟・福島豪雨災害の被害により会津川口駅～只見駅間は代行バスによる代替運行となっております。本町と会津若松市近郊の市町村を結ぶ唯一の交通機関として、町民や観光客にとっては重要な役割を担っています。しかし、過疎の進行により乗降客数の減少が続いています。あわせて、代行バス区間の復旧の見込みはいまだに立っていません。J R只見線の鉄路復旧には、更なる町民の利活用が必要です。職員もノーマイカーデーの設定によりJ R只見線や公共交通機関の利用促進を図っていますが、実績は思うように伸びていません。

会津バスは、川口車庫～大芦間だけの運行で乗車人数は少数ですが、昭和村から県立川口高等学校へ通う生徒を中心に重要な交通手段となっています。現在、路線の存続が危惧されている状況であり、本町と昭和村が会津バスに補助金を交付して路線を維持しています。

町営バスは、通学・通院等の利便性を確保するため2路線を運行しています。

乗合タクシーは、戸口から戸口の運行が可能であるため、バス停から遠い高齢者など交通手段を持たない人たちにとって利用しやすい体制を整えていますが、事前予約の問題等課題はあります。

町営バスと乗合タクシーについては日曜祝祭日の運行がないため、J R只見線の二次交通としての役割は果たしておらず、観光客などへの対応は進んでいない状況です。

スクールバスは、児童・生徒の通学用として活用されていますが、一般客の乗車は認

められておらず、一般的な交通機関とはなっていません。

交通の手法が多様化して、さまざまなバスが町内を運行していますが効率化を検討して、交通機関の一元化を図る必要があります。同時に土日運行と二次交通の問題と調整を図りよりよい交通体系が求められています。

#### イ 交通安全

全国的な交通網の整備とマイカーの普及、高速道路の利便性向上など、より遠くへ、短時間での移動が可能となったことにより、私たちの生活はとても便利になった反面、交通事故が多発しています。本町においても、休日を中心に通行車両が増加しており、国道 252 号や国道 400 号を中心に交通事故が発生しています。

また、急カーブや急勾配の箇所など整備が遅れている箇所がいまだに多くあり交通安全施設の整備が必要です。

本町の交通状況は、自家用車主体であるため高齢者が運転免許証の返納をためらう傾向があります。高齢者ドライバーの安全を確保するための事業展開が必要です。

#### ウ 冬季間の交通確保

冬季の交通を確保するため、国道は福島県が、県道は福島県の委託を受けた町が、町道は町が除雪を行っています。近年は、効率的な除雪を行うことや、冬季間の暮らしやすさの向上を目指して委託路線を多くしています。

除雪車については、1 台当たりの除雪延長が年々増加する傾向がありますが、近年の気象状況に対応し除雪体制を強化して、冬季間の交通確保には万全を期しています。今後は重機を操り除雪を行う人材としての除雪オペレータの確保が必要となってきます。

## (2) 施策の方向

#### ア 交通機関

J R 只見線の代行バス区間については、今後も鉄道復旧に向けた活動を県や沿線市町村等と連携しながら展開していきます。町民に自らが自主的に J R 只見線を活用するような仕組みづくりが必要で、只見線のりのり倶楽部は積極的に支援していきます。また、J R 只見線に関する講演会等やイベント等も企画し只見線全体を復旧に向けた気運に変換させていきます。

それぞれの交通機関の運営経費・財政面でも改善の検討を行います。また、土日祝日の運行体制と高齢者の足の確保、観光客向けの二次交通体系を検討し、周遊バス制度の確立を模索します。今後は、利便性の向上と運行経費の低減、J R や会津バス等各種機関との連携に努めます。

町民の日常の交通手段として町内公共交通全般についてきめ細やかな運行を行い、観光客への対応も考慮し、並行して運行する J R 只見線及び会津バスの乗降客数を確

保するための対策など、効率的な運行形態を目指し、それぞれの役割を明確にした地域公共交通のあり方を総合的に考えていきます。

#### イ 交通安全

歩行者の安全を守る歩道、信号機、ガードレール等の安全施設の点検と設置や道路標識の整備を促進し、安全に配慮した道路環境の整備に努めます。

街灯のない危険な道路が多く残されており、特に歩行者や自転車の安全確保が課題となっているため、集落間などへの街灯設置について検討を進めます。

現在も各小中学校や交通対策協議会などが主催する高齢者を対象とした交通安全教室などが実施されていますが、今後もこれらを継続させるとともに、より幅広い年齢層の人たちへの交通安全の啓蒙を図るため、新たな交通安全の学習機会を設け、交通事故のない安全・安心な町づくりを進めます。

#### ウ 冬季間の交通確保

国・県道、集落間を結ぶ町道などの幹線道路や、集落内道路の完全除雪が行われるように、県や委託業者などとの連携を強化しながら除雪体制の整備に努めます。

歩行者の安全を確保するため、一部の地区では国道の歩道除雪が行われていますが、町内全域で歩道除雪が実施されているわけではありません。除雪可能な幅員整備も含めた歩道除雪路線の拡大を図り、県との話し合いを進めます。

設置されてから年数が経過した国道の消雪施設については、ポンプ交換などの施設の改善を計画的に進めるように、県に対して要望を強化します。

高齢化により除雪オペレータの確保が難しくなっています。将来を見据えた除雪運営体制を検討します。

### (3) 実施事業等

- 二次交通の確保
- JR只見線の復旧活動
- 会津バス・町営バス・乗り合いタクシー等の今後のあり方の検討
- 乗降場所・運行時間と経路・イベント事業などの再検討
- 交通安全施設の整備
- 交通安全教室の継続と新たな学習機会の提供
- 道路の除雪の強化・拡充
- 歩道除雪路線の拡大
- 消雪施設の施設改善と運用
- 除雪体制の充実とオペレータの確保

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
町内公共交通利用者数 (町営バス、委託路線) (人)	8, 848 (平成 26 年度)	9, 000 (平成 31 年度)
町事業による J R 只見線利用者数 (人)	—	25, 000 (平成 31 年度まで)
交通死亡事故件数 (件)	—	0 (平成 31 年度まで)
道路除雪区間延長 (km)	94. 6 (平成 26 年度)	94. 6 (平成 31 年度)
歩道除雪区間延長 (km)	6. 5 (平成 26 年度)	8. 5 (平成 31 年度)
道路除雪機械台数 (台)	22 (平成 26 年度)	24 (平成 31 年度)

## 3. 通 信

### (1) 現状と課題

住民の一番身近な通信手段である固定電話は、どこの地区でも使用可能です。光ファイバー網を活用した IP 電話についても、光ファイバー網の整備によって使用可能な状態です。

携帯電話については、役場周辺が平成 11 年度に整備されて以来、国、県の補助事業の活用や各携帯電話会社の自主整備により、平成 22 年度中には全ての地区でいずれかの事業者の携帯電話の使用が可能となっています。今後は複数の事業者の携帯電話が使える状況にすることと、主要道路沿い等の住宅地以外でのエリア拡大が課題として残っています。

テレビは、NHK、民放 4 局 (FTV、FCT、KFB、TUF) が中継局を設置しており、すでに地上デジタル放送が開始されています。難視聴対策として光ファイバー網を活用したケーブルテレビ放送により実施しております。なお、ケーブルテレビによる自主放送は実施しておりません。

ラジオは、東金山中継局 (惣山)、西金山中継局 (田沢山) に NHK・FM の中継局が整備されていますが、山入川沿いや野尻川沿いの地区は難聴となっています。また、AM 放送については、町内全域で受信が不良な状況が続いています。平成 26 年度よりラジオ難聴解消事業を実施しており、(株) ラジオ福島の放送を FM に変換して放送し難聴解消につなげます。有事の際に防災情報を放送することの仕組みづくりにも取り組んでいます。

災害や行政情報伝達の防災情報サービスは、平成 2 年度に供用を開始しました。平成 22 年度には光ファイバー網を活用した有線放送とするための事業を実施し、全世帯に新たな屋内受信機を設置しました。

## (2) 施策の方向

携帯電話については、既に全ての地区でいずれかの携帯電話会社のサービスエリアとなりましたが、今後は、観光客等の町外からの来訪者の利用にも不便をきたさないよう、通信業者各社に対して、サービスエリアの拡大を働きかけていきます。

地上デジタル放送への移行は、光ファイバー網を活用した地上デジタル放送の再送信のサービスを開始し、地上デジタル放送の難視聴解消対策を滞りなく実施しました。今後は、維持管理経費の低減に努めます。

ラジオについては、平成 26 年度より国庫補助事業を財源に整備を開始しました。町内 3 箇所に整備する中継局については、現在整備中の、東金山局（惣山）、西金山局（田沢山）に続き、平成 28 年度には、金山局（雀ヶ城）の整備に着手します。整備終了後は適正管理、コスト縮減を検討します。

防災情報設備については、光ファイバー網を活用して実施していますが、今後はより効果的な利用の在り方と効率的な維持管理についての検証を進めます。

モバイル端末の多様化により、特にスマートフォンやタブレット端末などを使って、誰でも無線 LAN を利用してインターネットに接続できるサービスが普及しています。特に観光客を意識した公衆無線 LAN の整備を検討していきます。

## (3) 実施事業等

- 携帯電話の複数事業者の参入促進
- 携帯電話の主要道路等での不通話地帯の解消
- ケーブルテレビ設備の効率的な維持管理
- ラジオの難聴解消施設整備と放送開始
- ラジオ放送を活用した有事の際の防災放送のシステム構築
- ラジオ放送設備の効率的な維持管理
- 防災情報設備の効率的な維持管理
- 公衆無線 LAN 施設の整備の検討

## (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
光通信ネットワーク者数 (人)	4 2 2 (平成 26 年度)	5 0 0 (平成 31 年度)
ラジオ難聴解消基地局数 (局)	0 (平成 26 年度)	3 (平成 31 年度)

## 4. 情報化

### (1) 現状と課題

光ファイバー網の整備が平成 22 年度に完了しました。これを活用して防災情報機器の更新や、地上デジタル放送の再放送システムの構築、携帯電話不通話地域の解消等に役立っています。各家庭でも高速のインターネット環境が利用可能な状態です。ビジネスに生かすことについては、いまだ先進的な事例はありません。

庁内的には、光ファイバー網を活用した情報のやり取りが可能となり、一人に 1 台業務用パソコンが配布され、事務事業の効率化が図られています。財務会計やメールソフト等の各種システムも一定期間を経過したものは新たなシステムに入れ替えを行っています。法制業務においては、平成 26 年度に戸籍の電算化が完了しました。また、平成 27 年度にはマイナンバー制度がスタートします。各種業務において情報化・システム化が進行する一方で、個人情報保護の観点から情報の管理についてより注意深く対応する必要があります。責任と倫理観を持った職員の意識が情報化の推進を図ります。

住民の方々への情報発信は広報紙「広報かねやま」と広報紙を補完する「広報かねやま～お知らせ版～」が中心です。「広報かねやま～お知らせ版～」はチラシ類の配布物を少なくする意図もあり、可能な限り紙媒体での情報発信はこれらに集約しています。

町外への情報発信については、金山町ホームページが主体です。通信環境が整ったことで、充実した情報発信が可能です。ただし、運用体制が各課に任されているため、各課・各担当者の情報発信意識に偏りが見られます。積極的な情報発信を行う必要があります。

平成 27 年度においては、情報発信の強化を図っており、公式 facebook 及び公式 YouTube により情報発信を行っています。主には町外県外の方向けの情報発信であり、金山ファンのネットワークを用いた交流人口の増加につなげたいと考えています。

平成 26 年度よりラジオ難聴対策事業を実施しており、(株) ラジオ福島の放送を FM に変換して放送し難聴解消につなげます。通常時のラジオ放送の中にも町の情報発信を積極的に行う仕組みが必要です。

### (2) 施策の方向

光ファイバー網の整備によって高度情報化社会への基盤が構築されました。医療、福祉、環境、教育、農林漁業、製造業、商業、サービス業などのあらゆる分野において、これを活用した仕事づくりを推進します。

役場内の業務においては、情報化の推進により効率的な行政運営を行います。情報化により個人情報の漏洩等が懸念されますので、情報保護を遵守した業務執行を行います。そのためには、職員個々の高い意識が必要であり、あわせてチェック機能を再確認し情報の適正管理に努めます。

広報紙「広報かねやま」の発行については、お知らせ版とあわせて、高齢者等が読みや

すく理解しやすい住民に愛される紙面づくりに努めます。

町ホームページによる情報発信については、今まで以上に積極的に行い、タイムリーな情報と住民生活に密着した行政手続きなどが可能な仕組みを再構築し、魅力的な情報発信を推進します。あわせて、公式 facebook 及び公式 YouTube も充実を図り、あらたな情報発信手法も検討します。

ラジオ難聴解消事業が終了し、ラジオ放送の開始に伴い定期的な番組作成等ラジオを用いた情報発信のあり方を検討します。

### (3) 実施事業等

- 光ファイバー網を生かした仕事づくりの推進
- 行政業務における情報化の推進及び情報保護と情報管理の徹底
- 広報かねやまの充実とチラシ類の縮減・情報の集約
- 町ホームページの充実と新たな情報発信手法の検討
- ラジオを活用した定期的な情報発信

### (4) 数値目標 (KPI) ・行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
光網を活用した新たな起業 (件)	—	3 (平成 31 年度まで)
個人情報の漏洩等の事件事 故件数 (件)	—	0 (平成 31 年度まで)
町公式ホームページリーチ (閲覧者) 数 (件)	8 5, 8 7 4 (平成 26 年度)	1 0 0, 0 0 0 (平成 31 年度)
町公式 facebook リーチ (閲 覧者) 数 (件)	—	1 0 0, 0 0 0 (平成 31 年度まで)
ラジオによる町情報発信回 数 (回/年)	0 (平成 26 年度)	1 2 (平成 31 年度)

## 第 3 節 福祉の向上と健康長寿

### 1. 地域福祉

#### (1) 現状と課題

本町は、過疎、そして少子・高齢社会が進行しており、核家族化や家族構成などの環境

の変化もあって、以前はごく自然に、当たり前のように行われた家庭内での支えあい、隣近所の支えあいや助けあいの精神が少しずつ薄れてしまうきっかけともなりました。この精神は、絶えることなく未来へ引き継いでいく必要があります。

このような中であっても、町や社会福祉法人のみが福祉を考えるのではなく、地域に住んでいる人たちが一緒になって、地域に潜在する課題をしっかりと把握し、民生児童委員や社会福祉協議会、各種ボランティア組織などと連携を図り、家庭や地域の実情に合った福祉サービスを推進し、いくつになっても住み慣れたわが家、そして住み慣れた土地で、地域の人たちとの触れあいの中で、安心して暮らせる支えあいの地域社会を創りあげていきます。

金山町社会福祉協議会は、本町の福祉全体を担う役割があります。今後、当協議会が提供するサービスに対し支援していく必要があります。また、老人福祉センターについては、中川温泉の源泉を引き湯して温泉入浴の場の提供を行っています。指定管理者である社会福祉協議会の運営改善によって、休日や夜間でも利用が可能となり好評を得ております。入湯客については、お年寄りばかりでなく、地域住民や来訪者など幅広く増加傾向にあります。老人福祉センターは、平成25年度に福祉避難所機能を有した施設に改修しました。あわせて、平成27年度には、太陽光パネルを設置し有事の際の電源確保に役立っています。緊急時の体制を整える必要があります。

地域福祉を担う人材は、民生児童委員と地域協力員です。民生児童委員は、それぞれの地域で住民の相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。また、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援などを行います。また、平成24年度以降は地域協力員制度により、地域の見守り体制の強化を図りました。民生児童委員との情報共有を図り地域福祉の向上に努めています。

コミュニティ助成事業では、冬場の共助による除雪体制の強化の視点で各集落単位に小型除雪機械の配置を行っています。対象地域は体制が整っていることが条件となりますが効果的に機能している集落が多くあります。しかし、いずれの地区も今後の体制の継続については課題が残ります。

排除雪施設整備事業は、平成26年度より対象世帯や事業を拡充して実施しています。以前は、高齢者世帯等に限定されていましたが、一般世帯においても支援対象となりますので制度の周知が必要です。本町における冬場の暮らしやすさは地域福祉の向上のみならず、過疎・人口問題にも直結しますので、更なる制度拡充が必要です。

## **(2) 施策の方向**

地域のボランティア団体の育成及び組織の強化、民生児童委員や地域協力員、関係機関等との連携を強化し、地域福祉ネットワークの充実、町民の意見を反映しながら地域の実情に合った福祉サービスの提供を継続します。

福祉の拠点である老人福祉センターの活性化を図り、福祉に関する住民意識を向上させます。あわせて、避難所として有事の際に十分機能するような体制を整えます。

地域福祉に関する補助制度の拡充を図り、特に冬場の暮らしやすさの向上に努めます。特に降雪期の雪対策については、地域の支えあいによる相互扶助の雪対策では対応しきれないことも想定されますので、高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等が安心して暮らせる地域福祉のあり方を検討します。

「福祉」に従事する者の労働時間や賃金などの待遇の改善を図り、福祉サービスという職業そのものが魅力ある職業となるように、「福祉」を目指し多くの学生たちが「福祉」を学ぶような環境をつくる必要があります。

### (3) 実施事業等

- 福祉関係者・福祉関係団体の連携と支援の強化
- 質の高い福祉サービスの提供
- 老人福祉センターの活性化と避難施設としての体制強化
- 地域福祉に関する補助制度の充実
- 魅力ある職業としての「福祉」の確立のための関係機関への働きかけ

### (4) 数値目標 (KPI) ・行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
中川温泉入湯者数 (人)	4, 461 (平成 26 年度)	6, 600 (平成 31 年度)
コミュニティ助成事業による採択件数 (件)	—	3 (平成 31 年度まで)
排除雪施設整備事業補助実施件数 (件)	21 (平成 26 年度)	25 (平成 31 年度)
福祉業務従事者人数 (人)	116 (平成 26 年度)	125 (平成 31 年度)

## 2. 高齢者の福祉

### (1) 現状と課題

本町の 65 歳以上の人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在の国勢調査の時点で 1,356 人、高齢化率が 55.1%となっています。平成 27 年 4 月 1 日現在では、1,308 人、高齢化率は 58.0%と高齢化率が 3.1%上昇しています。なお、福島県の高齢化率が 28.5% (平成 27 年 9 月 1 日現在：福島県現住人口調査) となっており、県全体としても高齢社会を迎えています。本町の高齢化率は県平均と比較して最も高い水準にあり、全国的にも最も高

齢社会が進んでいる自治体となっています。

本町の高齢者福祉の拠点は、特別養護老人ホーム（80床（平成24年度に30床増床）、ショートステイ20床）、デイサービスセンター2カ所、訪問介護事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所です。各種事業所による福祉サービスを実施しています。このため、在宅介護支援センターや老人福祉センター、ボランティア活動などの高齢者福祉対策も介護保険と歩調を合わせて実施しています。介護保険制度改正の平成29年度完全施行に向けてそれぞれの機関が連携できる体制を構築しました。社会福祉協議会に委託してきた「いきいき生活倶楽部」は平成27年度より、健康寿命延伸事業の位置づけで、町直営で体操教室を中心とした内容に改変しました。

法改正により、在宅介護の充実と高齢者がいつまでも地域で暮らすことができるよう住宅の整備が求められますが、ホームヘルパーが年々減少傾向にあるので、人材の確保と労働条件の改善が急務です。このことは、ホームヘルパーに限らず、福祉業務全般に言えることです。

高齢者虐待については、全国的には年々増加傾向にあります。本町においても、高齢者虐待の事例が増加しており、早期発見や未然に防ぐための方策が必要です。このような問題は、介護“する側”と“される側”の過度なストレスに起因するものであり、当事者だけで解決できるものではありません。専門知識を有した方を交えた相談体制や地域の見守り体制等、開かれた地域社会体制の強化が求められます。

## (2) 施策の方向

高齢化率が高いことは、長寿社会が進行していることの表れでもあります。肝心なのは、平均寿命ではなく健康寿命です。健康上問題がない状態で長寿を全うすることは多くの方々の願いです。本町は、住民の生き方・暮らし方の根幹に健康寿命を意識付け、町も関連機関と連携しながら、その延伸を目指します。そうすることで、高齢化率が高いことが長寿社会とつながり、町のイメージを向上させます。高齢者が介護を必要とせず健康な日常生活を送ることができるよう、高齢者と地域住民が一体となって、元気なお年寄りがあふれる健康長寿日本一の町づくりを進めていきます。

高齢社会の進行にともない、高齢者の割合が年々高くなっています。反面、高齢になっても元気でいきいきと健康的な毎日を送っている人たちも増えており、近年では100歳（賀寿）を迎える方の数も多くなっています。高齢者が住み慣れた土地で、いつまでも生きがいを持って、いきいきと暮らせるように、関係する機関や施設、高齢者福祉対策として実施されている各種制度について、現在の行われている高齢者福祉対策の充実、介護・医療・在宅が連携した地域包括ケアシステムの確立を推進します。

## (3) 実施事業等

■健康長寿日本一の町づくりの推進

- 高齢者と地域住民が一体となった福祉体制の充実
- 介護保険と連携した総合的な介護予防システムの確立
- 介護保険を補完する町独自の支援策の充実
- 高齢者福祉に従事する方の充実と待遇改善の働きかけ
- 高齢者虐待等の問題に対する事前対策と体制の強化

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
町民一人当たりの年間介護 保険給付費 (円)	201,144 (平成26年度)	200,000 (平成31年度)
介護保険要介護率 (%)	17.5 (平成26年度)	16.0 (平成31年度)
居宅サービス利用者数 (件)	269 (平成26年度)	250 (平成31年度)
ホームヘルパー登録者数 (人)	9 (平成26年度)	15 (平成31年度)

## 3. 児童の福祉

### (1) 現状と課題

近年、出生率の低下、核家族の増加、働く女性の増大、また家庭での育児力の低下と各集落で遊び友達がいないなど、子供を取り巻く環境は本町においても大きく変化しています。

本町においては、幼稚園を設置しておらず、幼児期については2つの保育所を設置して運営を行っています。定員はそれぞれ30名で2カ所の合計で60名となっています。昭和55年の入所児童数は135名でしたが、平成27年には2カ所あわせて22名と急激な減少を続けているものの、核家族化、夫婦共働きの家庭、母子・父子家庭の増加、平成26年度から実施している保育料無料化により、入所児童における核家族率は上昇傾向で、平成7年には入所児童の25.4%だったのが、平成27年度には68.2%へと増加していて、全体的に入所率が高くなる傾向にあります。

少子化対策の観点から保育料の無料化を実施しています。働く保護者にとっては、保育所に預けやすい環境となり、子育てしやすい環境となりました。以前の保育料の算定は未満児の保育料が割高であったため、未満児の保護者が預けやすい制度となりましたが、満3歳未満児の発達期においては、親等の特定の大人と継続的に関わるのが大切な時期でもあり、必ずしも保育所への通所が健やかな発達を促すものではありませんので、家庭内で親と子のふれあいを通じた愛情・情緒の形成する時間をどのように確保するかが課題

となっています。町としては、そこをどのように補完・支援していくかが課題です。

保育料の無料化にあわせて、保育時間の延長と土曜日保育、体験や交流を取り入れた保育内容に充実を図っています。一方で運営体制が追いついておらず、保育士不足による運営上の課題が残ります。

少子化対策や移住定住対策等の推進に伴い、移住してくる家族や子供を増やしていかなくてはなりません。子供たちにとって、児童の福祉を充実させ、どれだけ暮らしやすく過ごしやすい環境を整備できるかが課題となっています。

児童福祉の事業としては、保育所運営のほか、チャイルドシート・ジュニアシートの無料貸出制度や18歳まで乳幼児・児童生徒の医療費無料化、インフルエンザ予防接種支援、通所通学時のバス支援等を行っており、少子化対策に注力している本町にとっては、今後の事業内容の継続と更なる充実が必要です。

### 金山町保育所入所児童数調

単位：人、%

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
該当児童数(A)	216	176	112	87	54	40	24
入所児童数(B)	107	96	67	57	29	29	22
入所率(B)／(A)	49.5	54.5	59.8	65.5	53.7	72.5	91.7

資料：保育所入所児童台帳

### 保育所入所児童中の核家族数の状況調

単位：人、%

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
入所児童数(A)	107	96	67	57	29	29	22
うち・核家族数	19	18	14	16	11	15	11
準・核家族数	0	2	3	4	0	3	4
計(B)	19	20	17	20	11	18	15
核家族率(B)／(A)	17.8	20.8	25.4	35.1	37.9	62.1	68.2

資料：保育所入所児童台帳

(注) 準・核家族とは、ほとんど育児手伝い不可能の祖父母等同居家族をいう。

## (2) 施策の方向

児童の健やかな成長を支援するため、家庭保育を基本としながらも、本町としては乳幼児期の学びの場でもある保育所での集団保育体制の充実を図ります。保育所においては、入所する児童数が減少しても、入所を希望する理由、内容の多様化など、幅広い保護者の要求に応えるとともに、「児童の幸せ」につながるように、保育内容の充実と育児を支援するための体制強化に努めます。

過疎と少子社会の進行により乳幼児数が急速な減少を続けていますが、これからは

人ひとりの子供たちが町にとって貴重な存在であることから、近隣住民や地域社会を受け皿とした子育て支援を進め、社会全体での育児支援体制を確立します。それぞれの保護者が家庭保育の中で育児力を充実させるため、それを支援する体制の充実を図ります。

少子化対策を進展させ、全国から本町で子育てをしたいと望まれるような福祉体制を確立します。あわせて、児童福祉事業の継続と充実に努めます。

### (3) 実施事業等

- 保育所・保育内容の充実
- 地域における保育支援体制の確立
- 家庭保育の支援体制の充実
- 少子化対策の推進にあわせた児童福祉体制の確立
- 児童福祉事業の継続と充実

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
入所児童率 (%)	85.7 (平成26年度)	100 (平成31年度)
保育料の無料化	実施済み (平成26年度)	継続して実施 (平成31年度)
家庭教育学級の実施回数 (回)	—	4 (平成31年度まで)

## 4. 障がい者の福祉

### (1) 現状と課題

本町における平成27年4月現在の障がい者は265人（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の総数）で、身体障がい者は65歳以上の高齢者の割合が90.1%を占め、高齢者に肢体不自由が多くなっているのが特徴です。

障がいの原因は、先天的、疾病、事故など様々ですし、原因が不明であるケースも多いようです。それぞれの原因に対する予防のための取り組みを行い、障がいを未然に防ぐことができる障がいはそのような対処方法が必要です。先天的なものや原因自体が不明なものについては、予防策は見出せない状況です。いずれにしても、障がい者が基本的人権を享有する個人として、健常者と区別されることなく日常生活や社会生活を営むことができる社会（このような考え方をノーマライゼーションといいます。）を構築していく必要があります。

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の自立を支援する生活の場所の確保や

福祉的就労も含めた障がい者の働く場の確保等、障害者総合支援法に基づくサービスの充実や、相談支援体制の整備等の対策が必要です。

町内の課題としては、障がい者を家庭内で支援する傾向にあり、その考え方は非常に重要なことなのですが、家庭内での支援には限界があり、特に親が子を支援・介護する体制においては、親の高齢化のために将来的な支援体制が確立できない等の問題が顕在化しつつあります。今後は、障がい者支援の多様性を検討し、老後を見据えた支援体制を早期より実践することが重要です。

発達障害については、全国的にも認知された昨今において、本町においても僅かながら対象者がいます。支援体制にも専門的な知識が必要なことから、病院、児童相談所、療育施設等と連携し対応していくことが必要です。

## (2) 施策の方向

障がい者対策としては、ノーマライゼーションに基づき社会の風潮を変えていくことが第一です。

予防と治療や社会参加など、障がい児の早期発見、障がい者の社会参加を積極的に促進させるとともに、就労場所の確保や障がい者授産施設等の整備についても広域的な視点で検討を進めます。

障がいをもった人たちが生き生きと社会参加ができるような福祉事業を充実させます。あわせて、障がい者を支援する方々の落ち着いた生活や相談体制の確立も推進します。

障がい者の医療については、ケースによっても違いはありますが、医療機関での医療費の立て替え払いが発生しないように、管内の医療機関との連携を図りながら負担の少ない医療が受けられるように体制整備を推進します。

障がい者が、必要なサービスを受けながらも、自立して日常生活や社会生活が営めるよう、将来を見越した支援体制の確立と早期の実践を計画的に実施していきます。

発達障害については、広域的な視点で検討し、専門的な知識を有した方々や機関と連携し、支援体制・療育体制を構築します。

## (3) 実施事業等

- ノーマライゼーションの社会風潮の確立
- 予防と克服対策の充実
- 早期発見と早期治療・療育の推進
- 障がい者の自立支援
- 障がい者の医療費負担への対応
- 障がい者の暮らしやすい日常生活や社会生活の支援
- 障がい者福祉団体の育成
- 公共施設のバリアフリー化の促進

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
ノーマライゼーション啓蒙事業の実施回数 (回)	1 (平成 26 年度)	2 (平成 31 年度)
障がい者地域生活支援事業数 (件)	3 (平成 26 年度)	5 (平成 31 年度)

## 5. ひとり親家庭の福祉

### (1) 現状と課題

平成 27 年 4 月現在の母子家庭は 12 世帯、父子家庭は 5 世帯となっています。その原因は、病気や事故などによる死別と離婚などによる生別があります。

死別の場合は遺族年金や労災補償等の社会保障があります。生別の場合は児童扶養手当の支給や医療費助成による子育ての支援が行われており、配偶者のいないひとり親家庭においても、生活費や教育費などについての経済的なハンデが生じないように対策が講じられています。

ひとり親家庭において、核家族である場合は更にさまざまな障害が生じます。支援体制の構築が望まれます。

### (2) 施策の方向

ひとり親家庭の実態に即した経済的、精神的に必要な相談や指導、援助などを行うとともに、親の就労対策などを進めることにより、ひとり親世帯の生活が安定するよう、あらゆる面からの対応を進めます。

ひとり親が子育てを原因として精神的に不安定な状態に陥らないように、「子供は地域の宝」であることを認識し、地域社会が支えあいの精神を持ちながら、母子・父子などのひとり親家庭で生活する児童・生徒たちが、のびのびと育つように十分配慮するとともに、子育てを地域社会が補完する体制づくりの検討を早急に進めます。特に核家族のひとり親世帯への支援体制を検討します。

### (3) 実施事業等

- ひとり親家庭の児童や保護者への相談、指導、援助
- 子育てを地域社会が補完する仕組みづくりの検討

## 6. 健康づくり

### (1) 現状と課題

本町の高齢化率は県平均と比較して最も高い水準にあり、全国的にも最も高齢社会が進んでいる自治体となっています。

少子・高齢社会が急速に進行していく中で、近年では、後期高齢者の割合が急速に増加を続けています。近年、健康で生き生きとした生活を送り、満100歳（賀寿）を迎えるお年寄りが近隣町村と比較しても多くなっていることは、これまでの成果の表れでもあります。

平成19年度から、40歳から74歳の方の義務健診である特定健診が開始され、脳卒中や心臓病などの大きな病気につながる危険性のある状態（メタボリックシンドローム）を早期に発見できるようになりました。本町の特定健診の受診率は県内でもトップクラスですが、健診受診後の生活習慣の改善につながる方が少ないのが現状です。各種検診事業に加え健康相談会や電話や訪問による個別指導を行い健康の維持・増進に努めています。

健康の保持・増進のためには、運動と健康の関連性も忘れてはいけません。各教室などで健康づくりのためにスポーツ活動を取り入れています。必ずしも全ての人たちが日常的にスポーツを通じた健康づくりを行っているわけではなく、生涯スポーツとの連携については進んでいないのが現状です。

### (2) 施策の方向

高齢化率が高いことは、長寿社会が進行していることの表れでもあります。肝心なのは、平均寿命ではなく健康寿命です。健康上問題がない状態で長寿を全うすることは多くの方々の願いです。本町は、住民の生き方・暮らし方の根幹に健康寿命を意識付け、町も関連機関と連携しながら、その延伸を目指します。

特に、医療費が高額で、死亡率が高く、要介護の最大の要因でもある脳卒中や心臓病は、糖尿病や高血圧、高脂血症などの生活習慣病が共通リスクであり、これらを早期発見し重症化を予防することが課題となります。健診受診率の向上の取り組みにあわせ、要精検未受診者対策、要指導者への個別指導に努めます。人間ドッグについては39歳から74歳までの希望者が3年ごとに受診できるようになっていますが、対象範囲についても再検討します。

糖尿病、高血圧、高脂血症、心臓病などの生活習慣病は、食生活や運動、日常の健康管理によって病気の発症を抑えることが可能です。住民検診による病気の早期発見と保健指導による生活改善を推進します。また、食生活は健康づくりの基本です。町民全体に「食」の重要性を周知し、適度な飲酒を推進し、生活改善を推進します。あわせて、家庭教育や幼児教育などと連携して、幼少期から「食」の大切さを伝え実践する、食育の推進を図ります。

日常的な健康の保持増進については、健康とスポーツの関連についての理解を深め、運動の機会を増やすことについて、スポーツ推進委員会や体育協会などとの連携を図りながら、いきいきと活動する元気なお年寄りを増やすための対策にも努め、心身ともに健康的な日常生活を送ることができるように支援します。

### (3) 実施事業等

- 健康づくりによる健康長寿日本一の町づくりの推進
- 健康指導と病気予防の推進
- 住民検診・人間ドック受診の推進
- 各種予防接種の実施
- 関係団体と連携したスポーツと健康の推進
- 予防医療、疾病の早期発見による医療費の抑制
- 国民健康保険事業の健全運営

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
国民健康保険特定健康指導 実施率 (%)	43.5 (平成26年度)	60.0 (平成31年度)
毎日飲酒する割合 (%)	62.6 (平成26年度)	50.0 (平成31年度)
男性の健康寿命 (歳)	64.9 (平成26年度)	65.9 (平成31年度)
女性の健康寿命 (歳)	66.5 (平成26年度)	67.5 (平成31年度)
一月あたりの健康体操教室 等平均実施回数 (回)	—	40 (平成31年度まで)
100歳の人数 (人)	9 (平成26年度)	10 (平成31年度)

## 7. 医療の確保

### (1) 現状と課題

本町には、金山町国民健康保険診療所（内科、外科、小児科、歯科）と沼沢地区及び横田地区に2カ所の出張診療所を開設しており、沼沢地区は週1回、横田地区は週2回で午後のみ出張診療を行っています。

医科については、常勤医師1名と県立宮下病院及び会津医療センターからの派遣医師（週2.5日）が診察を行っていますが、出張診療所、特別養護老人ホームへの出張診療、往診など、多くの医業を担っています。今後、さらに高齢社会が進めば、往診、在宅療養、休日・夜間診療の需要が増し、常勤医師1名にさらに負担がかかることも考えられます。

歯科については、町外での受診が依然として多い状況にあります。今後は患者が通院しやすい環境への変革が必要です。

更なる充実を図るには、県立病院との連携を含めた医療体制の変革を模索しなければならない状況です。

## (2) 施策の方向

診療体制については、これまでと同様にへき地医療支援システムなどを活用して医師の派遣を受けるとともに、光ファイバー網を活用したIT化を進めて総合病院などとの連携を進めることにより、医療サービスが低下しないような体制を整えます。また、今後高齢化が進むにつれ、訪問診療などの希望が増えることが予想されますが、現在の体制では対応が難しい状況です。町内の保健や介護の関係者との連携を密にし、多面的に町の状況をとらえ、町民が望む診療体制づくりを検討していきます。

医療機器については、患者の安全を守る観点から随時定期的に更新を行います。

診療所の情報発信としては、定期的な診療所だよりを発行していますが、基本情報だけでなく、疾病や生活習慣病・感染症などの予防対策の情報等、日常生活に欠かせない情報を盛り込み紙面の充実を図ります。

## (3) 実施事業等

- 国保診療所の役割の強化と施設機能の充実
- 医師の確保と診療体制の充実
- 後方支援病院の確立
- 医療機器の定期的更新とIT化による総合病院との連携
- 歯科の診療体制の充実
- 診療所患者の受診満足度の向上
- 診療所の情報発信の強化

## (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
診療所患者数 (人)	11,408 (平成26年度)	10,000 (平成31年度)
診療所歯科患者数 (人)	326 (平成26年度)	1,000 (平成31年度)
診療所患者の受診満足度 (%)	—	70.0 (平成31年度まで)
診療所だよりの発行回数 及び基本ページ数	12回・1ページ (平成26年度)	12回・2ページ (平成31年度)

## 第2章 郷土を担う心豊かな人づくり

### 第1節 地域一体型ふるさと教育の推進

#### 1. 幼児教育

##### (1) 現状と課題

人口減少と出生数の低下から乳幼児数は減少しています。

本町には、幼稚園がないため幼児教育の一端は保育所での保育が担っており、少子化対策の充実による平成26年度から実施した保育料の無料化により、0歳～5歳の乳幼児の保育所への入所率は平成27年度で91.7%と非常に高くなっています。

乳幼児をもつ保護者への対応としては、教育の原点は家庭にあることを自覚し、命の尊さ、やさしい心、思いやりの心、がまんする心、生活に必要なルールなど道德心の芽生えを家庭と連携して培うことが重要になっています。

地域一体型ふるさと教育事業のもと、0歳から18歳までの教育の充実を明記していますが、0歳から5歳までの乳幼児期の教育支援については、就学時健康診断時の保護者向け講習会や保育所入所保護者を対象とした家庭教育学級のみで十分な体制とは言えません。教育分野、保健福祉分野、保育分野が連携を図り充実していく必要があります。

##### (2) 施策の方向

本町は少子社会を先んじて迎えており、地域住民がみんなで守り育てることができるよう、親の子育てを補完できる仕組みづくりを推進します。子どものしつけは親の責任で行い、幼児期に必要な生活の基礎を身につけさせるために家庭における教育力を向上させます。このため、保健活動や生涯学習、社会教育、公民館活動、学校教育などにおいて、家庭教育のアドバイスや相談のできる体制づくりを行い、幼児教育を進めます。

働く女性や核家族が増加していることから、保育所において十分にその役割を補完できるように、保育内容の充実や保育体制の整備などに努めます。

##### (3) 実施事業等

- 家庭教育の指導・相談体制の強化
- 幼児教育相談体制の充実
- 子育て講座の実施
- 地域における子育ての補完体制の推進
- 保育の充実

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
子育て講座等の実施回数 (回)	1 (平成 26 年度)	2 (平成 31 年度)

## 2. 義務教育

### (1) 現状と課題

地域一体型ふるさと教育事業のもと、0 歳から 18 歳までの教育の充実を図っています。義務教育分野においては、平成 26 年度より給食費の無料化、教材費の無料化、入学準備品支援（運動着、制服（各 1 セット）支援）、修学旅行支援を行っています。更に、平成 27 年度からはサマースクール等の児童・生徒への直接支援の充実を行っています。

急速な出生数の減少により小中学校の児童・生徒数の減少に拍車がかかっています。

これまでに多くの学校が統合を繰り返し、現在では、小学校は金山小学校と横田小学校の 2 校となり、中学校は金山中学校の 1 校となっています。

児童・生徒数の減少は、小学校における複式学級の増加、集団での活動の制限など、教育環境が年々変化し、適切な教育環境のあり方が課題となっています。

また、夫婦共働き家庭の増加や家に帰っても面倒を見てくれる保護者がいない家庭が増えており、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会の進展により、女性が働く機会を確保することが大切である時代にもなっているため、「金小ゆうがたクラブ」や「よこたふれあい教室」により放課後の居場所づくりを行っています。

### 金山町の学校統合のあゆみ

	S46.4.1	S52.4.1	S53.4.1	S56.4.1	H 6.4.1	H21.4.1～	
小 学 校	水沼小学校		金山小学校	金山小学校	H 6.4.1	H21.4.1～	
	沼沢小学校						
	中川小学校						
	川口小学校	川口小学校					
	玉梨小学校						
	本名小学校	本名小学校					
	三条分校						
	横田小学校	横田小学校					
	山入分校						
大塩小学校							
中 学 校	沼沢中学校		第一中学校		金山中学校		
	川口中学校						
	横田中学校						

(昭和 46 年～平成 27 年)

### 義務教育状況の推移

資料：学校基本調査（基準日：平成 27 年 5 月 1 日）

項 目		単位	S46	S56	H3	H13	H23	H27
小 学 校	小 学 校 総 数	校	10	3	3	2	2	2
	教 員 数	人	59	31	25	13	13	13
	児 童 数	人	687	336	214	62	62	41
	1 学校当たり児童数	人	69	112	71	31	31	20
	う ち 分 校 数	校	2	—	—	—	—	—
中 学 校	中 学 校 総 数	校	3	2	2	1	1	1
	教 員 数	人	30	20	16	9	9	10
	生 徒 数	人	439	205	102	48	48	32
	1 学校当たり生徒数	人	146	103	51	48	48	32
	う ち 分 校 数	校	—	—	—	—	—	—

## 平成 27 年義務教育の状況

資料：学校基本調査（基準日：平成 27 年 5 月 1 日）

項 目	児童数・生徒数	児童数・生徒数		学級数	学級数			1 学級当たり児童・生徒数	教員数(講師含む)	職員数	卒業後の進路 (H27.3 卒業 者)	
		男	女		単式	複式	75 条					
小学校	金山小	30	16	14	3	0	3	0	10.0	7	2	
	横田小	11	8	3	3	0	3	0	3.6	6	2	
	計	41	24	17	6	0	6	0	6.8	13	4	
中学校	金山中	32	14	18	3	3	0	0	10.0	10	2	高校 9
合 計		73	38	35	9	3	6	0	8.1	23	6	

### (2) 施策の方向

子供は地域の宝の理念のもと、地域一体型ふるさと教育の充実を図ります。

少子化の進行に伴い、本町の児童・生徒にとってより良い教育環境づくりを進めなければなりません。小学校は複式化が進み、金山中学校も生徒数の減少は依然として続くため、新たな教育環境の整備を模索しなければなりません。机上での主要教科の学習においては、少人数により個人の課題克服の指導が行える体制です。集団学習や社会性の学習については、学年やクラスの隔たりをなくし、町域を越えた他校との交流により補完していく必要があります。

本町ならではの環境のもとに、学校の創意と工夫を生かした特色ある教育を推進し、児童・生徒一人ひとりの才能を引き出し、地域に誇りが持てる教育が行われ、地域の信頼に応える学校づくりを目指します。学校と地域の資源や人材が連携して児童・生徒の学習の機会にしていきます。

川口高等学校との連携については、現在も中学校との連携をはじめとした小中高の学力向上のための事業を実施しており、今後もなお一層の充実に努めます。

### (3) 実施事業等

- 地域一体型ふるさと教育の充実
- 複式学級に対応した町独自の講師配置の継続
- より良い少人数教育の在り方の研究と充実
- 先生方の教育現場や労働環境の充実・支援
- 支援員の配置と個性が尊重される教育の実践
- 地域を学びふるさとに誇りを持つ教育の実施

- 県立川口高等学校との小中高連携教育の継続と充実
- 教育環境の計画的な整備
- 遠距離通学への対応と安全を確保できる通学路・通学支援体制の整備
- 教職員住宅などの適正管理

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
外国語指導助手招致数 (人)	1 (平成 26 年度)	1 (平成 31 年度)
いじめ・不登校・問題行動 の発生件数 (件)	0 (平成 26 年度)	0 (平成 31 年度)
児童・生徒に対する体験学 習等の開催件数 (件)	—	1 5 (平成 31 年度まで)
児童・生徒に対する体験学 習等の延べ参加者数 (人)	—	3 0 0 (平成 31 年度まで)

## 3. 高等学校教育等

### (1) 現状と課題

地域一体型ふるさと教育事業のもと、0歳から18歳までの教育の充実を図っています。高等学校教育分野においては、本町には、県立川口高等学校（普通科）が設置されておりさまざまな支援を行っています。現状では、主に桐径会（学校後援組織）に、教育活動・通学費用・寮運営費等の支援をしています。また、若桐寮（町営）の運営も町が行っています。

川口高校の設置及び管理は、福島県の責任において行われていますが、奥会津地域を含めた只見線沿線市町村にとっては重要な役割を担う教育機関です。本町をはじめとした近隣町村にとっては、通学が困難なことや経済的な理由で高等学校教育を受けられなくなる可能性もあることから、川口高校の存続は重要な課題です。

川口高校は、平成27年度は125名の生徒が学んでいます。昭和23年の創立以来、金山町や昭和村の中学校出身者を中心に、多くの卒業生が地域内外のあらゆる分野で活躍しています。現在の定員は70人となっていますが、生徒数は昭和44年の434名を最高に、本町をはじめとした近隣町村の中学校卒業生数が大きく減少している中で、定員を大きく下回る状態が続いています。少人数の利点を生かし、「一人ひとりが光り輝く主人公」を教育目標として、生徒一人ひとりの学習や進路希望に対応したきめ細かな指導と援助を行うことにより、毎年、国公立大学進学から就職までの幅広い進路希望を実現し、卒業

後の進学・就職率はほぼ 100%となっています。

近年は、他市町村からの入学者が増加しており、地元からの進学者は生徒数の減少により減少傾向が続いています。通学ができない生徒のために寄宿舎が設置されていますが、金、土、日曜日については閉鎖となっていました。このため、平成 25 年度には若桐寮（町営）が建設され、更なる他市町村からの生徒の受入を可能とし、同時に土日に実家に帰宅することが困難な生徒にも対応できるようになりました。

高等学校の統合問題については、定員半数以下が 3 年間続いた場合は分校化、さらに 3 年間続いた場合は原則として募集停止となってしまいます。川口高校は、町内の生徒が自宅から通える唯一の高校です。さらには、地域の商業の活性化や J R 只見線の利活用などの役割もあります。町内や近隣町村の生徒数が増加することはあまり望めませんので、今後も、学校の魅力を打ち出し他地域からの生徒募集に力を入れて、川口高校の存続に力を入れていかなければなりません。

中学卒業後の進路は、川口高校だけではありません。それぞれの将来を夢見て、下宿をしながら、または転出して高等学校教育等の新たな進路を求めるケースもあります。このような子供たちも、金山町で育った大切な子供たちであり、将来を担う大切な人材です。出身者として誇りを持ち続け、ずっと本町とつながっていく仕組みの構築が必要です。このことは、高等学校を卒業した後にも言えることで、進学・就職においては本町を離れることが多い傾向にあります。その後もつながりを大切にしていける必要があります。同時に町は、出身者を中心とした I J U ターンの受け皿としての機能が求められます。

## (2) 施策の方向

川口高校の学力水準をさらに向上させるとともに、人間性を豊かにし、スポーツや文化など一人ひとりの持っている多様な能力を引き出し、地域社会の要求に応えられるよう、近隣町村と連携をしながら学校運営に全面的に協力し、学校の発展充実と生徒の確保に支援を続けます。

町では、生徒確保を目的として生徒への直接補助を行っていますが、今後も、経済的理由により就学困難な者に対し、町の奨学資金制度を拡充するなど、より良い支援策について検討を進めます。

自宅が遠方のため通学が困難な生徒のために県の寄宿舎と町営の若桐寮とのサービスの均衡を保ちながら運営をしていきます。寮生が快適に高校生活を送ることができるサポート体制を構築します。なお、寮生が積極的に地域や町の行事に参加できるように柔軟な運営体制も作っていきます。

川口高校が今後も存続できるように、魅力を全国に発信し生徒の確保に努めます。また、学校そのものに全国に誇れる特色・魅力が備われば、自然と生徒が集まってくるので、特色・魅力ある学校づくりを支援していきます。

本町関わったすべての子供たちが、その後もつながっていく仕組みを構築し、将来的

に本町が I J U ターンの受け皿となり、いつでも町に帰ってくる事ができる土台作りを検討します。

### (3) 実施事業等

- 県立川口高等学校の維持存続対策
- 学力水準の向上とスポーツや文化活動への支援
- 地域と連携した学習プログラムの実施・支援
- ボランティア活動や福祉教育など特色ある教育への支援
- 生徒募集活動の強化と魅力ある学校づくり
- 教育内容の充実支援
- 寄宿舍・寮の運営の支援・実施
- 町営寮の運営形態の検討
- 奨学資金制度の継続・強化と貸与決定時における慎重な審査
- 卒業後の通勤範囲内での就職先の確保（求人開拓）
- 川口高校及び町立小中学校の卒業生が町といつまでもつながる仕組みづくり

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
県立川口高校生徒数 (人)	1 0 6 (平成 26 年度)	1 1 0 (平成 31 年度)
川口高校と地域の交流回数 (回)	6 (平成 26 年度)	1 0 (平成 31 年度)
高校・大学等新卒者の町内 就職者数 (人)	—	2 0 (平成 31 年度まで)
川口高校への就職支援事業 回数 (回)	—	1 3 (平成 31 年度まで)

## 第 2 節 生きがいを育む生涯学習

### 1. 生涯学習

#### (1) 現状と課題

生涯学習社会の推進にともない、地域住民の学習に対する意欲は年々高まりをみせており、婦人学級や各種成人教育の充実や自主的学習のために、中央公民館と、川口、本名、沼沢、横田の旧村ごとに設置された 4 つの地区公民館を通じて必要な支援を行っていま

す。

中央公民館において実施している、高齢者、中高年者の女性を対象にした「こまどり学級」は、参加者延べ 159 人、年間 12 日、延べ 35 時間の実績があり、健康、スポーツ、ものづくり、各種学習、研修旅行などの幅広い活動を行っています。

各地区公民館においても、それぞれ独自の事業を展開しており、地域住民自ら生涯学習を進め、地域のコミュニティ意識を高める生涯学習の拠点として運営しています。

生涯学習事業については、参加する人とならない人の両極化と固定化が進んでいます。また、参加者の中心が高齢者であるため、これ以上高齢化が進むと参加者そのものが急激に減少する事が予想されます。

地域住民の学習に対し適切な指導助言を行う社会教育主事、社会教育指導員、公民館職員及びその他の指導者の体制は十分とは言えません。また、リーダーシップを発揮できる人材の存在が不可欠であり、その確保が必要ですが、人材を確保することがそもそも困難になることが予想されます。

毎年 11 月 3 日（文化の日）には、地区公民館としての一大イベントである「地区文化祭」も開催されており、1 年間の学習成果の発表の場として盛り上がりを見せていますが、高齢社会を迎えている本町においては、行事を運営するマンパワーの不足が課題となっています。

中央公民館は、平成 26 年度に耐震補強やエレベータの設置等を終え、大規模改修工事が終了しました。今後は、ソフト面を充実させ有効的に活用していくことが求められます。あわせて施設全般的に、冷房設備を完備していないため夏場の使用は限定的になっています。

## (2) 施策の方向

女性学級や各種成人層などが自主的学習を推進するため、中央公民館及び川口・本名・沼沢・横田の地区公民館において必要な支援を継続するとともに、生涯学習団体の育成や各種の学習活動を側面から支援していきます。そして、住民自らが生涯学習活動に参加する機運を高めるために、各種行事への参加促進を図ります。高齢者学級は、全員を対象とした一般教養、生涯にわたる能力開発から、園芸、陶芸、生活、福祉、文化など専門的なコース、趣味を同じくする高齢者のクラブ活動など、高齢者が自ら選択できるよう対応するとともに、自主的な活動の支援を行います。指導者には、高齢者自らもあたり、趣味や技術のみでなく、伝統的な芸能・技法のある文化・工芸を小中高生や若年層、移住者や大学生等に伝えることにより、新たな生きがいがいづくりにつながるように推進します。

高齢学級による生きがいづくりは、健康寿命の延伸・増進に直接つながります。生涯学習の分野も多岐にわたり幅広い視点で推進します。町民個々のニーズに合わせて、過度な負担とならないように「好きなことを楽しんで学ぶ」姿勢を大切に推進していきます。

今後は、これまでの活動に磨きをかけることを最重点に、これまで欠けていた青年や若

年層の女性、高齢者の世代交代などにも対応した魅力ある生涯学習のあり方を検討するとともに、社会教育主事、社会教育指導員、公民館職員及びその他の指導者の適正配置と資質の向上に努めます。

地区公民館等の施設は、建築してから年数が経過しているため、大規模な修繕が必要になっている施設もあります。また、施設全般に夏季中の使いやすさに支障をきたしています。今後は、地区公民館については、利用者の目線に立った公民館を第一とし、子供からお年寄りまで誰もが行きたくなる居心地のよい公民館になるよう、計画的に修繕しながら施設利用者の安全確保と利便性の向上を図ります。

### (3) 実施事業等

- 中央公民館及び地区公民館へ必要な支援
- 生涯学習団体の育成と学習活動への支援
- 自主的な生涯学習活動参加への支援
- 高齢者学級による“生きがいづくり”
- 若年層や青年層等の男女問わず誰もが生涯学習に取り組める環境の構築
- 社会教育主事や社会教育指導員の配置と公民館職員の充実
- 老朽化する公民館施設等の改修と施設の充実
- 生涯学習施設等の利便性の向上

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
中央公民館及び地区公民館 の利用人数 (人)	7, 508 (平成 26 年度)	8, 000 (平成 31 年度)
こまどり学級参加者数 (人)	29 (平成 26 年度)	30 (平成 31 年度)
各種生涯学習企画イベント の実施回数 (回)	166 (平成 26 年度)	200 (平成 31 年度)

## 2. 生涯スポーツ

### (1) 現状と課題

本町は少子化によって子ども達の外遊びの機会が減少しています。生涯にわたりスポーツに親しむことは、健康寿命の増進・延伸と“生きがい”に直結します。体力が低下している乳幼児・児童から、生きがいを求める高齢者まで、幅広い年代層を対象に、生涯スポーツを普及していく必要があります。特に日常的な軽運動は、健康増進にもつながりま

すので、町民の健康寿命の延伸には欠かせない分野です。一般に、生涯スポーツは競技スポーツよりも運動強度が低いのが特徴で、体力に過剰な負荷をかけることなく気軽に行える特長があります。

総合型地域スポーツクラブは設立していますが、スポーツ少年団が母体であり、剣道、スキー、バレーボールの3種目が活動していますが、少子化の進行による団員数の減少によって、活動については衰退傾向にあります。

高齢者対象のスポーツについては、グラウンド・ゴルフやゲートボール、ビーチバレーボールが主体です。人口層が厚い世代なので、比較的積極的な活動が行われていますが、参加者が固定化されている課題はあります。

若年層・中年層対象のスポーツについては、バレーボール、ソフトボール、卓球、野球などがありますが、どの競技も一部の興味がある方の参加にとどまっています。そんな中でもバレーボールにおいては、地区対抗や職域対抗等の大会が行われており、男女混合によるチーム編成等工夫が凝らされており、比較的競技人口が多いスポーツとなっています。

指導組織として設置されているスポーツ推進委員を中心にスポーツ、レクリエーションの普及や地区運動会の開催、各種競技の審判員の育成などが行われています。

各競技の推進・運営は、町体育協会が中心となり、ソフトボール、バレーボール、ビーチバレーボール、グラウンド・ゴルフ、卓球などを自主的に行っています。ゲートボールは、金山町ゲートボール協会が自主的な活動を行い、地区ごとにチームが結成され高齢者の健康の保持増進を図っています。

ふくしま駅伝については、平成25年度から「希望ふくしま」チームとして、合同チームとして参加しています。金山町単独での参加は厳しい状況です。

町村対抗野球については、現在金山中学校に野球部がなく、県立川口高等学校にも野球部がない状態で、選手の若返りが進まず、選手の確保が困難な状況です。

町内で振興しているスポーツは、団体競技が主体で、個人や数名で気軽に行えるスポーツの普及が課題です。特に、個人で気軽に行えるウォーキングやジョギング、地域特性を生かした、スキーやスノーボード、サイクリング、登山、カヌーなどを推進していく必要があります。近年では、町内外のスキー愛好者による夏場のスキー場を活用したウォータージャンプの活動が始まり継続的な活用が望まれます。また、健康維持の視点から「かぼまる体操」などの軽体操を更に普及していくことが必要です。

大塩総合グラウンド整備も含め、体育施設に各大会を誘致できるよう、より有効的な施設に整備していく必要があります。また、既存の体育施設についても、有効利用を図っていく必要があります。

## (2) 施策の方向

幅広い年代層に生涯スポーツを推進して、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

生涯スポーツ社会の実現には、住民の多様なスポーツ活動に対する要求に応えることができるようにしていく必要があります、体育協会等の組織と連携を取りながら進めていきます。

地区及び競技種目ごとのスポーツクラブ等の育成を図ります。また、住民が年齢や体力に応じたスポーツに親しむ機会の拡大と組織づくりを進めるため、スポーツ推進委員を中心に各種スポーツ、レクリエーションの普及を促進します。スポーツ推進委員等スポーツ振興の核となる人材の育成を図ります。

ふくしま駅伝や市町村対抗野球や県民スポーツ大会等、競技スポーツの参加意識の高揚に努め、レベル向上を図ります。

少人数で気軽にできるスポーツ、健康維持増進のためのスポーツの普及を図り、さらには、スポーツと健康づくりの観点から各種大会や講座の開催や生涯スポーツ以外の各教室との連携を図りながら、スポーツを通じた健康づくりを推進します。また、地域資源や特性を生かしたスポーツの推進や、町外の方等が本町に訪れてスポーツに親しむことを推進します。

体育施設の運営管理のあり方については、大塩総合グラウンド整備をはじめとして、地域住民が日常において気軽にスポーツが楽しむことができるように、既存の体育施設の充実と老朽化した施設の改修、管理の行き届いていない体育施設の管理体制の強化を図り、誰もが快適にスポーツ活動を行い、健康の保持増進と生きがいつくりの推進に努めます。又、各大会に誘致を図り、より有効的な施設の活用をしていきながら、スポーツ振興に努めていきます。

## (3) 実施事業等

- スポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現
- スポーツ少年団の存続と活動支援の充実
- 年齢や体力に応じたスポーツのあり方の検討と活動内容の充実
- スポーツ推進委員等スポーツ振興の核となる人材の育成
- 競技スポーツの振興
- 大塩総合グラウンド等の体育施設等の充実と老朽化施設の改修整備
- 住民のスポーツを通じた健康の保持増進と生きがいつくりの推進

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
スポーツ推進委員人数 (人)	10 (平成 26 年度)	10 (平成 31 年度)
ふくしま駅伝・市町村対抗 野球等の参加状況	参加 (平成 26 年度)	継続して参加 (平成 31 年度)
町民体育館使用回数 (回)	478 (平成 26 年度)	570 (平成 31 年度)
各大会の誘致回数 (回)	6 (平成 26 年度)	10 (平成 31 年度)

## 第 3 節 次世代につなぐ伝統文化

### 1. 地域文化の振興等

#### (1) 現状と課題

近年、教育文化の向上にともない、住民の文化に対する関心も次第に高まりつつあり、心の豊かさや生活の潤いなど、より内面的なものの充実を求める傾向があります。しかしながら、住民の文化鑑賞や参加の機会は少なく、文化協会を中心とした活動は活発に行われていますが、文化活動が広く住民に浸透している状況にまでは至っていません。

本町の歴史は古く、先人の生活を偲ぶ文化遺産が各地に埋もれ散在している状況にあります。過去には、町史編纂事業を通じ郷土の歴史や文化財に対する関心が高まり、金山町文化財保護条例の制定などによって文化財の調査が進められました。現在も文化財調査委員会を中心に、文化財保護のための取り組みは続けていますが、文化財の保存と活用を図るための施設整備は実施されていません。町が管理する民具についても、この保護と一般への常時公開などの活用も課題です。

地域文化が途絶えることなく、将来にわたって引き継がれ振興していく必要があります。また、独特な地勢を持つ本町の過去の成り立ちや営みなどの歴史・文化は、町民だけでなく出身者や観光客などさまざまな方々が興味を持つ魅力的なものです。これらを伝え振興させ未来へ引き継ぐ人材も必要とされています。

## 福島県指定重要文化財

名 称	所 在	名 称	所 在
宮崎聖観音坐像	中川字居平（大悲堂内）	旧五十島家住宅	中川字上居平

（平成 27 年 10 月 1 日現在）

## 金山町指定重要文化財

名 称	所 在	名 称	所 在
小栗山の道祖神	小栗山字堂平地内	水沼の道祖神	水沼字赤沢地内
山ノ内文書	横田字居平（山ノ内不二彦氏所蔵）	氏勝の馬具	横田字居平（山ノ内不二彦氏所蔵）
本名式縄文土器	本名寺岡地内より出土	宮崎式弥生土器	中川字居平地内より出土
中丸城跡	横田要害山	玉縄城跡	川口梵天山
糠塚古墳	大志字糠塚地内	石原経塚	大栗山字上石原地内
山ノ内屋敷跡	横田字居平地内	鮭立の磨崖仏	山入字石田山地内
宮崎館跡	中川字館ノ越地内	高屋敷中井館跡	玉梨字高屋敷地内
太郎布駒形ノ館跡	太郎布字沢田地内	廻戸の一里塚	沼沢字廻戸地内
鮭立のコブシ	山入字鮭立（意賀美神社境内）	大塩の老杉	大塩宇奈多理神社参道
高祖沼沢府君之碑	沼沢薬師寺裏	涅槃図	玉梨常楽寺
大志の子安観音	大志字乙越地内	キマダラルリツバメ	金山町

（平成 27 年 10 月 1 日現在）

### (2) 施策の方向

日常的な芸術文化活動は、金山町文化協会を始めとする文化活動団体を育成及び強化を図り文化の振興を継続させます。今後は、早急に文化環境の整備充実を促進するために、暮らしの中に新たな文化を築き、地域社会に根ざした自主的文化活動を助長するための対応に努めるとともに、伝統文化の保存と継承を図るため、後継者育成と確保について検討を進めます。

歴史と伝統に基づく貴重な文化遺産や貴重な民俗資料については、掘り起こし、収集、保存、活用など、一貫した保護体制を確立し、散逸、破壊、滅失の防止に努め、将来にわたり適切に伝承するための対策を推進するとともに、文化財に対する愛護精神の高揚を図りながら、貴重な文化財の一般公開を推進していきます。

特色ある地域文化を振興させ後世へ伝えるため、また、学習や観光、交流など多様な活用につなげるためにも、案内人の養成、学芸員の配置や文化財・古民具等の有効的な活用方法の検討、記録として残す活動の展開を検討します。

### (3) 実施事業等

- 地域文化活動の推進
- 伝統文化の保存と継承
- 文化財の保護
- 文化財の保存と活用を図るための施設整備

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
文化財保存・公開施設の設置状況	未設置 (平成 26 年度)	設置済み (平成 31 年度)
文化財調査委員の調査研究回数 (回)	—	3 (平成 31 年度まで)

## 第3章 地域特性を生かした仕事づくり

### 第1節 第一次産業の振興と六次化推進

#### 1. 農 業

##### (1) 現状と課題

農業は、経営規模が小さく、農業従事者は65歳以上が約8割を占め自給的高齢者型となっており、極めて小規模な経営にとどまっています。

農林業センサス(平成22年)で専兼業別農家数の割合についてみると、専業農家38.4%、第1種兼業5.8%、第2種兼業55.8%で、全国に比較して専業、第1種兼業、第2種兼業農家の割合が小さくなっています。

農業従事者のうち主として農業に従事した人口を年齢階層別にみた場合、65歳以上が80.9%で、15歳～29歳は0.5%を占めるにすぎません。

高齢者が多く、自給的農業が多い状況は、本町が山間部でもともと耕地面積が少なかったこと、若年人口の流出により高齢化したこと、高齢化したことによって山間部の条件不利地の耕作を放棄したことなどによるもので、大規模経営農業に転換することは非常に厳しいといえます。

農地が少ない、農業後継者がいない、高齢化しているなど、多くの問題点はあるものの、農地は個人の財産でありながらも地域全体の貴重な財産でもあることから、将来とも農地を有効に活用できる農業振興のあり方を検討する必要があります。現在は、日本型直接支払制度に町単独補助事業を絡めて、農地の維持保全を図り、農地の荒廃を食い止めていますが根本的な改善にはなっていません。町出資農業法人も経営改善等により収益性の向上が必要です。収益を確保することによって新規就農者の受け皿となり、離農者の農用地の受け皿となることが重要です。収益性の向上は、水稻をはじめとする農産物の収量アップはもちろんのこと、特産品による差別化と6次産業化の推進等が必要になります。

新規就農者については、成果は上がっていません。新農業人フェア等に参加しながら、農業経営のタイプを明確にすることとあわせて、補助事業を拡充しながら募っていく必要があります。

平成25年度に購入したフリーズドライは、利用料金設定と利便性の課題はありますが、加工技術等の講習会や農家支援策を模索しながら改善を図る必要があります。

本町には、大源流米、ソバ、アザキ大根、エゴマ、奥会津金山赤カボチャ、新たに取り組みを始めたマコモダケなどをはじめとする、量は少ないながら多品目の農産物があることから、これを生産だけにとどめず、生産－加工－販売－消費－サービス－観光を地域内で行い、生産量が少なくても商品化するといった新しい視点で6次産業化を推進し、農業で生計を立てられる方策を確立することが課題です。

農業を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、本町では農業だけで考えるのではなく、林業や漁業、交流、山村体験等の観光事業、福祉事業、商業などとの連携のもとに、農林水産物の活用を図り、総所得の底上げを図らなければなりません。

### 専業・兼業別農家数の推移

単位：人、%

区分	昭和60年		昭和2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	831	100.0	742	100.0	645	100.0	252	100.0	181	100.0	156	100.0
専業農家	164	19.8	163	22.0	170	26.4	77	30.6	66	36.4	60	38.4
第1種兼業	56	6.7	38	5.1	23	3.5	18	7.1	13	7.2	9	5.8
第2種兼業	611	73.5	541	72.9	452	70.1	157	62.3	102	56.4	87	55.8

資料：農林業センサス

### 年齢別農業従事者数（総農家－男女計）

単位：人、%

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成比	実数	実数								
総数	1,960	100.0	1,710	100.0	1,507	100.0	1,268	100.0	949	100.0	751	100.0
15歳～29歳	187	4.4	75	4.4	62	4.1	39	3.1	15	1.6	14	1.9
30歳～59歳	1,087	55.5	790	46.2	591	39.2	418	32.9	199	21.0	133	17.7
60歳～64歳	300	15.3	287	16.8	222	14.7	157	12.4	106	11.2	87	11.6
65歳以上	486	24.8	558	32.6	632	42.0	654	51.6	629	66.3	517	68.8

資料：農林業センサス

## 農 業 就 業 人 口 (総農家—男女計)

単位：人、%

区 分	昭和 60 年		昭和 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総 数	1,025	100.0	874	100.0	794	100.0	376	100.0	293	100.0	215	100.0
16 歳～19 歳	8	0.8	8	0.9	22	0.9	12	3.2	3	1.0	0	0.0
20 歳～29 歳	9	0.9	6	0.7	3	0.7	1	0.2	0	0.0	1	0.5
30 歳～39 歳	33	3.2	13	1.5	6	1.5	7	1.8	4	1.4	4	1.9
40 歳～49 歳	71	6.9	38	4.4	19	4.4	5	1.3	4	1.4	2	0.9
50 歳～59 歳	244	23.8	140	16.0	73	16.0	33	8.8	24	8.2	11	5.1
60 歳～64 歳	223	21.8	176	20.1	127	20.1	48	12.8	30	10.2	23	10.7
65 歳～69 歳	172	16.8	203	23.2	193	23.2	77	20.5	54	18.4	30	13.9
70 歳～74 歳	265	25.8	290	33.2	190	23.9	98	26.1	69	23.5	47	21.9
75 歳以上					161	20.3	95	25.3	105	35.8	97	45.1

資料：農林業センサス

- (注) 1 農業従事者のうち主として農業に従事していた人口である。  
 2 区分の「16 歳～19 歳」の欄については、平成 7 年以降は「15 歳～19 歳」と読み替えるものとする。

## 農 道 整 備 状 況

平成 27 年 4 月 1 日現在

幅員 (m)	路線数	延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	備 考
～ 1.8	3	390	102	26.2	0	0.0	
1.8 ～ 4.0	450	62,502	18,735	30.0	893	1.4	
4.0 ～	70	15,540	15,540	100.0	6,312	40.6	
計	523	78,432	34,377	43.8	7,205	9.2	

資料：農道台帳

## (2) 施策の方向

農業者の高齢化や担い手不足、小規模での機械の過剰投資のため、個人経営では維持できなくなった農業を、集落営農と農業法人を支援しながら農業生産基盤の基礎づくりをし、維持発展させていくとともに、農用地の集積を進め、生産性の維持と集落での「支えあい」を進めるための人・農地プランの確立を目指します。町の農業の将来を託すため、県やJAと連携を図り、農業法人(株)奥会津金山大自然・(株)奥会津彩の里をはじめとした農業経営に意欲ある者を支援し、生産性の維持と向上を図ります。

農政については、全体的な構想を町がまとめ、計画的に展開していきます。そのためには、農業者や農業委員会、県やJA、農業法人や集落営農組織等と連携を図りながら推進

していきます。また、単に収量や単価を向上することだけでなく、農業形態に応じた対策、機械・機具の更新、土作りや栽培技術に関する各種講習会の実施等戦略的な政策を実施します。

農業法人を支援し収益性の向上を目指します。また、農地を集積し耕作放棄地になることを防ぎ、地域農業のモデルとしての機能を発揮できるよう支援していきます。

担い手確保のため、各種イベントでのPRや、大学・川口高校との連携を図りながら、農家体験の充実を図るほか、農業経営のタイプを明確にするため農業を中心にした経営・生活モデルケースの確立や、各種研修会受講、資材・機械購入や経営安定までの補助・支援制度の拡充を図りながら新規就農を目指します。

農産物の加工活動を活性化させ、良質の加工品を作るためには質のよい農産物を生産する必要があります。また、売れる商品作りをするために、ニーズを調査しニーズに適した加工所の整備と、加工する人材育成に努めます。また、特性を生かした農産物の加工商品の開発を進めます。赤カボチャ用の糖度計に代表されるように、最新技術を駆使して、特産品や農産物の品質の確保に努め消費者目線での農産物の生産を図ります。

有害鳥獣対策については、農地が荒廃することにより人家付近に出没することが危惧されるため、重点的な緩衝帯整備を強化し農作物の被害防止とあわせて人的被害防止に努めます。あわせて将来的な有害鳥獣対策を考え、狩猟免許等の取得に関する支援制度等を検討し、有害鳥獣を寄せ付けないようにするための花火・電気柵設置支援などを引き続き行います。

農道の整備や農地改良については、生産基盤の向上のため要望に応じて積極的に対応していきます。

### **(3) 実施事業等**

- 集落営農の奨励と支援
- 農地の集積と生産性の向上
- 農業法人等農業経営に意欲ある者を支援
- 新規就農の相談や指導・援助体制の整備による農業生産の担い手の確保
- 地域農産物や特産物のブランド化の推進
- 加工所整備や農業の6次産業化の推進
- 有害鳥獣対策の強化と各種免許等取得支援制度の検討

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
耕作放棄地面積 (ha)	1 0 (平成 26 年度)	9 (平成 31 年度)
農業従事者数 (人)	4 2 9 (平成 26 年度)	4 0 0 (平成 31 年度)
集落営農組織数 (組)	9 (平成 26 年度)	1 2 (平成 31 年度)
新規就農者数 (人)	—	2 (平成 31 年度まで)
農業体験者受入者数 (人)	0 (平成 26 年度)	2 0 (平成 31 年度)
移住・就農フェアへの参加回数 (回/年)	—	3 (平成 31 年度まで)
新たな特産品の作付者数 (人)	—	3 (平成 31 年度まで)
特産品栽培面積・赤カボチャ (ha)	7 (平成 26 年度)	1 2 (平成 31 年度)
エゴマ (ha)	5 (平成 26 年度)	8 (平成 31 年度)

## 2. 林 業

### (1) 現 状 と 課 題

本町の森林面積は、26,952ha で、町の総面積の大半を占めています。そのうち国有林は 16,853ha (62.5%) で、民有林は 10,099ha (37.5%) となっています。

町土のほとんどを森林が占めている本町においては、森林資源の活用方法を新たに見出せば、新たな産業へと展開することも可能です。あわせて、観光客等が本町の景色を見たときに、全面的に森林が見えてくるものと思われれます。それを美しいと感じるには、空や山、河川、自然林等の天然の物と、道路や民家、建造物、町並み、人工林等の人工の物との調和が必要です。杉に代表される人工林等の人工物に手が加えられ、整備が行き届いている景色は見るものに感動を与えます。森林資源の新たな活用と「きれいな町づくり」は新たな雇用を生み出す可能性を秘めています。

本町の林家は、農家を兼ねる農家林家がおよそ 7 割を占め、素材価格の低迷と高齢化に伴う人材不足により林家数及び林業従事者は減少を続けています。

民有林の人工林率は 24.8%、天然林率は 63.8% となっており、人工林の大部分は針葉樹のスギで、天然林の樹種は、ほとんどがブナ・ナラなどの広葉樹です。

森林は、水源かん養や林産資源の活用などの面で、天然林を保護していくことが重要であり、ブナの原生林などは癒しの場としても注目されています。

本町は、急傾斜地、岩石地等が点在し、多雪地帯という気象条件もあり、森林整備を進

める上で制約される条件はありますが、恵まれた資源が十分に活用されていない面があることから、農業と同様に素材の生産だけでなく特用林産物であるきのこや山菜も含めて、生産－加工－販売－消費－サービス－観光とを連携させた高付加価値化を図り、新しい産業として確立することが求められます。

森林整備や森林資源の活用については、森林環境税を用いた森林環境交付金を活用し実施してきました。森林整備による森林景観の保全により美しい町を演出し、森林に関心を持ってもらいたいものです。あわせて、児童・生徒の森林学習機会の提供を行っています。森林は町土の大方を占めており町の貴重な資源でもあるため、森林の重要性や多様性について将来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。

林道については、改良等の新規事業はほぼ見込めません。森林産業の活性化と財源の確保が重要です。現状は災害復旧や修繕等で現状維持をкаろうじて実施している状況です。特に、林道本名室谷線については、古くからの要望箇所ではありますが、事業化にはいたっておらず、新潟県側の進捗と均衡が保たれていない状態です。

### 保有形態別森林面積

単位：ha

総土地 面積	森 林 総 数	国 有 林				民 有 林		
		総 数	林野庁 所 管	官 行 造 林	その他 官行庁	総 数	公 有 林	
						総 数	県	
29,397	26,952	16,853	16,816	37	0	10,099	2,344	185

民 有 林								
公 有 林			私 有 林					緑資源 機 構
公 社	市町村	財産区	総 数	会 社	寺 社	慣行共 有	個人他	
463	395	1,301	7,424	96	187	2,693	4,449	331

資料：平成 26 年版「福島県森林・林業統計書（平成 25 年度）」

(注) 民有林については、各項目について四捨五入したため、総数と必ずしも一致しない。

### 民有林保有形態別森林面積等

単位：ha、%

区分	総数	人工林		天然林		竹林		無立		更新困難地	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
私有	7,424	1,729	23.3	4,837	65.2	—	—	200	2.7	658	8.9
県有	185	83	44.9	102	55.1			—	—	—	—
市町村有	395	19	4.8	358	90.6	—	—	8	2.0	10	2.5
財産区有	1,301	10	0.8	1,012	77.8	—	—	10	0.8	269	20.7
公団・公公有	794	661	83.2	132	16.6		—	1	0.1	—	—
計	10,099	2,502	24.8	6,441	63.8	—	—	219	2.2	937	9.5

資料：平成26年版「福島県森林・林業統計書（平成25年度）」

(注) 1 面積及び構成比については、各項目について四捨五入したため、総数と必ずしも一致しない。

2 面積の計は、単純計である。

### 民有林樹種別森林面積

単位：ha

総数	針葉樹						広葉樹		
	総数	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	モミ ヒバ	総数	クヌギ	ナラ その他
8,943	2,546	2,401	—	35	74	36	6,397	—	6,397

資料：平成26年版「福島県森林・林業統計書（平成25年度）」

### 林道整備状況

平成27年4月1日現在

幅員 (m)	路線数	延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	民有林 林道密度 (m/ha)	備考
2.7	1	4,470.0				
3.6	(2) 18	35,280.2	4,140.5	11.7		( )は、幅員 3.6m－ 5.0m の2路線
4.0	(1) 9	34,553.8	2,968.5	8.6		
5.0	4	12,135.1	12,135.1	100.00		
計	32	86,439.1	19,244.1	22.3	8.7	

資料：林道台帳

## (2) 施策の方向

森林資源を活用した新たな産業化を検討します。あわせて、人工林などに手入れを施し、きれいな町づくりを推進することで雇用の場を創出するための検討を行います。

森林の多面的機能を維持するための森林整備を促進し、森林の価値を高めて森林資源の観光的な活用を検討します。

地域の豊富な特用林産物（きのこ、ぜんまい、わらびなど）については、生産が減少しつつあるため、本町にとっての重要な資源として位置づけ、生産と加工－販売－消費－サービス－観光と連携した高付加価値化を図り、販路の拡大にあたり、林産物を活用した6次産業化を図ります。

そして、豊かな森林資源を活用した環境教育やブナの原生林などを活用した観光交流事業等、幅広く森林の持つ豊かさを十分に享受して人と森の共生を図るとともに、森林の保全を行い、治山、治水を推進します。

## (3) 実施事業等

- 森林資源の多面的活用と森林整備事業の推進
- 林産物の増産・ブランド化と高付加価値化、販路拡大
- 森林資源を活用した6次産業化の推進と体制の整備
- 子どもたちへの森林学習機会の提供
- 森林整備により森林景観を改善し美しい町づくり
- 林道網の整備

## (4) 数値目標 (KPI) ・行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
森林整備面積 (ha)	3 (平成 26 年度)	15 (平成 31 年度)
森林学習機会の提供回数 (回)	—	3 (平成 31 年度まで)

## 3. 内水面漁業

### (1) 現状と課題

本町の内水面漁業は、大分して只見川、野尻川、沼沢湖、小河川（溪流）に分けられます。

只見川は、只見川漁業協同組合が漁業振興にあたっていますが、川は発電用ダムによってさえぎられ、ダムには魚道もないことから自然遡上は全くないうえに、土砂の堆積と水位変動等による棲息環境の変化により自然孵化が難しい状況にあるため、毎年稚魚の放

流を行っています。

野尻川は、野尻川漁業協同組合が鮎を放流し、漁場の確保を図っています。野尻川は清流で景観上も美しいため、レジャーとしての鮎つりは非常に人気が高い状況です。鮎は1年魚であることから毎年放流が必要であり、その他の溪流魚についても自然孵化のみに頼らず、今後も魚族の確保のための支援が必要です。

沼沢湖は、沼沢漁業協同組合が県内唯一のヒメマス漁場として稚魚の放流を行っています。魚族の保護のために、各漁業組合に稚魚放流等の支援を行っています。現在は、原子力災害による禁漁規制は、沼沢湖のヒメマス以外は解除となっています。ヒメマスは、生態の研究を深め、沼沢湖に流れ込む河川や湖水、湖底土壌の浄化等のあらゆる方策を尽くして復活させていかなければなりません。あわせて、孵化と養殖技術の強化が必要です。特産品であるヒメマスの復活は町民のみならず多くのファンが望むところです。

小河川も治山、砂防等のダム設置によって土砂が堆積し、また魚道がないことによって岩魚等の溪流魚の生息環境が悪くなっています。

近年、外来魚による被害や有害鳥獣等による被害が多発しており、近隣町村と連携して、その対策を早急に実施しなければなりません。

原子力災害の放射能汚染により、本町の内水面漁業は著しい打撃を受け衰退しました。沼沢湖以外は、現状は回復していますが、沼沢湖のヒメマス漁については、あらゆる手段を講じて再開を目指さなければなりません。

## (2) 施策の方向

只見川や野尻川、その他の小河川は、河川環境にあった稚魚の放流を行いながら、河川を人が親しむ場としてより活用することや魚族の保護にあたります。

沼沢湖は、ヒメマス漁場として再開させることが重要です。再開の手法としては、専門家の知識を活用し、あらゆる手段を検討していきます。再開した後には、釣り人が訪れやすい環境づくりに努めます。あわせて、新たな漁業の後継者を育成し、ヒメマスブランドの再構築を目指します。

近年は外来魚や有害鳥獣等などによる漁業被害もあるため、漁獲高が安定しない状況が続いており、職業としての漁業を成り立たせるのは容易なことではありませんが、6次産業化を推進することによって付加価値が生まれ、職業としての漁業が成り立つように推進を図ります。

## (3) 実施事業等

- ヒメマス漁の再開と漁業後継者の育成
- 魚族の保護と各漁業協同組合への支援
- 外来魚や有害鳥獣等漁業被害への対応
- 漁業を基盤とした6次産業化の推進

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
ヒメマス漁	禁漁 (平成 26 年度)	解禁 (平成 31 年度)
新規漁業従事者数 (人)	0 (平成 26 年度)	1 (平成 31 年度)
放流稚魚種苗数 (万匹)	7 (平成 26 年度)	1 2 (平成 31 年度)

## 第 2 節 商工業の振興と雇用促進

### 1. 商工業と雇用創出

#### (1) 現状と課題

建設業は、建設会社の総合建設業のほか大工、左官、屋根工事、塗装業などの個人住宅関連など多彩です。事業所の規模別は、特に個人経営や家族経営が多い状況です。

過疎・高齢社会の進行により個人住宅の新築・増改築が減少しており、建設業においても景気動向から受注量が減少しており、特に冬季間は、積雪のない県内の中、浜通りや県外で仕事を確保しているケースもあります。また、人材不足もあり、特に若年層の人材が不足しており従業員の高齢化が進み、合理化を進める業者もあります。

製造業は、これまでに、生コンクリート、縫製、レンズ加工、石材加工などの業種については、景気の低迷や生産拠点の海外への移転などにより閉鎖や倒産に追い込まれ、現在は、地場産業である製材、桐加工、山菜加工、石材加工業などいずれも小規模かつ減少傾向となっています。また、地域資源を生かした企業としては、ダムの流木などを肥料や燃料にする(株)JPハイテック金山流木再生プラントや、炭酸水の製造などを行う(株)ハーベス会津工場があり、小規模ながら地元雇用の受け皿となっています。

過疎、高齢化による労働力の低下や交通アクセスの条件など、製造業を誘致する上で不利な条件が多いため、企業誘致は難しい状況にあります。

商業は、桐材、建材等の卸売、衣料品、飲食料品、家電があるが、ショッピングセンターや24時間営業のコンビニエンスストアなどはなく、町外へ消費の流出が続いている状況です。この原因は、「人口の減少により全体の購買力が低下していること」「集落が分散していて商店街が形成しにくいこと」「自動車の普及により住民の社会経済活動が広域化したこと」「買い物が一つのレクリエーション化していること」により多様性が求められること、地元商業に消費者の生活の高度化・多様化に対応した都市的商業の形成がないこと、などが考えられます。一方で、高齢者世帯を対象に食料品の宅配が積極的に実施されており、工夫次第では、地元商業の利用拡大も可能であると考えられます。金山町商工

会では、試験的に宅配サービスを実施しており、課題を克服しながらの運用方法の変換と住民への認知活動が必要です。

集落内にある小規模商店・食料品を中心とした移動販売は、交通手段のない高齢者などにとっては必要不可欠なものとなっていますが、人口の減少や売り上げの低下により廃業が心配されています。

サービス業は、飲食業、クリーニング、理容・美容、旅館・民宿、自動車整備などで、大部分は住民生活関連のサービスが中心となっています。商業と同様に今後の廃業が心配されています。

いずれの業種においても、雇用情勢が不安定で、ここ数年新規採用を受け入れていない企業や、求人はあるものの求職がない企業、求める人材からの求職がない企業等のマッチングが課題です。また、小規模企業や家族経営、個人経営の商工業においては、後継者がいない等の課題があります。町内全域においても、新たな起業も少なく、光ファイバー網等の地域基盤や特色ある農産物や自然資源が十分に生かされていない状況にあります。

## (2) 施策の方向

建設業は、国・県道などの改良要望箇所、治山・治水などの災害を防止する要望箇所については、国、県など関係機関への働きかけを強化するとともに、町の直営事業については、計画的な事業化を進めることができるように財源確保に努め、建設業の雇用の安定と収益の向上を推進します。災害からの復旧工事が減少すると公共事業が減少することが予想されます。本町のみならず他の地域でも建設業は減少を続けていますが、今後は、町の基幹産業として、建設や建築に携わる人たちの雇用の確保に向けた支援を検討していきます。特に若い人材を確保する方策を企業とともに考案します。

製造業は、長引く景気低迷や人件費の安い発展途上国などへの生産拠点の移転が進んだことなどにより、ごく小規模な事業所を除き、町内にあった事業所は閉鎖または倒産に追い込まれました。ただし、炭酸水工場のように、本町でしか製造が成立しない、地域資源を活用した業種の誘致活動については潜在的な可能性があるため、引き続き検討していきます。また、既存の製造業者の育成、支援を行うため、商工会による経営改善指導事業に対し支援し、製造業の活性化を図るとともに、町中小企業経営合理化資金の融資枠の確保を図り、経営体質の強化と生産性の向上を推進します。また、製造業と農林漁業が連携した6次産業化の推進や、地域資源を活用する新規の企業誘致については、積極的な対応を進め、受入体制の整備にあたっては、商工会などとの連携を図りながら行います。

商業・サービス業については、経営者の高齢化や人口減少、売上の低下などによる廃業が続いているため、安定した経営体質の強化や後継者対策などが求められており、商工会による経営指導事業に対し支援するとともに、農林漁業や製造業などと連携しながら地産地消を進め、商業やサービス業を基盤とした6次産業化に努めます。商工業やサービス

業の進展は、商工会の役割が大きいため商工会活性化のための対策を模索します。町内での消費を促すための対策としては、期間を限定して発行してきた「妖精の里商品券」の発行の継続と年度内に複数回発行を行い、年間を通じた利用が可能となっていますが、参入商店が減少傾向にあるため、町内全店舗が参入するような対策を検討します。また、おもてなしの心による接客力の向上や客目線での運営を図ることにより、魅力ある商業・サービス業を推進します。その他、商工会スタンプの配布等で工夫を凝らしながら推進していきます。

町内の就職事情は厳しい状況が続いていますが、企業・団体と町が連携・協力して町内就職を支援する仕組みは構築されていません。例えば、町が進める少子化対策の支援事業等の町の情報とあわせて求人情報を提供することができたら、求職者が就職後の仕事と日常生活のイメージが具体化でき、町内就職を後押しする可能性も出てきます。このような行政と民間企業が連携した取り組みを新たに展開していきます。また、町は高齢化が進み後継者が少ない状況にあります。資格取得や起業等の支援体制を確立し、若手従事者の確保と後継者対策に取り組みます。特に本町の特性に合った資格取得や本町の地域資源を生かし継続性のある起業について積極的に支援できる体制を整えます。あわせて、きれいな町づくりを目指すにあたっては、森林整備や街並み景観形成、既存施設の維持管理等の人材が必要です。雇用と連動させた推進体制を構築します。

### **(3) 実施事業等**

- 町内商工業の経営体質の強化と経営安定化の推進
- 町内商工業の新規事業展開や他分野進出への支援
- 商工業の6次化の推進
- 潜在的な地域資源を活用する新規企業の誘致
- 商工会と連携した商工業の進展の検討
- 集落内商店の立て直しと移動販売によるサービスの強化
- 企業団体と連携した町内就職の後援
- 資格取得や起業等の支援体制の確立
- きれいな町づくりの推進による雇用創出

#### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
町内の企業及個人事業所数 (件)	179 (平成26年度)	180 (平成31年度)
妖精の里商品券の発行額 (千円)	60,000 (平成26年度)	100,000 (平成31年度)
妖精の里商品券加入店舗 (店)	60 (平成26年度)	80 (平成31年度)
環境整備による新たな就 業・雇用者数 (人)	—	4 (平成31年度まで)
特産品の生産・加工による 新たな就業・雇用者数 (人)	—	6 (平成31年度まで)
製造品出荷額 (百万円)	113.6 (平成24年 度)	130.0 (平成31年 度)
新たな資格取得者 (人)	—	12 (平成31年度まで)
町と企業が連携した求人活 動による町内就職者 (人)	—	10 (平成31年度まで)

## 2. 観 光

### (1) 現 状 と 課 題

#### ア 観光全般

本町は、昭和48年、沼沢湖周辺が自然休養村に指定されると同時に、民間により奥只見国際スキー場がオープンし、小栗山地区を中心に16軒の民宿が開業しました。これを契機に観光を中心とした町づくりへの機運が一気に高まりをみせ、冬季には首都圏を中心に毎年数万人ものスキーヤーが訪れるスキーのメッカとなりました。昭和49年には国民保養センター「せせらぎ荘」の開業、昭和52年には、沼沢湖畔に「自然休養村センター」の開業、スキー場へのジャンプ台の整備が行われました。さらには民宿の活性化を目的に自然教育村を宣言し、年間を通じて児童・生徒たちが訪れ、自然や農林業に触れる体験学習の場として先進的な取り組みが行われました。昭和61年、旧玉梨小学校を活用した「自然教育村会館」がオープン。平成2年には、「妖精の里」の開村が宣言され、同年度から平成5年度までの間に妖精の里づくり事業（大蛇資料館、妖精美術館の建設、沼沢湖周辺整備事業など）が実施され、妖精の里の中核をなす施設が建設されました。平成4年には金山町活性化センター「こぶし館」がオープンし、地域の特産品などの活用や農林

漁業を生かした交流の拡大が推進されました。民間により運営が続けられていた奥只見国際スキー場については、バブルの崩壊を契機に民間から町へ移管され、平成 7 年度から平成 11 年度まで町営スキー場整備事業を実施しました。その後、財政事情により観光事業に注力できない時期もありましたが、平成 20 年には会津川口駅の旧キオスク跡地を活用した観光情報センターを開設し、平成 25 年 4 月にはこぶし館を活用し、県と一体となって整備し「道の駅奥会津かねやま」がオープンしました。平成 26 年からは観光物産協会を町の観光発展の拠点として金山町商工会から独立させ、各種イベントの主体的な実施や観光旅行商品の考案など新たな取り組みを模索しているところです。

観光客の入込数は、バブル崩壊までは増加傾向を続け、平成 6 年には 16 万 5 千人もの多くの人々が訪れました。しかし、バブル期に開発された大規模スキーリゾートの誕生、グリーンツーリズムの広がりにより自然教育村と同様の事業が全国各地で実施されるようになったこと、長引く景気の低迷、東日本大震災などが影響し大幅に減少している状況です。

温泉については、本町には主なものとして 7 カ所の多様な源泉があります。特に炭酸温泉は炭酸含有量も多く全国的にも珍しい泉質となっています。近年は、運営主体である地区の温泉組合も積極的な観光客の誘客を図り、評判のいい温泉になりつつあります。ただし、各温泉とも管理運営体制に課題があり、今後についての議論が必要です。

観光案内看板も修繕は行っていますが、個々の看板に統一感がなく観光客にわかりやすいものにはなっていません。また、インバウンド（訪日外国人旅行）観光客を意識した多言語化への対応も必要です。

町内の宿泊施設は、旅館・民宿が主体ですが、近年は高齢化による廃業が散見され、宿泊観光、長期滞在型観光には対応が難しくなっている状況です。今後は、小規模、個人旅行客を対象とした事業展開についての検討が必要です。また、横田地区を中心に数件の農家民宿の開業があり、今後の進展が期待されます。

観光施設は、老朽化による施設の質、受け入れにあたっての適正規模、首都圏からの時間的距離が遠いという地理的なハンデなどの課題が山積しています。管理運営にあたっては、民間的な発想で管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、事業運営の効率化を図るため、指定管理者制度を取り入れています。

## 観 光 客 の 入 込 数

平成年	観光客の入込数	入込数の内訳		
	入込者数（人）	沼沢湖（人）	スキー場 （人）	道の駅（人）
2	98,695	83,380	15,315	
4	125,314	108,766	16,548	
6	164,726	149,355	15,371	
8	137,698	123,783	13,915	
10	128,519	114,851	13,668	
12	110,850	97,350	13,500	
14	97,074	88,925	8,149	
16	103,265	94,785	8,480	
18	99,726	91,805	7,921	
19	98,064	92,039	6,025	
20	94,740	89,140	5,600	
22	74,622	70,580	4,042	
24	53,764	48,640	5,124	
26	122,363	24,205	5,563	92,595

資料：観光客の入込状況調査

### イ JR只見線

JR只見線は、平成23年新潟・福島豪雨災害により甚大な被害を受け、いまだ復旧の見通しが全く立っていない状態です。

JR只見線は、町民の生活路線であると同時に、多くの観光客や鉄道ファンが愛する観光路線でもあります。水害以前は、「紅葉が美しい鉄道路線ベストテン」第1位や「雪景色のきれいなローカル線」第3位に選ばれたこともあり、多くの観光客が車窓からの景色を求め訪れる路線となっていました。交流人口拡大のための大事な観光資源です。会津川口駅から只見駅間は、鉄道が繋がっていないことで観光客の集団旅行が不可能な状態であり、観光路線としての魅力も低下しており、一刻も早い復旧が望まれます。

会津川口駅は、本町や奥会津の大事な玄関口でもありながら、会津川口駅に降りても二次交通手段が不足している状況から、目的地に到着できないことが課題となっています。また、会津川口駅前の整備や会津川口駅周辺の魅力向上が課題となっております。

## (2) 施策の方向

### ア 観光全般

本町は、これまで「交流」を町づくりの統一した視点に位置づけ、あらゆる施策を推進してきました。観光は、交流を進める上での最も重要な柱として、観光客を増やすための努力をしなければなりません。本町をはじめとした各種団体の構成町村との連携を強化し、観光資源や人材を補完し合い、体験学習やJR只見線の観光事業への活用、数ある温泉の活用などを推進し、多様化する時代に合った受入体制を整えていき、交流人口の増加を図ります。

観光客にとって、本町の一番の魅力は豊かな自然と風光明媚な景色です。まずは、きれいな町づくりを目指し、管理の行き届いた美しい町を目指します。

沼沢湖周辺環境やスキー場の再整備を検討し、今後も本町の観光スポットとして機能するように検討します。

本町の役割としては、受入体制の整備にあたっては、「沼沢湖水まつり」や「奥会津ごっつおまつり」などのイベント事業の継続、道の駅などの休憩施設の充実、豊かな温泉資源を有効に活用した温泉施設の整備、農林漁業と連携した体験型観光の推進、ブナの原生林などの森林の活用、より一層地域が一体となった施策を推進するとともに、観光を基盤とした6次産業化を進めます。

観光情報センターや道の駅奥会津かねやまなど観光情報拠点の充実を図り、インターネットを活用した情報発信等を積極的に行い、あわせて町内観光看板の整備を図り、観光客に優しい町づくりを推進するとともに、インバウンドへの対応・受け入れ態勢も検討します。

町内の宿泊施設は、既存の旅館・民宿を中心に推進していきます。小規模、個人旅行者、インバウンドを対象とした受け入れ態勢も宿泊業者と一緒に検討していきます。農家民宿については、農業の6次化やグリーンツーリズムや教育旅行の受入として発展方法を模索します。

観光施設の管理は指定管理者による管理運営を継続させ、管理者の自主的な経営努力を発揮しやすく、効率的な運営を図れるような体制づくりを強化するとともに、現在の運営のあり方の再検証とサービスレベルの向上に取り組みます。

### イ JR只見線

JR只見線に対する今までの本町の取り組みは、町民の通院や買い物等や県立川口高校の生徒たちの通学路線であり生活路線としての重要性を訴えてきましたが、今後は、生活路線としての必要性とあわせて観光路線としての重要性を強く訴えていきます。そして、早期復旧のため、県や沿線町村と連携を図り、復旧応援事業を強化し、早期の鉄路復旧を目指します。また、好評を博しているトロッコやSLに代表されるイベント列車についても充実を図り、おもてなしの体制を継続するとともに、JR只見線利用者等の二次交

通手段を確保し、移動手手段の充実について検討します。あわせて、会津川口駅前の整備と駅周辺の充実を図り、観光客の視点で賑わいと魅力がある“奥会津の玄関”としての環境整備を図ります。

### (3) 実施事業等

- 町の資源を生かした観光の推進
- きれいな町づくりの推進
- 既存施設の有効活用策と観光スポットの再構築
- 特色あるイベントの積極的な実施
- 観光情報発信の充実
- 町内宿泊施設の充実と支援
- 広域連携による観光の推進
- 観光交流施設の整備
- 町内看板の統一化
- JR只見線の早期復旧とイベント列車の継続、二次交通手段の検討
- 会津川口駅前整備と会津川口駅周辺の魅力向上

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
観光入込客数 (沼沢湖) (人)	24,205 (平成26年度)	110,000 (平成31年度)
道の駅振興施設入込客数 (人)	92,595 (平成26年度)	110,000 (平成31年度)
妖精美術館入館者数 (人)	2,376 (平成26年度)	3,000 (平成31年度)
スキー場入場者数 (人)	5,563 (平成26年度)	7,000 (平成31年度)
主要イベント時来場者数 (人)	25,000 (平成26年度)	30,000 (平成31年度)
主要イベント時の宿泊数 (人)	327 (平成26年度)	400 (平成31年度)
民宿・旅館等の宿泊所数 (件)	17 (平成26年度)	15 (平成31年度)
農家民泊等新たな宿泊施設 開業件数 (件)	—	3 (平成31年度)

## 第3節 定住促進と若者応援

### 1. 定住促進

#### (1) 現状と課題

過疎と少子・高齢社会の進行により、本町の人口は、昭和35年の10,119人を最高に、平成22年の国勢調査では2,462人となっており、ピーク時の約4分の1という急激な人口減少が続いています。人口構成は子供や若者が少なくお年寄りが多く、特に高齢者のみの世帯やお年寄りの一人暮らし世帯が増えており後期高齢者の割合が高くなっている現状を考えると、今後も人口の大幅な減少は避けられない状況にあります。急激な人口の減少が続いていることによって、本町においては、各種産業の後継者が不足し、集落の維持存続が難しくなっていること、個人の財産の管理が困難になってきていることなど、解決が難しいあらゆる問題が山積しています。

近年は、都市住民の交流居住（田舎暮らし）ニーズが高まりをみせており、本町でもIJUターン希望者から住居や職場に関する問い合わせが増えていますが、住宅や雇用の場を確保するための情報提供など、IJUターン希望者への対応が十分でないことにより、実際に本町への移住については、ほとんど進んでいないのが現状です。また、本町は300軒を越える空き家がありますが、年末年始、お盆、彼岸などを中心に帰省する目的のため、売買や賃貸による住宅の提供は進んでいない状況にあります。空き家の利活用については、地域課題でもあり、利活用を促進して新たな住居等として活用できれば理想的な形といえます。

IJUターンの情報提供については、過去に都市住民を対象とした田舎暮らしセミナーの開催や、インターネットを活用した情報発信を行った経過がありましたが、現在、これらの取り組みは町単独ではなく、奥会津振興センターを中心に広域的な取り組みにより展開しています。

町では、定住促進を目的として「若者定住奨励事業」を実施し、工場等就労奨励金、結婚祝金、出産祝金、就学援助金などを支給しています。さらに、平成25年の「少子化対策推進条例」の制定により、少子化問題に関わる全般的な事業を実施しているところですが、現在のところ際立った効果は出ていません。既存事業を継続しながらより効果的な支援策を検討する必要があります。

学卒者の町内就職の推進については、県立川口高等学校の卒業生や町内の中学校出身者のほとんどが都市部へ流出しているため、町内へ就職する人はごく僅かな状況が続いています。町内企業と連携した就職情報の提供と支援が必要です。

総務省が推奨する地域おこし協力隊事業については、本町においては平成25年度から取り組んでいます。最長3年の隊員期間を定住に結びつく効果的な期間にすることが必要で、任期終了後に住居や仕事に関する心配がなく早く定住できるサポートが求められ

ています。また、本事業は移住定住の促進には有効的な事業であるため、受け入れ規模の拡大等、今後の更なる推進が求められます。

## (2) 施策の方向

平成 25 年に金山町少子化対策推進条例が制定されました。定住促進のみでなく、各種分野において、安心して子供を生み育てることができる環境の整備を行います。

定住を促進するためには、働く場所の確保が重要であり、農林漁業を中心とした地域産業の 6 次化による振興とあわせ新たな仕事づくりを進め、学卒者や I J U ターン者などの定住対策を進めます。また、定住を推進するには仕事の問題だけではなく、住宅問題や商業施設など、生活環境の全般について、本町に「住みたい」と思えるような施策を展開します。

町内に点在する空き家を地域資源として捉え、国、県の補助金等の活用を含め、集会施設や「田舎暮らし」を長期的、短期的に体験できる定住促進の住宅として整備し、I J U ターン者を積極的に受け入れる方法を検討します。また、所有者との交渉や住宅情報の提供、職場の情報、田舎暮らし情報の提供など I J U の推進に努めます。

結婚対策については、若者の結婚観の変化に対応した出会いの場の提供と若者の自主的活動や社会教育における青年教育へ支援を行い、若者の結婚を促すための対策に力を入れていきます。

家庭の事情などにより他町村から通勤する人たちが増えていますが、より多くの人たちが「住みたい」と思えるように、快適で格安な町営住宅の整備、日常生活に不便のない商業の振興、子育てを補完する地域のサポート体制の整備、雇用の場の確保と雇用形態等の処遇改善、定住に結びつく生業確保のための資格取得支援など、町外から本町へ I J U することによってより多くのメリットが感じられるような事業について検討を進め、定住を促進するための官民が連携した移住・定住策の新たな施策を展開していきます。

地域おこし協力隊事業については、地域おこしとしての視点でなく、定住と結びつけ、将来の金山町を担う人材となるように発展させていきます。また、受け入れ態勢を強化し隊員の増員を検討します。

平成 26 年度より実施している、遠距離通勤者生活応援事業と住宅賃貸借者生活応援事業は、少子化対策推進条例に基づく新規事業としてスタートさせました。現在のところ、新たな移住者を呼び込む事業にまでは進展していませんが、引き続き継続しながら定住促進のメニューのひとつとして充実させていきます。

### (3) 実施事業等

- 少子化対策事業の実施
- 新たな定住促進事業の検討と I J U ターン者支援の充実
- 移住定住情報の発信と近隣町村と連携した取り組み
- 移住定住希望者の相談窓口の開設とワンストップ化
- 空き家の利活用による移住者の住居の確保
- 若者の結婚対策（出会いの場作り）事業の実施
- 町外から町内に勤務する人たちの町内移住促進
- 地域おこし協力隊の積極的な受け入れ
- 若者・子育て世帯の生活応援事業の実施

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
15 から 49 歳の若者人口 (人)	399 (平成 26 年度)	420 (平成 31 年度)
一年間の出生数 (人)	4.6 (直近五ヵ年平均)	8 (平成 31 年度)
町内在住者の結婚組数 (組)	—	40 (平成 31 年度まで)
I J U (移住) ターン件数 (件)	—	10 (平成 31 年度まで)
I J U ターンのうち 45 歳 未満件数 (件)	—	5 (平成 31 年度まで)
移住定住希望者の相談窓口	未設置	設置済
空き家への新たな移住者・ 定住件数 (件)	—	6 (平成 31 年度まで)
町内在住者の結婚数 (組)	—	35 (平成 31 年度まで)
地域おこし協力隊受入延べ 人数 (人)	5 (平成 26 年度)	10 (平成 31 年度)
地域おこし協力隊終了後の 定住者数 (人)	—	4 (平成 31 年度まで)

## 第4章 広域的な連携による地域づくり

### 第1節 交流促進

#### 1. 交流促進

##### (1) 現状と課題

本町では、過疎と少子・高齢社会の進行により急速な人口減少が続き、定住人口の維持は困難な状況にあります。このような中で町の活性化を促進するには、本町と各地域、町民と町民以外の人を結んだ交流を積極的に進めていくことが必要です。

自治体間を中心とした交流には、只見川電源流域振興協議会、奥会津五町村活性化協議会、只見川ライン観光協会などがあります。同じ課題を共有した市町村が連携し、交流基盤となる地域資源や人材の発掘・育成、受入体制の強化・調整などを進め、地域間交流を推進しています。

昭和53年から自然教育村事業を推進し、町が誇る広大な森林やのどかに広がる田畑、古くから受け継がれてきた独自の文化、人情味厚い人々との触れ合いをとおして、都市からの誘客を図り、山村の生活を舞台とした交流事業を展開してきました。これは、山村体験教育として評価が高く、首都圏を中心に多くの小中学生が訪れました。しかし、全国的に広がりを見せているグリーンツーリズムや教育旅行の推進により、同様の事業を受け入れる地域の増加や経済不況、高齢化による民宿の廃業など、受入体制の弱体化もあり衰退の一途をたどりました。ただし、受入体制を整えれば素材は残っていますので再構築が可能です。

歴史の糸が結ぶ縁による交流は、昭和57年7月19日に埼玉県羽生市、平成7年6月30日に埼玉県吹上町と友好都市の締結を行い、各々のイベント事業などへの参加をはじめ、行政と住民の相互交流が行われています。平成9年には災害時における相互応援協定も締結しており、吹上町との交流は市町村合併による埼玉県鴻巣市の誕生後も引き継がれています。平成23年の東日本大震災及び新潟・福島豪雨災では市民の方々のボランティアや救援物資などのたくさんの支援をいただきました。このような歴史の縁は、今後も大切にしていきたいものです。

交流の活性化により、本町のファンを増やし、更には「行きたい町」から「住んでみたい町」に変わり、移住・定住に結びつけることが目的です。

##### (2) 施策の方向

地域間交流には、只見川電源流域振興協議会、奥会津五町村活性化協議会、只見川ライン観光協会など、近隣自治体間で連携し、交流基盤となる地域資源や人材の発掘・育成など、受入体制の整備を進めます。

自然教育村事業は、山村を舞台とした交流事業の原点です。グリーンツーリズムや教育旅行の先駆けの事業でもありました。受入体制を再構築し、ありのままの金山町がそのままの魅力になるようなメニューを組み込み、また、楽しさや魅力を伝えるインストラクターを養成して自然教育村を復活させます。

友好都市である埼玉県羽生市、鴻巣市との交流を継続するとともに、これまでは行政が主体であった交流のあり方について検証を行い、今後は、行政のみならず民間主導の相互交流が行われるように転換を図ります。

東京金山会、ゆかりのある著名人など町や住民が関わりを持っている人々とのつながりによる交流や町出身者（美術品などの展示、各種教育・教室への講師依頼など）との交流により、真に住民同士がふれ合い、人と人とのつながりで新たな来訪者が生まれるような「つながり交流」を進めていきます。

今まであまり取り組みが少なかった大学などの学術・研究機関との交流は、知識や情報ノウハウの活用、若い人材力の活用、地域の活性化など地域側のメリットがあり、一方で実践の場の獲得、教育・研究等活動へのフィードバックなど学術・研究機関側のメリットがあります。そして、人材育成という最大のメリットが双方に見られます。今後、積極的な交流を図ります。

これまでの「交流」のイメージは、都市に住む人たちが町の観光やイベントなどで本町に訪問するという一方通行の傾向がありましたが、住民が町を出て町外での交流を活性化させ、あらためて本町を見つめ直すきっかけにすることも必要です。それには、住んでいる人にとっても訪れる人にとっても魅力の溢れる町づくりを進めていく必要があります。

交流の活性化については、おもてなしの心で迎え入れること。観光客に優しい情報案内所や案内看板が整備されていること。ここにしかない独自の魅力があること。景観的に美しい町であること等が重要で、更なる活性化は、このような視点で進めなければいけません。あわせて、I J U（移住）ターンは本町の人口問題に直結しますので、更なる推進を図る必要があります。

### **(3) 実施事業等**

- 地域資源や人材の発掘・育成と受入体制の整備
- 自然教育村の再構築
- 友好姉妹都市との交流
- 民間主導による相互交流
- 町や住民が関わりを持っている人々、町出身者との交流
- 大学などの学術・研究機関との交流
- 住民が町外で交流することの推進
- 人の心も自然も景色も美しく観光客に優しい「きれいな町」の創出

## ■ I J U ターン者支援の充実

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
自然教育村の交流人口 (人)	—	1, 0 0 0 (平成 31 年度まで)
自然教育村推進インストラ クター人数 (人)	—	2 0 (平成 31 年度まで)
友好姉妹都市との交流回数 (件)	7 (平成 26 年度)	7 (平成 31 年度)
学術・研究機関との交流件 数 (件)	—	1 5 (平成 31 年度まで)

## 第 2 節 広域連携

### 1. 広域連携

#### (1) 現状と課題

本町が加入している広域的な行政組織としては、消防、救急、介護保険の認定、ごみ処理などを目的に「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が組織され、会津 17 市町村で構成し観光客の誘客拡大を図る「極上の会津プロジェクト協議会」、尾瀬を源流とする伊南川、只見川流域の奥会津 7 町村で構成する「只見川電源流域振興協議会」、只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村の奥会津 5 町村で構成する「奥会津五町村活性化協議会」と「只見川ライン観光協会」、民間レベルにおいても「只見川ライン商工会広域連携協議会」や「奥会津温泉郷協議会」・「オールおくあいつ」などが組織され、それぞれの分野ごとに様々な連携が行われ、効果的な事業展開を目指しています。

圏域共通の課題や悩みを広域的に解決し、地域の振興を図ることを狙いとして組織されている「只見川電源流域振興協議会」では、「新編 歳時記の郷・奥会津」第 3 期対策を平成 22 年度から向こう 10 年間の事業期間とし、「奥会津振興センター」を立ち上げ、奥会津の人材育成と地域学の確立のための事業を展開しており、同時に「奥会津五町村活性化協議会」を設立し、只見川流域の 5 町村 (金山町、只見町、柳津町、三島町、昭和村) から職員を 1 名ずつ派遣し、共通する地域課題を広域的な視点で解決するための糸口を探っています。

昔から他の町村と接する金山町の境界の集落は、結婚やまつりなど日常的な往来が盛んに行われてきました。イベントでの相互交流やイベントを通じた地域活動等が行われ

ました。今後は、これまでの交流のあり方を再構築しながら、さらに一步踏み込んだ相互交流を地域住民とともに推進します。

## (2) 施策の方向

行政の執行、各種事務事業においては、国・県と連携を図り、指導のもと展開していくことは引き続き今後も強化しながら展開していきます。

地域住民が安心して暮らすために必要不可欠な取り組みである消防、救急、衛生処理、行政システムなどの広域連携事業は、経費の節減に努めながら、効率的で効果的な住民サービスの提供を維持していきます。また、産業の振興や地域の活性化を図ることを狙いに広域的に組織された只見川電源流域振興協議会、奥会津五町村活性化協議会、只見川ライン観光協会などの事業展開に積極的に参画するとともに、奥会津地域の町村が連携した振興策に取り組みます。また、行財政の事務執行においても近隣町村、似通った課題を共有する町村との連携を図り効率的かつ効果的な広域連携の在り方を検討します。

住民の生活行動を考えると、他の町村と接する本町の境界の集落は、もともと何らかの繋がりをもっているため、積極的な連携を推進します。

## (3) 実施事業等

- 国及び福島県との連携
- 只見川電源流域振興協議会による連携
- 奥会津五町村活性化協議会による連携
- 只見川ライン観光協会による連携
- 会津若松地方広域市町村圏協議会等による連携
- 極上の会津プロジェクト協議会による連携
- 隣接・近隣・沿線の市町村と連携した事業の推進
- 集落単位での連携の推進

## 第5章 住民と職員の意識改革

### 第1節 支えあいの精神による地域づくり

#### 1. 住民参加の町づくり

##### (1) 現状と課題

本町における町づくりは、各地区の要望や職員が考えた計画について、ほとんどの事業について行政が主導して進めてきました。民意が真に反映された地域づくりは、住民の皆さん自らが主体的に参画する必要があります。

本来、町づくりは「住民」のために行うもので、住民の皆さんが主役です。地域住民、ボランティア団体、民間企業など、幅広い参加による町づくりについては、理想的な形といえます。

職員は、一人ひとりが“目配り”“気配り”“心配り”による笑顔で対応し、住民や地域のことをよく知ることが大事です。住民と職員の信頼関係は、住民参加の町づくりに直結するものですので、信頼関係の構築が課題です。

町づくりの考え方や情報をみんなで共有し、多様な参加による町づくりを進めることにより、すべての人たちが住み慣れた土地で、元気でいきいきと、いつまでも暮らすことができるように考えることが課題です。

##### (2) 施策の方向

町づくりを進めるためには、行政が主導するのではなく、住民の意見を取り入れながら施策を推進します。町職員の地区担当制を再構築し、集落づくりや町づくりを推進するための体制づくりを進めます。そのひとつは「町づくり懇談会」の定期的な開催に努めます。

各々の集落において課題となっていることを明確にし、課題を解決するための生活基盤の整備などを地域住民と行政と一緒に話し合いながら、自助（個人や家族ができることは、個人や家族で行う）、共助（個人や家族でできないことは、地域が行う）、公助（地域ができないことは行政が行う）をお互いに理解しながら、それぞれの役割分担を明確にすることによって、町と地区、そして住民が連携しながら目標に向かって協力し合える体制を目指します。

町が進める町づくり計画の策定にあたっては、計画づくりの段階から住民や専門家の意見を取り入れながら、より良い計画づくりを行うように努めます。

職員は、目標の数値化に取り組み、達成度合いの総合判断の向上に努めます。住民と職員や職員間の更なる信頼関係の向上により、人数は少ないながらも支えあいの精神で強固な人間関係を築きます。それにより、住民と職員の隔たりがなくなり、より効率

的な行政運営が可能となります。

地域おこし協力隊等の新たな人材を地域で受け入れる制度を、地域のニーズを踏まえて検討していきます。また、あわせて I J U ターンの推進により、地域の新たな担い手育成を充実させます。

### (3) 実施事業等

- 職員地区担当制の強化と町づくり懇談会の定期開催
- 自助・共助・公助の推進と相互理解
- 計画策定における住民意見・外部意見の取り入れ
- 住民参加の町づくりの推進
- 職員能力の向上
- 事務事業目標の数値化への取り組み
- コミュニケーション能力の向上による住民と職員（役場）の人間関係の構築
- 地域おこし協力隊の積極的な活用
- 職員の自己啓発の推進

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
懇談会の開催回数 (回)	—	5 (平成 31 年度まで)

## 2. 集落の整備

### (1) 現状と課題

集落は、地理的、社会的条件のもとに形成され、各々独自の風俗や習慣、文化などによって維持されてきました。私たちの暮らしや行動範囲は、日常的な社会生活の単位である自然集落から始まり、近隣の集落を含めた基礎集落圏、さらに広がった一次集落圏（旧村）や二次生活圏（金山町）と拡大を続け、本町と近隣の町村を結ぶ国道や高速道路の整備、多様な情報によって、今ではより広範囲な広がりをみせています。

このような時代の中で、本町の各集落は、その規模に関わらず過疎と少子・高齢社会が進行しています。これは、世帯数や人口の減少に止まらず、各集落において自治機能を維持することが困難な状況を招いています。集落の規模に関係なく、若者の減少と高齢化による集落の担い手不足が進行しています。

これまで、各集落を維持するために行われてきた、農道や林道、山道、水路等の維持管理については、高齢者世帯の増加によって作業に従事できる担い手が年々少なくなる状況にあり、管理が行き届かなくなったところから急速に荒廃が進んでいます。ま

た、遠い昔から伝統的に行われてきた集落の行事等も行われなくなってきました。

本町の集落は、各種それぞれの特徴があります。その特徴を生かした特色ある集落づくりを進めていく必要があります。例えば、湖沼や温泉などを有した集落、平地で農作業に適した集落、公共施設が集中している集落、高地で高原作物の栽培に適した集落、独自の地域づくりを進めている集落、独特の伝統文化を継承している集落等さまざまです。この特性を生かしながら、基礎集落圏が近隣の集落と協同で、一次集落圏等のエリアでの集落づくり・地域づくりを検討していく必要があります。

各集落内には、空き家が増加傾向にあります。空き家については、所有者が適正な管理を行うことが原則ですが、管理が行き届いていない空き家も増加傾向にあります。空き家の新たな利活用方法を見出す必要があります。また、利活用が見込めない空き家については、集落の生活環境にさまざまな影響を及ぼします。廃墟化する前に何らかの対応を講じる必要があります。

各集落ともに自治機能を維持するために、あらゆる工夫をしながら維持に努めていますが、現状のままでは、近い将来に集落の維持が困難な集落が出ることは避けられない状況です。

## (2) 施策の方向

集落の整備にあたっては、集落ごとの歴史的な背景と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮しながら検討を進めます。また、交通条件や冬季間の積雪などによって住みにくくなっている集落もあり、今後、各地区における集落のあり方の検討については、地区の要望に応じて住民意向調査を行うほか、地域住民と町職員が連携して、行政区の統合などの再編についての必要性等を検討しながら慎重に進める必要があります。

特色ある資源を生かした集落づくりを支援します。また、今後も集落の魅力を支えあいの精神で複数の集落圏で継承できるように、一次集落圏等による地域づくりの取り組みを推進し、町全体としても集落圏によるエリア化を図り、特徴を生かした町づくりに努めます。

空き家は個人所有でありながらも、活用の仕方によっては町としても貴重な財産であると位置づけています。これを活用したI J U希望者の受け入れを促進させるとともに、町としても新たな集落の担い手対策として積極的な事業展開を図ります。あわせて、利活用が見出すことが困難な空き家については、空き家解体事業により、集落内の景観と安全・安心を守ります。

各集落の営みにおける冬場の除雪や普請などの集落活動においては、ボランティアの受け入れ等を積極的に行い、集落を支援する組織を支援します。あわせて、ボランティア団体との交流により、今後の集落維持・活性化の方法を模索します。

広域化する課題への対応については、近隣町村との情報の共有化と連携した事業展

開による町づくりを進めます。

### (3) 実施事業等

- 集落の整備の強化
- 集落内の新たな取り組みの推奨
- 集落内除雪・集落維持活動に対する新たな支援策の検討
- 集落内の空き家の積極的な活用と I J U の促進・担い手育成促進
- 集落内の不要空き家の解体の促進
- ボランティア団体の受け入れの支援と交流促進
- 集落の維持存続に向けた情報共有化・連携の強化

### (4) 数値目標 (KPI) ・ 行動指標

項目 (単位)	現状数値 (年度)	目標数値 (年度)
集落活性化事業への支援件数 (件)	—	10 (平成 31 年度まで)
不要空き家の解体件数 (件)	—	30 (平成 31 年度まで)

## 第 2 節 公有財産の適正管理

### 1. 公有財産の適正管理

#### (1) 現状と課題

本町は広大な面積の中に、大小 30 地区が散在しているため、他の自治体と比較して多くの公有財産を所有しています。過疎の進行や立地条件、老朽化などの問題により利用が少ない財産の処分を行っていますが、今後も不要となった財産の活用方法や処分が課題となっています。

観光施設や老人福祉センター (ゆうゆう館)、集会所などについては、指定管理者により管理運営が行われており、中川工場、滝沢工場 (2 カ所) については、民間事業者によって活用されています。

その他の施設については、妖精美術館や自然教育村会館、若者交流センター (あすなろ館)、農業実習館などについては、町が直接管理運営を行っており、これらの多くの公有財産の管理が町にとって大きな負担となっています。

近年は、管理の行き届いていない施設、活用されていない土地など、新たな問題も現れ

てきており、十分な管理と効率的な運営を行うことができないなどの課題があります。

公用車は、増加傾向にあり車庫も限られているため、冬場の管理が過重な負担となっています。目的を持った車両が多いため一概に廃止する訳にはいきません。使用頻度等を考え車庫等の検討が必要です。また、あわせて公用車は単なる職員の移動手段ではなく、住民の財産という視点から、外観も車内も清潔感を保ち、交通ルールを守った運転を行うことはもちろん、適正な管理体制が必要です。

## (2) 施策の方向

指定管理者による管理運営を行っている施設については、これまでの状況を検証しながら、より効率的な管理運営方法を検討します。集会所施設については地区コミュニティの重要な場所であることから、環境改善等修繕の支援を継続します。

利用の少ない自然教育村会館、農業実習館などの施設については、今後のより良い利用のあり方についての検証を進めるとともに、民間の活用などの新たな管理運営を検討します。

今後、新たに施設整備を計画する場合については、施設の必要性和活用計画を十分に検討した上で、将来的な維持管理経費を低減させる方法を検討し、新エネルギーの導入などエネルギー効率を考え、有効的で効果的な施設整備を行います。

その他の施設については、職員数が減少している中で町有施設の管理がままならない現状もあることから、民間業者への一括委託などを含めた管理のあり方を検討します。

不要となった公有財産については、民間への譲渡を進めるほか、老朽化が著しい施設については、解体等の措置を検討します。

公用車の適正配置を再検討し、日常においても適正管理に努めます。

## (3) 実施事業等

- 指定管理者による管理運営の検証
- 効率的な管理運営の検討
- 利用の少ない遊休施設の活用の検討と民間活用の促進
- 維持管理費の低減化、省エネルギーに対応した施設整備の検討
- 財産の適正な整備と維持管理
- 不要財産及び老朽化施設の処分・解体・整理、民間での活用推進
- 公用車車庫の新築または確保
- 公用車の適正管理

# 町のあゆみと現在のすがた

# 1 町の現状

## (1) 町のあゆみ

金山町史に「灯台もと暗し、という言葉がある。われわれは案外自分のことを知らないで、それほどでもないよその人の身の上をうらやんだりすることがあるものである。かりそめにも そんなことのないように、自分が何であるのか、わが町はどんなところか、きっちりとらえるところから入っていこうとおもう。」とあるように、自らが何であるのか、身元をちゃんと確かめ、本町の生い立ちをしっかりとおさえておかなければなりません。本町では、あちこちから縄文時代中期の土器がたくさん出土し、このころには既に人々の生活の営みがあったことがうかがわれます。中世には、この一帯は会津四家の一人といわれた山ノ内一族が治め、山ノ内は、横田の中丸城を中心に七つの城を構え、現在の集落の姿はこのころに形づくられています。江戸時代には、東部は「金山谷大石組」、西部は「伊北郷大塩組」と呼ばれ、せまく会津を呼称した会津盆地の人たちとは異なり、天領という名のもう一つの会津を形成し、「南山御蔵入地」の一部として「御蔵入の民」ならではの誇り高い生活文化を受け継いできました。これは金山の歴史を考える上でとても大事なことです。明治4年の廃藩置県によって若松県に属し、23の村がありましたが、明治9年福島県の管轄となり、明治11年の郡区町村編成法によって戸長が川口と横田に置かれました。明治22年市制町村制によって金山谷・伊北郷の村々は「沼沢村、川口村、本名村、横田村、大滝村」となり、昭和15年横田村と大滝村が合併し「横田村」となりました。昭和22年に現行地方自治法が施行されて、民主的自治制度が確立され、昭和28年市町村規模の適正化を図るため町村合併促進法が施行され、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要とされた人口8,000人以上を標準に、当時の町村数をほぼ3分の1に減少することを目途として推進され、昭和30年3月31日に沼沢村、川口村、本名村、横田村が合併し「金山村」となり、昭和33年4月1日に町制を施行し「金山町」となりました。本町の転機として、昭和25年施行の国土総合開発法に基づき、昭和26年の只見特定地域の指定によって、滝（電源開発）、伊南川、本名、上田、沼沢沼（H14廃止）、第2沼沢（以上東北電力）の各発電所の建設、横田鉱山、田代鉱山の開発などがありました。

## (2) 地 勢

本町は、福島県の西部に位置し、只見町、三島町、昭和村、柳津町、越後山脈を挟み新潟県阿賀町に接する山間地帯で、会津若松市から約50kmの地点にあり、南北20.54km、東西19.90km、総面積293.97km<sup>2</sup>で、東京23区の約2分の1に相当する面積を有しています。本町の周囲は、800～1,300mの急峻な山に囲まれ、中央部を南西から北東に向かって尾瀬を源流とする只見川が流れ、それに滝沢川、山入川、霧来沢、風来沢、白沢川、野尻川などの

大小支流が流れ込み深い溪谷を刻んでいます。本町の東部には沼沢火山による二重火山のカルデラ湖「沼沢湖」があり、周辺部は軽石粒堆積物がつくる丘陵地が発達していますが、只見川とその支流は河岸段丘の発達が少なく平地は狭小です。約 90%が山林原野（資料：固定資産概要調書（土地））で、経営耕地面積はわずか 1%にすぎません。

### (3) 気 候

気候は、積雪が多い日本海型で、夏季は高温多湿です。最近 5 年間（H22～26）の平均気温は 10.1℃、最低気温の平均は、-3.9℃、最高気温の平均は、30.4℃であり、最低気温は平成 26 年 1 月の -12.1℃、最高気温は平成 24 年 8 月の 35.5℃となっていて、寒暖の差が大きくなっています。降雨量は、年間 1,400 mm～2,300 mm程度で、積雪量は全国有数であり、最近 10 年間の最高記録は、1 日の降雪量が 90 cm、最深積雪が 223 cm、年間累計降雪量は 12m55 cmです。初雪は 11 月中旬、根雪は 12 月中旬、消雪は 4 月中旬となっていて、積雪期間は実に 5 ヶ月にもおよび、平均根雪期間は約 110 日という積雪豪雪地帯です。これらの気候の変化によって、春、夏、秋、冬と四季の変化がはっきりとしています。

### (4) 人 口 等

合併直後の昭和 35 年の国勢調査で 1,845 戸、10,119 人あった人口は、様々な複合する条件の中で、平成 22 年の国勢調査で 1,042 戸、2,462 人となっていて、人口はおよそ 4 分の 1 近くにまで減少し、若年者比率（15 歳～29 歳）が 5.9%と極端に低下している反面、高齢者比率（65 歳以上）は 55.0%と上昇が加速されていて、特に若年層の人口が少ないことが大きな問題となっています。福島県現住人口調査による平成 27 年 4 月 1 日現在の本町の世帯数は 988 戸、人口は 2,128 人（男 1,003 人、女 1,125 人）、高齢者比率は 59.8%（福島県は 28.2%）となっていますが、人口は今後の町財政運営にも大きな影響を及ぼすことから平成 27 年 10 月 1 日の国勢調査結果が注目されていましたが、人口は 2,104 人という速報値が出ているところです。人口減少の要因は、日本経済の高度成長に伴った産業構造の変化とそれに伴った人口の都市部への集中と表裏一体の関係にあります。町内的には、発電所工事の完了（昭和 36 年、57 年）、災害発生（昭和 44 年）と復旧工事の完了、横田鉱山の休山（昭和 47 年）、田代鉱山の閉山（昭和 48 年）、発電所の無人化（昭和 49 年～50 年）など就業の場の減少が相次ぎ、就業構造の変化を余儀なくされ、地域内での所得の確保が難しくなったことがあげられます。ここ 30 年間は、出生数より死亡者数が多い自然減と、転入より転出が多い社会減の両方の要因による人口減少となっています。

### 金山町における過疎の状況

区 分	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人 口	10,119 人	6,511 人	4,790 人	3,945 人	3,204 人	2,834 人	2,462 人
人口減少率	—	35.7%	26.6%	17.6%	18.8%	11.5%	13.1%
若年者比率	24.1%	16.3%	11.5%	9.6%	7.1%	6.2%	5.2%
高齢者比率	7.3%	13.1%	20.5%	31.5%	45.3%	51.8%	55.0%
財政力指数	—	0.863	0.266	0.359	0.226	0.245	0.207

資料：総務省「国勢調査」

#### (5) 産 業

本町では、かつては第一次産業が中核的な産業でしたが、昭和 55 年～平成 22 年の 30 年間に、第一次産業人口割合が 32.6%から 20.5%へと減少し、第二次産業人口割合が 23.0%、第三次産業人口割合が 56.5%と、第二次・第三次産業が 79.5%を占めています。産業別就業人口の増減をみると、この 30 年間に人口が 2,328 人（48.6%）減少したことにより、総就業者数が 1,741 人（63.6%）減少し、第一次産業が 688 人（77.0%）減少、第二次産業が 737 人（76.1%）減少、第三次産業は 316 人（35.6%）減少と、いずれの産業においても大幅な就業の衰退が見られます。産業別就業者割合は、全国的には、卸売・小売業 16.4%、製造業 16.1%、サービス業 5.7%の順に大きくなっていますが、本町においては、建設業 16.8%、農業 19.8%、卸売・小売業 12.2%の順で大きくなっていて、建設業（+13.2%）、農業（+12.3%）、複合サービス業（+1.9%）、公務（+3.3%）が、全国と比較して就業者の割合が高くなっています。農業では、主な農作物は水稻、大豆、そば、花きなどがあり、近年はエゴマや赤カボチャなどの栽培も盛んになりましたが、農業だけで生計を維持することは難しい状況です。林業も 1ha 未満の小規模な森林所有者が半数を占め、杉、桐の植栽が多く、1 戸当たりの経済的効果は少ない状況です。漁業は、国内でも希少なヒメマスが沼沢湖に生息していますが、漁獲高にバラツキがあることやカワウの被害などもあり収益が安定しない状況です。工業は昭和 40 年代から工場の進出が見られたものの、いずれも下請け、零細企業で、海外への生産拠点の移転や経済不況などの影響もあり、ごく小規模な事業所を除いてはほとんどが閉鎖に追い込まれています。地場産業の振興の観点では、第一次産業を土台とし農林水産物の生産－加工－販売－消費－サービス－観光を生産者自身が主体的かつ総合的に関わり、流過程における付加価値を生産者自身や住民が受けることができる六次産業化の推進が課題です。

## (6) 交 通

交通は、町の東西を只見川に沿って J R 只見線と国道 252 号が並行し、役場所在地の川口で国道 400 号が分岐して南方へ伸びています。国道 252 号は会津坂下町で磐越自動車道、新潟県魚沼市で関越自動車道に接続し、国道 400 号は昭和村、南会津町、栃木県日光市、那須塩原市を径由し、東北自動車道に接続しており、新潟市や仙台市、東京都などの大都市への所用時間は、大幅に短縮されています。県道は、小栗山宮下線、布沢横田線があり、狭隘でカーブが多く危険なため、冬季間は通行止めとなっています。近隣町村を結ぶ公共交通機関は、会津若松方面と只見町方面が J R 只見線、昭和村までが会津バスで結ばれ、いずれも 1 日の運行本数が少なく、利便性が悪い状況です。町内は、平成 6 年 10 月から町営バスを運行開始し町民の足の利便性向上に努め、平成 21 年 4 月からは乗合タクシーの運行を開始し、高齢者などの日常的な交通の確保に努めてきましたが、日曜日の運行がないため、観光客などを含めた幅広い利用への対応がなされていない状況にあり、J R などの公共交通機関の二次交通としては課題が残されています。

## (7) 生 活

本町をはじめとする奥会津の各町村と会津若松市などの会津盆地を結ぶ広域幹線道路（国道）事情は、各町村の中心地のバイパス化やトンネル化などの整備が進み、移動時間が大幅に短縮されるとともに、冬季間も完全な除雪が行われるようになり、雪のために交通が遮断されることもなくなり、「陸の孤島」になることは全く考えられなくなりました。しかし、道路が整備されたことやマイカーの普及率が上昇していることもあり、通勤圏や買物行動圏などの生活行動圏の広域化が進んでいます。特に買い物や行楽などは道路事情のほかに、都市的商業の集積、専門店、スーパーマーケット、ディスカウントショップ、近年では郊外型のショッピングモールやアウトレットなどの新たな形態の商業施設が町内に無いなどの要素も加わり、行楽についてもより遠くへ足を伸ばす傾向が浸透し、住民の経済行動圏がより大都市へ、より遠くの行楽地へと拡大しています。近隣町村においては、日常生活に欠かせない給油所の廃止もあり、これからは一つの町だけの生活実態を考えるのではなく、連携による新たな視点に立った対応が必要です。

## (8) 行 財 政

### ① 行 政

町行政を執行する役場庁舎は、町の中心地である川口に本庁舎を設置（昭和 56 年新築）し、旧横田村の中心地である横田に出張所を設置しています。平成 27 年 4 月 1 日現在、行政の執行体制は、町長部局 5 課制、この他会計管理部局として出納室があり、教育委員会など外局として 4 局があります。職員は、町長部局に 52 名、外局に 9 名の 61 名を配置して業務の執行にあたっています。出先機関は、横田出張所、診療所、保育所(2)、開発センター、町民体育館、公民館(5)、小学校(2)と中学校があ

ります。広域的には、会津地方の中心である会津若松市を中心とした会津若松地方広域市町村圏整備組合を設置し、会津若松地方ふるさと市町村圏計画を策定し、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整により圏域内の振興を図るほか、消防、介護保険の認定事務、し尿処理、ごみ処理等を共同で実施しています。そのほか、本町が関係する公益法人は、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人かねやま福祉会、福祉事業を行う社会福祉法人金山町社会福祉協議会があります。また、本町が関係する民間企業の主なものには、町が有価証券を保有する(株)会津かねやま、(株)奥会津金山大自然があります。議会の組織構成は、定数 10 名で、総務文教、産業建設の 2 つの常任委員会を置いています。また、本町の行政区は 30 ありますが、小さい行政区は 10 戸弱、大きいところは 120 戸弱と、戸数には大きな差があります。このため、行政区を、川口、本名、玉梨、中川、水沼、沼沢、横田、大塩、山入の 9 つにグループ化して基礎集落圏とし、コミュニティ活動や公共施設の配置を考えるときの生活圏の基準としています。本町は、平成 6 年に定員管理計画を策定し、その後、更新をかさねています。この計画では、新しい行政需要に敏速に対応できる柔軟な組織をつくり、職員の個々のスキルアップを図り、最少の職員で最大の効果を上げる組織を目指し、平成 22 度末に 62 名まで削減するものとなっています。平成 21 年度には 61 名となりましたから目標は達成できたこととなりますが、平成 6 年度には 112 名の職員がいたことを考えると、およそ 45%もの削減を行ったこととなり、削減率は福島県で最大となっています。一方で、住民参加の町づくりが極めて重要になっていることから、平成 12 年 3 月からは、継続して地区住民と行政が意見交換を行い、その経過について行政が責任を持つために、全職員が参加する「職員地区担当制」と「まちづくり懇談会」をスタートさせました。今後は、住民達が自ら地域資源を活かしたまちづくりに邁進する体制づくりを行うことが望まれます。

## ② 財 政

財政規模は平成 8 年の 41.2 億円をピークに年々縮減傾向が続いています。一般会計の歳出決算ベースでは、昭和 51 年度に 10 億円を超え、昭和 56 年度に 20 億を超え、平成 2 年度に 30 億円を超え、平成 8 年度は最高の 41.2 億円となりましたが、三位一体の改革や平成の大合併を契機とした聖域なき改革の断行を契機として、地方交付税の削減などの影響もあり、近年は 25 億円程度となっています。歳入は、昭和 43 年度までは水力発電所の固定資産税(大規模償却資産税)の影響で財政力指数が 1 を超え交付税不交付団体でしたが、原価償却により昭和 44 年度から交付団体となりました。昭和 58 年度は第二沼沢発電所の運転開始により大規模償却資産税が増加し、町税総額が 10 億円となり財政力指数は 0.612 となりましたが、この年をピークに大規模償却資産税が減少に転じ、平成 26 年度は、町税総額がおよそ 5.2 億円で単年度財政力指数も 0.216 となり、歳入決算額に占める町税の割合は 13.0%となっています。

す。町税に繰入金、その他財源を加えた自主財源比率は29.1%、依存財源比率は70.9%（地方交付税 41.3%、国県支出金 14.1%、地方債 12.1%、その他 3.4%）で、地方交付税、補助金及び地方債に大きく依存しています。地方債（借金）の元利償還（返済）に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に非弾力的な経費であるため、その増加は財政を圧迫する要因になるものですが、平成 26 年度の公債費は 2.9 億円で歳出総額に占める割合は 7.5%です。平成 26 年度の数値で類似団体と比較してみると、実質公債費比率は 3.5%となっています。平成 26 年度末の一般会計の地方債現在高は約 26.8 億円、特別会計を含めると約 29.7 億円となっており、平成 26 年度決算における経常収支比率は 81.5%です。平成 6 年度に財政健全化計画を策定し、その後は、毎年ローリングによる見直しを行ってきましたが、平成 13 年度決算で地方交付税等の一般財源が大幅に減少したことが要因となって、経常収支比率が悪化したことから平成 14 年 12 月に平成 18 年までを目標とする新しい財政健全化計画を策定しました。この計画で、財政の健全化を図るために職員の退職不補充による人件費の削減をはじめとして、物件費、補助費、普通建設事業費などすべての項目で大幅に削減をしてきました。特に義務的経費を圧縮し、地方交付税も地方の再建に配慮された配分に移行されたことも重なり、近年では比較的安定した財政運営が保たれています。今後も、財政計画の見直しとそれに基づく運営を基本に将来を見通した財政運営を進めます。自主財源に乏しく地方交付税などの依存財源に委ねる体質は急変できないことから、今後も慎重な財政運営が必要となります。

#### 実質公債費比率等の状況

区 分	実質公債費比率（平成 26 年度）	将来負担比率（平成 26 年度）
金 山 町	3.5	—
県内市町村平均	8.6	14.1

## ◆ ことばの意味

- 実質公債費比率 = 収入に対して自治体が借金返済にあてる金額の割合。  
18%以上になると地方債（借金）をする際に県の許可が必要。  
25%以上になると黄信号。
  
- 将来負担比率 = 公社や第三セクターも加えた連結ベースで、自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の1年間の収入と比べてどのくらい多いかを示す。350%以上になると黄信号。
  
- 財政力指数 = 簡単にいえば、「町の税収」を「町が全国水準の行政を行い、施設を維持するために必要な経費」で割った数値の3年間の平均の値で、数値が高くなると財政力が強い団体となり、財政力指数が1を超えると、財政力が極めて強い団体として普通交付税は交付されない。
  
- 自主財源比率 = 収入総額に占める自主財源（地方自治体が自主的に収入しうる財源）の割合のこと。この数値が低いということは、国や県に頼っている度合いが高く、町財政の自主性が低いということになる。
  
- 自主財源 = 町が、自分の手で徴収することができる財源のことで町税、分担金や負担金、使用料や手数料、財産収入、寄付金、繰入金などがある。
  
- 経常収支比率 = 人件費、扶助費、公債費など義務的性格の「経常的な支出」に対して、地方税、地方交付税など「経常的な収入」がどの程度使われたか示す指標で、町村は75%を超えた場合、財政の硬直化が進んでいるといわれる。
  
- 経常的な支出 = 毎年支出しなければならない「人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費など」をいう。
  
- 経常的な収入 = 町税、地方交付税、使用料、手数料などの毎年収入されるもの。（したがって、補助金などは経常的な収入ではない。）

## 2 資料

表 1-1 人口の推移

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増減率								
総 数	10,119人	7,586人	△25.0%	6,511人	△14.2%	5,218人	△19.9%	4,790人	△8.2%	4,282人	△10.6%
0 歳～14歳	3,238人	2,349人	△27.5%	1,656人	△29.5%	1,042人	△37.1%	791人	△24.1%	615人	△22.3%
15歳～64歳	6,140人	4,458人	△27.4%	4,005人	△10.2%	3,261人	△18.6%	3,019人	△7.4%	2,575人	△14.7%
うち 15歳～29歳(a)	2,443人	1,369人	△44.0%	1,064人	△22.3%	740人	△30.5%	553人	△25.3%	427人	△22.8%
65歳以上(b)	741人	779人	5.1%	850人	9.1%	915人	7.6%	980人	7.1%	1,092人	11.4%
(a)/総 数 若年者比率	24.1%	18.0%	—	16.3%	—	14.2%	—	11.5%	—	10.0%	—
(b)/総 数 高齢者比率	7.3%	10.3%	—	13.1%	—	17.5%	—	20.5%	—	25.5%	—

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率								
総 数	3,945人	△7.9%	3,511人	△11.0%	3,204人	△8.7%	2,834人	△11.5%	2,462人	△13.1%
0 歳～14歳	504人	△18.0%	382人	△24.2%	289人	△4.3%	198人	△31.5%	151人	△23.7%
15歳～64歳	2,199人	△14.6%	1,759人	△20.0%	1,463人	△16.8%	1,169人	△20.1%	955人	△18.3%
うち 15歳～29歳(a)	378人	△11.5%	258人	△31.7%	228人	△11.6%	176人	△22.8%	127人	△27.8%
65歳以上(b)	1,242人	13.7%	1,370人	10.3%	1,452人	5.6%	1,467人	1.0%	1,356人	△7.6%
(a)/総 数 若年者比率	9.6%	—	7.3%	—	7.1%	—	6.2%	—	5.2%	—
(b)/総 数 高齢者比率	31.5%	—	39.0%	—	45.3%	—	51.8%	—	55.0%	—

資料：総務省「国勢調査」

表 1-2 人口の推移

区 分	昭和63年 3月31日		平成 5年 3月31日			平成10年 3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	4250人	—	3866人	—	△9.0%	3496人	—	△9.6%
男	2039人	48.0%	1827人	47.3%	△10.0%	1645人	47.1%	△10.0%
女	2211人	52.0%	2039人	52.7%	△9.2%	1851人	52.9%	△9.0%

区 分	平成15年 3月31日			平成20年 3月31日			平成25年 3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	3081人	—	△11.9%	2659人	—	△13.7%	2328人	—	△12.4%
男	1453人	47.2%	△11.7%	1251人	47.0%	△13.9%	1106人	47.5%	△11.6%
女	1628人	52.8%	△12.0%	1408人	53.0%	△13.5%	1222人	52.5%	△13.2%

資料：金山町住民基本台帳

表 1-3 産業別人口の推移

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	4,822人	3,438人	△28.7%	3,370人	△2.0%	2,774人	△17.7%	2,747人	△1.0%	2,417人	△12.0%
第一次産業 就業人口比率	42.5%	52.3%	—	44.7%	—	41.2%	—	32.6%	—	32.4%	—
第二次産業 就業人口比率	34.7%	20.7%	—	27.3%	—	27.8%	—	35.3%	—	34.4%	—
第三次産業 就業人口比率	22.8%	27.0%	—	28.0%	—	31.0%	—	32.1%	—	33.2%	—

区 分	平成 2年		平成 7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率						
総 数	2,100人	△13.1%	1,811人	△13.8%	1,351人	△25.4%	1,110人	△17.8%	1,006人	△9.4%
第一次産業 就業人口比率	24.0%	—	24.0%	—	10.7%	—	14.1%	—	20.5%	—
第二次産業 就業人口比率	38.0%	—	36.6%	—	38.8%	—	30.5%	—	23.0%	—
第三次産業 就業人口比率	38.0%	—	39.4%	—	50.5%	—	55.5%	—	56.5%	—

資料：総務省「国勢調査」

表 2-1 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 26 年度
歳入総額 A	3,580,683	2,967,973	2,769,442	3,940,004	4,012,289
一般財源	2,522,916	1,970,827	1,977,519	2,007,552	2,217,478
国庫支出金	223,196	261,316	309,064	470,111	256,581
都道府県支出金	250,375	343,640	179,776	280,602	307,190
地方債	434,100	217,900	163,460	567,491	485,473
うち過疎債	226,500	46,300	9,400	289,900	275,800
その他	150,096	174,290	139,623	614,248	745,567
歳出総額 B	3,500,334	2,920,676	2,543,470	3,894,711	3,868,055
義務的経費	1,286,042	1,165,838	1,036,937	1,121,955	929,188
投資的経費	990,416	661,493	337,444	1,633,853	1,112,020
うち普通建設事業	883,298	229,177	334,570	1,617,104	1,055,172
その他	1,223,876	1,093,345	1,169,089	1,138,903	1,826,847
過疎対策事業費	922,636	114,997	27,200	1,049,551	388,688
歳入歳出差引額 C(A-B)	80,349	47,297	225,972	34,253	144,234
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,054	361	158,132	92,278	27,642
実質収支 C-D	75,295	46,936	67,840	△58,025	116,592
財政力指数	0.226	0.245	0.233	0.221	0.216
公債費負担比率	—	22.1	18.2	18.0	14.3
実質公債費比率	18.9	19.9	18.7	11.6	3.5
起債制限比率	11	14.4	11.7	6.0	2.5
経常収支比率	79.6	88.7	85.6	76.1	81.5
将来負担比率	—	—	55.7	21.3	—
地方債現在高	3,581,037	3,242,682	2,539,004	2,454,300	2,681,441

(注) 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づくものであること。

※ 財政力指数は3ヵ年の平均値です。

表 2-2 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 26 年度末
市町村道	122,755	129,422	134,369	136,016	140,094	140,297
改良 (%)	1.6	20.9	33.6	42.1	47.3	48.1
舗装率 (%)	0.1	21.1	36.6	45.9	50.6	51.3
耕地 1 ha 当たり農道延 (m)	59	69.2	78.8	91.7	91.7	91.7
林野 1 ha 当たり林道延 (m)	2.6	2.3	3.1	3.2	8.7	8.7
水道普及率 (%)	87.2	90.9	93.4	95.1	96.2	97.3
水洗化率 (%)	—	3.1	10.7	13.6	30.0	48.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.1	1.6	4.4	0	0	0

(注) 1 上記区分のうち「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づくものである。

- 2 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) \div J$$

- A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口
- B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口
- F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口
- G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口
- H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口
- I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）
- J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※ 処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

表 3-1 集落の状況（平成 27 年 4 月）

	集落名	世帯数	人 口	0～14 歳		15～29 歳		30～64 歳		65 歳以上	
				人数	構成率	人数	構成率	人数	構成率	人数	構成率
1	川 口	105 戸	244 人	17 人	7.0%	22 人	9.0%	85 人	34.8%	120 人	49.2%
2	小栗山	42 戸	97 人	6 人	6.2%	3 人	3.1%	33 人	34.0%	55 人	56.7%
3	八 町	23 戸	54 人	5 人	9.3%	1 人	1.9%	13 人	24.1%	35 人	64.8%
4	玉 梨	72 戸	138 人	4 人	2.9%	9 人	6.5%	39 人	28.3%	86 人	62.3%
5	西 谷	55 戸	124 人	5 人	4.0%	4 人	3.2%	39 人	31.5%	76 人	61.3%
6	本 名	95 戸	195 人	4 人	2.1%	10 人	5.1%	52 人	26.7%	129 人	66.2%
7	橋 立	9 戸	22 人	3 人	13.6%	0 人	0.0%	6 人	27.3%	13 人	59.1%
8	大 志	31 戸	82 人	5 人	6.1%	11 人	13.4%	23 人	28.0%	43 人	52.4%
9	板 下	118 戸	171 人	4 人	2.3%	9 人	5.3%	41 人	24.0%	117 人	68.4%
10	宮 崎	32 戸	68 人	7 人	10.3%	5 人	7.4%	21 人	30.9%	35 人	51.5%
11	上 田	7 戸	12 人	0 人	0.0%	0 人	0.0%	2 人	16.7%	10 人	83.3%
12	水 沼	31 戸	72 人	6 人	8.3%	2 人	2.8%	23 人	31.9%	41 人	56.9%
13	上大牧	6 戸	13 人	2 人	15.4%	0 人	0.0%	4 人	30.8%	7 人	53.8%
14	下大牧	10 戸	19 人	0 人	0.0%	2 人	10.5%	5 人	26.3%	12 人	63.2%
15	高 倉	8 戸	26 人	3 人	11.5%	1 人	3.8%	9 人	34.6%	13 人	50.0%
16	大栗山	17 戸	31 人	0 人	0.0%	4 人	12.9%	8 人	25.8%	19 人	61.3%
17	福 沢	9 戸	19 人	0 人	0.0%	1 人	5.3%	8 人	42.1%	10 人	52.6%
18	三 更	6 戸	13 人	0 人	0.0%	1 人	7.7%	3 人	23.1%	9 人	69.2%
19	沼 沢	41 戸	76 人	1 人	1.3%	2 人	2.6%	15 人	19.7%	58 人	76.3%
20	太郎布	11 戸	17 人	0 人	0.0%	0 人	0.0%	4 人	23.5%	13 人	76.5%
21	横 田	60 戸	139 人	11 人	7.9%	14 人	10.1%	53 人	38.1%	61 人	43.9%
22	上横田	62 戸	132 人	13 人	9.8%	12 人	9.1%	50 人	37.9%	57 人	43.2%
23	土 倉	12 戸	31 人	0 人	0.0%	7 人	22.6%	8 人	25.8%	16 人	51.6%
24	西 部	10 戸	21 人	1 人	4.8%	1 人	4.8%	10 人	47.6%	9 人	42.9%
25	大 塩	83 戸	172 人	1 人	0.6%	12 人	7.0%	57 人	33.1%	102 人	59.3%
26	滝 沢	48 戸	97 人	2 人	2.1%	3 人	3.1%	34 人	35.1%	58 人	59.8%
27	田 沢	16 戸	33 人	0 人	0.0%	1 人	3.0%	14 人	42.4%	18 人	54.5%
28	山入一	17 戸	36 人	2 人	5.6%	2 人	5.6%	10 人	27.8%	22 人	61.1%
29	山入二	22 戸	46 人	0 人	0.0%	4 人	8.7%	16 人	34.8%	26 人	56.5%
30	越 川	27 戸	57 人	1 人	1.8%	3 人	5.3%	15 人	26.3%	38 人	66.7%
		1085 戸	2257 人	103 人	4.6%	146 人	6.4%	700 人	31.0%	1308 人	58.0%

(注) 1 かねやまホームを含む。(板下)

資料：金山町住民基本台帳

2 外国人を除く。

表 3-2 規模別（戸数）集落数（平成 27 年 4 月）

（単位：戸）

10 戸以下		11 戸～20 戸		21 戸～40 戸		41 戸～60 戸		61 戸以上	
集落名	戸数	集落名	戸数	集落名	戸数	集落名	戸数	集落名	戸数
下大牧	10	山入一	17	宮 崎	32	西 谷	55	板 下	118
西 部	10	大栗山	17	大 志	31	滝 沢	48	川 口	105
橋 立	9	田 沢	16	水 沼	31	小栗山	42	本 名	95
福 沢	9	土 倉	12	越 川	27	沼 沢	41	大 塩	83
高 倉	8	太郎布	11	八 町	23			玉 梨	72
上 田	7			山入二	22			上横田	62
上大牧	6							横 田	60
三 更	6								
8 集落	65	5 集落	73	6 集落	166	4 集落	186	7 集落	595

資料：金山町住民基本台帳



